

の七咫を。五尺六寸なりと爲しより。かゝる強たる説も。出来しなりけり。○口尻明耀。口尻の面尻と云事にて。即天書には面オモと後へとを云て。遍身光明の耀くよしを。知らせたる文なるへし。記に見えたる如く。上は高天原をてらし。下は葦原中國まで。光る神は坐せり。其光の口尻よりも。明耀き出たることと。所見たり。さて天書に。面尻並赤。遍身生毛。の毛は光字の誤なるへし。此を此神の御形。獸の様似たまへる如く。云る説もい甚いか。○絶然云々。絶一本は赫とあり。説文は絶。大也。集韻音赫義同といへり。平田翁云。八咫遠呂智の目を。似赤加賀智と譬たるは。彼か目の血爛て赤き状を云るなれば。然る語にも聞ゆるを。絶然の譬には。似つかひしからず。古語拾遺に。此を同じ得を。舉たれ。而絶然似赤。或言世の八字本記よ。上光高天原。下光葦原中國と有て。口尻明耀といふ語のなきを。却ていみしく聞えたりと云れたり。さて通證に。玉木翁曰。言鼻長。則面体可以知。言背長。則一身可以計。また今諸社祭禮。作此象前導。蓋傳嘉例也。釋曰。王舞之面者。象此神面。兼良曰。祭禮と云り。共よさることなり。○從神の。

私記に美止毛奈留神乎とあり。拾遺の古本なるも然訓り。則此は右に謂ゆる。先驅者の事として。次に有八十万神と云る是なり。今本の訓は。モトノ神と訓り。此將古此は大凡に其神の明耀て。誰も面勝難きさまを云るよこそあれ。八十万神皆とあれりとて。御供神皆と云るには非ぞ。且は鈿女命の強悍なる状を。知せたる文なり。○不得目勝。記云汝者云々。與伊牟迦布神。面勝神とあり。目勝は拾遺よ。皆不能相見と見えたる。言餘抄に。被奪衢神之眼光。不能向見也。と注る如し。雄略紀。其雷魁々。目精赫々。天皇畏蔽目不見。却入殿中。日本後紀。神即忽然現形云々。清麻呂消魂失度。不能仰見。と有など。何れも同状なる事共なるを思合まへし。口訣に目勝者不得見也。纂疏に。謂目眩惑而不得相面也と。注させ給へるは。殊に明らかなり。直指にも。衢神の異相光耀に。眼勢を奪はれて。正しく目

を向はそ事。能はさるなり。と云り○勅天鈿女。記には天照大御神高木神之命以詔。とあり○目勝於人は。重胤云。目勝の前と同じければ。人爾麻加都神也。と訓へき事云も更なり。記には此を。汝者雖有手弱女人。與伊牟迦布神。面勝神と見えたるは。殊に委しき傳なり。伊牟迦布とは。射向なり。敵なむ者を云なり。面勝とは。其敵なむ者に後れ給はさる由なり。此神の御事は。古語拾遺に。天鈿女命其神強悍猛固。故以為名。今俗強女謂之於須女也。と注されて。其貌強悍。其心猛固く坐けれり。人に面勝。又は目勝と云狀は。天性に坐けるなりけり。さて此に汝是目勝於人者とある人。右の伊牟迦布神に當るは。本よりの事なりければ。目勝は面勝といふけりとい。誰も思ふ事なから。自別よて。此は右に云るか如く。眼勢の人に勝れるにて。直指に可畏き者を見ても。眼勢不屈。勇眼の人なりと云るは。然る言にて。右に猿田彦神を。眼如ハ咫鏡。

而絶然似赤飯普也と有て。甚恐怖しき眼なるにも。少憚からせ給りて。行進ませ給へるか。即目勝と云者になむ有ける。然れども面の勝も。目の勝も。共に心の人に勝給ふ由なりけれり。其括に至ては。強悍猛固の義よそ成れりける。記傳に。目勝と面勝とい。同意なるか上。麻と母と。通ふ音なれば。言も相近し。今俗言に。人に押勝つ者を。マムカチナルと云も。此より出たるへしと云れたり。但同意を見られしは。委しからき。○露胸乳云々。重胤云。此事拾遺にも見はたり。記には。石屋戸段も在て。此處になく。紀と拾遺に。此處にのみ有て。其段には見えそ。故記傳に。露胸乳云々の事は。少かも怖れぬ狀を示さ意にも有へけれども。此には何とかや。似著ししからき聞ゆれば。其事は記に。石屋戸段も在る。能當れる。と云れしに然る説なれとも。其實鏡開始章も。巧作俳優と云には。其等の事も含りて有なれり。記の此段も無きは。却りて誤なるにそ有へき。然るは石屋戸の前にては。然計りの俳優しき所作を爲て。高天原も動する計に。其集會はれたりし限の。八百万神に笑ひ

罵しらせて。天照大神をして。怪ませ奉らむと。構へられし者にて。必
正に然有へき事なるを。此よても物し給へる事の。實ならんと思ゆるは。
此の猿田彦神の出立の状は。上件の如く。勇猛く威嚴しき御事よて。先
驅の從神等は。何れも武勇く。雄偉しき神等なるよ。得しも目勝ち向は
せざる程の事にし在ければ。此に天鈿女命はしも。被俳優を爲させ給ひ
し状に成て。女の耻て得爲ましき事を物して。其猛威を折かむとは。爲ら
れたりし者へけり。故纂疏に。天鈿女命者。以俳優爲事。故託戲謔。而相
對也。露乳抑裳等。則俳優之状也。とは注させ玉ひ。龍熙近説に。天鈿女
命之戲謔不測也。若在磐戸前。巧作俳優。解日神之愠。向天衢中。立爲笑
噓。願猿田彦神之名。真化雖異。至遂功名。其揆一也。と有なるとい。實は謂
れたりし事共なり。と云り。さて記傳にも云れし如く。乳は婦人の人に
見らると事を恥て。いたく隠き物なるを。故に露して見ざるなり。愧を怖

れぬ状なり○抑垂裳帯於臍下。本に垂字なし。今は元々集に引るに依る。
記傳云。裳帯は裳を結る紐なり。抑り軽く附云辭には非き。抑へ下をな
り。此態も乳を出さず。同意はへこと云り○笑噓なり。嘲咲なり。延佳説
に。天鈿女命。猿田彦神に屈伏せしして。平懷なる体を成せる者よして。
經津主神武甕槌神の。大己貴神と問答の時。微坐して。平懷なる体な
りしとを通して看へし。と云るの然る言あり。其笑噓の事を。通證よ。笑
之辭也。班固叙傳。談笑大噓。師古曰。謂噓唇舌之中。大笑則見。と云れた
り○天鈿女命云々。猿田彦神かねて鈿女命を知れる故に。今其名をよひ
て問へるものなり。さて人を呼て。其名を稱
すること既に云りこれに依て考れり。猿田彦神は。記
に國神とはあれと。もとは天神なるか。はた國神なれと。天上より上りし
ことも。ありしにや○爲之何故耶。永享本に爲如此何故耶。とあり。さて
天鈿女命も。尋常の状よてり。向はせ給はせして。胸乳を顯露し掛出。裳

帯を陰處に御垂し。笑噓はせ玉へるも。亦甚く異なる事なるに。如此爲
 るは。何の故なるぞと。此方よりも怪しみ問はせ給へるなり。拾遺よ。衢
 神知天鈿女尊名。而問其狀と云るは。此事なり○所幸道路。上に己而
 且降之間と。書されたるに。照應する所なりければ。イテマサムトスル
 ミチと訓へし。舊讀は誤にて。上下の意相率けるものなり。即今天降坐
 むと爲る道路。と云意なり○敢問之は。重胤云。猿田彦神の問を不答し
 て。反りて我問を爲きを云にて。記に所謂面勝神と聞ゆるも。此等の御
 事を以なるなり。口訣は敢問之者。詰問也。と云れとも然には非ぞ。拾遺
 に。此を反問曰。とあるも同じきを。抄よ不答被問。反爲我問。と云るに
 然る言にて。此は天神の御命を述て。私の答より及ばれさりし者なり。と
 云り○對曰云々。記に詔天宇受賣神云々。汝往將問者。吾御子爲天降之
 道。誰如此而居。故問賜之時。答曰。僕者國神名猿田毘古神也。所以出居者。

聞天神御子天降坐。故。任奉御前。而參向之侍とあり○猿田彦大神丹鸕
 本にの大字なくして。唯に猿田彦命と有を拾遺にもなほ大神と作り。記
 には僕者國神。名猿田毘古神也。と所見たり。自御名乘坐るよは。實に然
 申させ玉ふへき御事なるにて。然誇らせ玉ふへきに非りければ。後に崇
 まへ申せる稱の任よ。書されたりし者なるへし。さるにて。かく自御
 名告坐るさまに。崇まへ申し。記にも皇孫尊の詔に。猿田毘古大神と詔
 へるを思へは。尋常の神等とは異りて。然申せへき所以こそ有けめ。さ
 て此神は。平田翁云。須佐之男命の御子。大歳神。其御子に。大土之御祖
 神と申と。即此猿田彦大神なり。其由に大土神を。伊勢國度會郡宇治山田
 の地主神と稱して祭れるに。猿田彦神後に天照大御神を。伊勢の狹長田
 伊須受之川上よ到坐むと云て。御自は。伊勢國に鎮坐るに符ひ。はた其
 御孫大田命と云を。宇治土公氏といひ。此命垂仁天皇の御世よ。天照大御

神を。伊勢國宇治地に。待受奉れるあとを。合せ考へて知らる。と云れたるは、いかとあらむ。あほよく考ふへし。御名義は未詳ならざ此條を佐と訓て。出雲國秋鹿郡佐太大神を同神なり。と云る説なり。と悲非あり。とるへからずもしくは地名か。

時天鈿女復問曰。汝將先我行乎。抑我先汝行乎。對曰吾先啓行。天鈿女復問曰。汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰。天神之子則當到筑紫日向高千穂穗觸之峰。吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上。因曰。發顯我者汝也。故汝可以送我而到之矣。天鈿女還詣報狀。

汝將先我行乎は。猿田彦神より。奉迎相待と申玉ひ。記に仕奉御前。而參

向之侍。と有か如く。申させ玉へる神に。然問はせ給ふ程の事なり非らめども。其言を抑へて。汝前立を爲むか。我先立を爲むか。面勝せさせ玉ふ御意味は。必御在へき事なり。玉本正英説に。天鈿女復問以行之先後。其能目勝而不屈可以見。と云るは然説なり。○抑我云々。本は抑字の上は將字あり。秘閣本永享本文明本。其佗あまたの古寫本共は无きに從る。丹鶴本には將字ありて。抑字なし。又一古本は。將字假字下ふあり。それらあしからず。さて波多と云言義は。守部説に。此語は海べたなど云。へたの通音にて。其邊の意なり。されは彼へたと云語も。恒に川ばた。池のはたとやうに。はたと云り。其の古く此波多と云ふ。將字當字等を用采しも。其事に當り。邊付て將云々。と云意なればなり。と云れたるか如し。○吾先啓行。記に仕奉御前とある是なり。拾遺抄に。先啓行者。衢神之出迎者。爲防護惡鬼邪神之橫暴。此所以欲前驅啓行矣。とあり。○汝何處到。皇孫云々。猿田彦神は。天孫の啓行

として。出迎させ玉へるに。其御事を後よして。汝何處到云々と。問はせ玉へるは。所謂幽契にて。皇大神の御坐し著せ玉ふへき所を。先に問玉へるなりければ。天照大神何所到耶。とこそ有へき所なるに。然らざるは。よしある事あり。此事次に云り○槌觸之峯。記に久士布流多氣とあるに依て訓へし。之字、訓也本書に穂日とあると。同じき事既に云り○當到。記傳云イタリマスヘシ。と訓ても。到給へと教ふるにあらざる。到り坐むことを知れる故に告るなり。故に下よ果とあり○吾則は皇太神を奉してなり。これ皇太神の御正体を。戴き奉りて。先導き奉る由。自ら定りたる上の事なりけらし。下に云へし○狹長田五十鈴川上。狹長田の名義未詳。記に手力男神の鎮坐、社のことと云處よ。手力男神者坐^サ三^ナ佐^カ那^タ縣^ニ也とあり。即此地のことなり。記傳云。狹長田と書れたるは。借字あり。然るを狹田長田のよし。云るむも誤なり。五十鈴川のあたりを。狹長田と云ること。物も見えたるよしなし。と云り。さるを平田翁云。狹長田は。伊勢國を經けり。然るに此は狹長田、伊勢受之川上とあるは。最古くは。伊勢受官の邊にて。佐那

縣の内なりしと聞えたり。記中巻に。曙立王者。伊勢之佐那造之祖とみぬ。太神宮儀式帳に。天照坐皇大神御幸行坐時云々。飯野高宮坐支。彼時佐奈乃縣造。御代宿禰乎。汝國名何問賜支。白久。奇母理國志多備乃國。真久佐牟氣州向國止白支。即神御田并神戶進支。とあり。重胤説よ。志多備乃國と云は。大神宮式よ。飯高郡下。種小河と云る是にて。松坂の東なり。草向國ハ。多氣郡伊射和村の北。草伏村と云あり。是なるへしと云り。又度會郡と云名も。神武天皇御世。天ノ日別命と。大國玉神と。度會給ひし。起れる名ありければ。古に狹長田と云ける其境界の。廣く大なりし事を曉るへし。然れども右は狹長田と訓も。誤なる由に云れたれども。狹長田は總号にて。其中に在る五十鈴川上と云義なるも。云も更なりければ。之字を訓添すして。聞えかたき所なるものなり。と云り。なほよく。さて右の手力男神の御社ハ。記傳云。神名帳よ伊勢國多氣郡佐那神社二坐。これなり。啓行の猿田毘古神。まつ此佐那縣に到着玉へりしかハ。今一坐は。此猿田毘古神ハ。非なり此手力男神の御靈誓の。此地に鎮坐るは。由縁ある事なり。けり。天照大神神の御靈誓。猿田毘古神の導のまじり。まつ伊勢國に降着玉ひし時。此神の御幸行せる時。共お遷來坐るか。何れにても。猿より由縁ある地なり○重胤云。一神ハ。持船千と垣に坐り。世記崇神天皇五十八年下。相殿神御戸開の御靈を。相副て奉仕る由にければ。此神鎮坐は。後延命御遷幸の御時あること。云も更。さて此御社は。今多氣郡佐那の仁田村と云に在て。村のありと云り。おほ考へし西方

大森社と申す。佐那は今佐那谷とて。一谷の大名にて。八村ある所にな
 むある。と云り。さて五十鈴は。伊勢大神の坐まき地にて。五十鈴原。五十
 鈴宮。なども云り。度會郡名義重胤云五十鈴は磯洲と云事よて。五十鈴川
 の傍に在る地の謂なるへし。大凡磯と云は。海崖に在るのみ云と思つら。
 後世の俗意にて。名高き大和石上ノイソノカミも布留川と云有て。其磯の上に在る地
 なるか爲よ。云稱と通え。万葉二に。御立爲之。島之荒磯乎。又水傳磯乃
 浦田乃。なと有は。島宮の池なるを云ひ。三に小浪磯越道有能登湯河。十
 一。荒磯越外往波乃。十二に。磯上生小松なと。何れも川に磯と云
 るにて。此例なほ有へきなり。世記に。奉遷天照大神於度遇。五十鈴河上
 留云々。五十鈴原乃。荒草木根薊掃比。大石小石造平云々。と有を以。磯
 洲と云へき地理なる事を。明らむへくなん有ける。と云れたる宜き説な
 り。なほこの五十鈴宮の御事を。磯宮とも申すこと。垂仁紀また大倭本

紀等にも見えたり。この磯宮の事は。垂仁紀に委く云ふへし。此にて。五十鈴即磯洲なることは。

明かなり。とくに重胤云。此天鈿女命の問にも。猿田彦神の對も。不審し
 き事有けり。其は先に。猿田彦神より聞天照大神之子今當降行。故奉迎
 相待。と聞えさせ玉へるは。其御天降の御前仕奉らむと爲て。出迎へ奉
 らせ。御坐を由なり。然れり其に對へて。天鈿女命の。皇孫何處到耶。と
 のみこそ問せ給ふへきに。其主とある御事を後よして。汝何處到耶。皇
 孫何處到耶。と問せ玉ふと云ひ。猿田彦神の御對も。天神之子則當到
 鏡紫日向高千穂穗觸之峯。吾則應到伊勢之狹長田。五十鈴川上。と申され
 て。天神御子の御行方は。今此よ其御迎よ參向はれし事なれり。其國處を
 差て。幾重にも明らめ聞えさせ玉ふへきは。本より當然の御事なけれり。
 然こそ有へき御事ありしか。其に並へて。吾則云々と申させ給ひてり。其
 奉迎に出て。啓行仕奉らむ。と申させ給へると。忽ち相非ける事云も更

なり。然れば此には、事を細かに顯はに傳へざと雖。拾遺に。始在天上。預結幽契。禰神先降。深有以矣。と云ふ御幽契の深き所以なむ。御坐ける御事とそ所見たりける。右の御幽契と申さば。垂仁天皇二十五年に。故隨大神教。其祠立於伊勢國。因興齋宮于五十鈴川上。是謂磯宮。則天照大神始自天降之處也。と有る。其文に取て。此の古傳を明らむへき事なん有ける。其は猿田彦神。此に初て皇御孫尊の御坐著せ玉ふ地と。天照大神の將來に。鎮り御坐へき地とを。見立置して。豫め其用意を調へさせて。御迎には參向はれし者よて。其吾先啓行と云より。先に己に其事を灰めかし。聞えさせし之けり。然れば。天鈿女命の問に。天照大神何處到耶。皇孫何處到耶。と言を加へて聞へく。猿田彦神の對よも。天神之子則云々。天照大神云々と云ふ傳へつらんを。其天照大神云々の事は。後に其猿田彦神の御坐し著して。年を経る任よ。其神の降著せる事のみ。名高く成れりしより。己よ其事に至ては。朝廷にも所知食を成ぬるを。其五十鈴宮御遷幸の御時に至りて。其神の裔大田命より聞食して。天照大神の。始て天降らせ御坐しける地之けりとい。朝廷にも所知食し。又天下にも。遍く心得る事とは。成ぬるなめり。と云れたるさるとよて上よも云る如く鈿女命の汝何處到皇孫云々とある文は天照大神何處到耶とこそ有へき所なるに然らざるは猿田彦神の顯よこそ天孫の御迎に出たるなれ幽にの旨と天照大神の御迎の方に出たるなるへく其れは幽契あるとにて鈿女命も豫て高天原にて其御定めを知居れるか故よ汝何處到耶とあるよて汝の天照大神を何地に送り奉るにへく見立置奉るにやと問へるなり文意簡略にして自ら幽契を其中に示したるものなりけりさて上よ註し奉るか如く。此第二、一書に。是時天照大神手持寶鏡云々。以爲齋鏡と。聞えさせ玉へる寶鏡にて。渡らせ玉へれり。天壤無窮の神勅の

りしより。己よ其事に至ては。朝廷にも所知食を成ぬるを。其五十鈴宮御遷幸の御時に至りて。其神の裔大田命より聞食して。天照大神の。始て天降らせ御坐しける地之けりとい。朝廷にも所知食し。又天下にも。遍く心得る事とは。成ぬるなめり。と云れたるさるとよて上よも云る如く鈿女命の汝何處到皇孫云々とある文は天照大神何處到耶とこそ有へき所なるに然らざるは猿田彦神の顯よこそ天孫の御迎に出たるなれ幽にの旨と天照大神の御迎の方に出たるなるへく其れは幽契あるとにて鈿女命も豫て高天原にて其御定めを知居れるか故よ汝何處到耶とあるよて汝の天照大神を何地に送り奉るにへく見立置奉るにやと問へるなり文意簡略にして自ら幽契を其中に示したるものなりけりさて上よ註し奉るか如く。此第二、一書に。是時天照大神手持寶鏡云々。以爲齋鏡と。聞えさせ玉へる寶鏡にて。渡らせ玉へれり。天壤無窮の神勅の

任す。同床共殿の御契り。何方に就ても。違へさせ玉ふましき御事なり。然るは皇大神の。始より猿田彦神と。然る御幽契の御事御坐けるを。朝廷は知らせ給はせして。崇神天皇の大御世。漸く神威を畏れさせ御坐々て。御代鏡カハシを造奉らせ給ひ。眞の御をは。他處より移し奉らせ玉ひ。垂仁天皇の大御世に至りて。五十鈴宮より御鎮坐の御事御坐々て。吾高天原より。見求玉ふ處に鎮り坐ぬと。後に神託の御事御坐々程ならんに。始よりこそ。然將承の御事をも御事カハシの御坐へき事之けれ。其時は御代鏡を以。眞の御と等しくて。同床共殿の御事とは。天地と共に違はせ給はざとは。大命仰させ御坐まさき。甚も々々。心行ぬ御事なりしか。此に就て甚恐くは在れとも。御神慮の御程を。想像り奉るに。衢神の御幽契り。實に御在坐しなるへし。又此に伊勢と日向とに。分れさせ御坐て。天降らせ御坐けるなるへし。然る時は。其時より直に。御鎮坐の御事有へき

に。高千穂宮より。瑞籬朝に至る迄。皇宮に御在坐けるは。其御模造の御代鏡を以て。齋かせ御坐へき時の行らむ。其時にこそは。御幽契の御所に。至らせ御坐めと。其傳へさせ玉ふ任に。皇宮に御坐々。たりけらし。然れば。其御代鏡の出来させ玉ふと申さる。即皇大神の大御心に。御在しまして。其同床共殿と。詔勅御坐し御契に於ては。天地ととも。違ひせ坐さる御事とは成なりけり。但此の全く。記傳に明らめられたる趣。よ因て。予も亦其説を得たるなり。と云れたるなり。まことなるへき説ともなるへし。○發願我云々。記云。故爾詔天守受賣命。此立御前所仕奉。後田毘古大神者。專所願申之云々とあり。今は猿田彦神の。自ら言へるとあるにて異れり。其よしは次に云。記傳云。顯我とは。彼大神の御名をも。また其出居給へる所以をも。問聞て顯せるをいふ。例の顯白其少毘古那神所稱。久延毘古云々と有ふ同し。と云れき。○可_レ以送我而到之。本に到字致に作れり。今は延喜本永享本三島本どもに依て改めつ。拾遺にも致字に作れるを曆仁本よ。到に作れり。今本に此記に因て誤

れるなる。さて此處本の訓にてはあろし。ワレヲオクリテイタリマセと訓へし。此文意は。重胤云。口訣に可從我也。と云れとも然に非ぞ。其猿田彦神と共に。まつ伊勢は天降らせ給へと。乞給へるよて。己は御幽契有て。皇大神の御鎮坐の御事などの。較略は係りたるへき事。遂以侍送の所に。云を知へし。と云り○還請。上に且降之間とあれば。いまた降坐さるほどの事なり。故還請も。天上へ上りて。天神等に。返言申したまへるなりかれ記。天照大神。高木神之命以。詔天守受賣神。と有なりけり。

皇孫於是脫離天磐坐。排分天八重雲。稜威之道別道別而。天降之也。果如先期。皇孫則到筑紫日向高千穂穗觸之峰。其猿田彦神者。則到伊勢之狭長田五十鈴川上。即

天鈿女命隨猿田彦神所乞。遂以侍送焉。

果如先期とい。平田翁云。上に出迎ひ坐る時の言に。天神之子當到筑紫日向高千穂穗觸之峯云々。と白し給へる事の。違ひぬ由あり。とあり○其猿田彦神者。則到伊勢之狭長田五十鈴川上。右の間對に依り。皇大神の御幽契の御事に依て。天八達之衢より別れて。一先伊勢に到着しとなりけり。其の記傳に。垂仁天皇二十五年。五十鈴宮御鎮坐の所に。天照大神始自天降之處也。と云事。甚々心得難かりしを。近き頃思得たり。先初に猿田彦神の答に。吾先啓行云々。天神之子則當到筑紫日向。吾則應到伊勢。と申給へる。抑皇御孫命の。日向國に降坐む。其啓行の神の。伊勢にしも降給ふ事。深き所以有り。豊受官儀式帳に。天照坐皇大神。度

會乃伊須々乃河上爾。大宮供奉爾時。大長谷天皇。御夢爾。覺賜久吾。高天原坐豆。見志麻岐賜志處爾。志都真利坐奴。云々と有り。斯れ此御靈鏡を。後遂に此地に鎮坐しめむとい。大御神御自。高天原にして。預てより所念設たる事なり。然れば猿田彦神の啓行なから。此伊勢に到給ふも。拾遺に初在天上。預結幽契。衢神先降。深有以矣。と見えたる如く。本より此由縁ある故に。此御靈鏡を。終に鎮坐へき處へ。先導送り奉らむ爲なり。故其御天降の時に。皇御孫命に附副ひて。此御鏡を戴齋奉れる御從神は。彼啓行神の導の任に。自然先此伊勢國に降着しなり。始自天降とは。此時の事之けり。若然らば。日向國へ降玉ふ皇御孫命の啓行神の。伊勢へ降給ひむ事。何の由も無く。徒ならざるや。借右の如く。此御鏡の先伊勢に降着給ひしを。日向に著玉へる。皇御孫命の御許に。送奉り置て。猿田彦神の御暇を賜りて。又伊勢に歸著給ひしなり。と云れたるは。

實に美たき説なり。なほ儀式帳に。皇大神御遷幸の御事を申せるよ。百船乎。度會國。佐古久志呂。宇治家田々上宮坐支。爾時宇治大内人仕奉。宇治土公等遠祖。大田命乎。汝國名何問賜支。是川名佐古久志留。伊須々乃川止申。是川上好大宮地在申云々。と見えたるを。世記に猿田彦神裔宇治土公祖大田命云々。と有を以て。其幽契ある事を知へし。○隨猿田彦神所乞云々。重胤云。上に因曰發顯我者。云々と先に申させ給へる是なり。此に就て思ふに。猿田彦神より。天鈿女命に。送り給ひるへき由を乞玉へるは。實ハ皇大神の御靈を。供奉らして。まつ伊勢國に御坐へき由を。云進め給へるよてこそは有けめ。然も有なんと思ふ事は。古事記に。其御天降の後の事にて。故爾詔。天宇受賣命。此立御前所仕奉。猿田彦大神。專所顯申之汝送奉と有は。其神の乞し給へるにてはなく。皇御孫命の大御心を以。詔ふなり。然れば記あるは後の事。此なる遂以侍送焉と

云々。先の事よて。己く皇祖天神の大命を以。皇大神と天鈿女命とは。其神の白させ玉へる任に。天八達之衢より。道を別て。伊勢には天降しめ給へるにて。自別々なる御事なるを。一に説は夫なる誤よてそ有へかりける。記傳にも。此事を論れたれとも。紀記の上になて。互に一は省かりぞ。傳りつる故よ。然異説よ見ゆる事なるを。考漏されたりと云り

時皇孫勅天鈿女命曰。汝宜以所顯神名爲姓氏焉。因賜
株女君之号。故株女君等。男女皆呼爲名此其縁也。高胸
此云多歌武娜婆歌。頗傾也此云歌矛志

時皇孫勅天鈿女命曰云々。本は日向の事。今永事本丹鶴本は從て補ふ 右に註る如く。株田彦神は伊勢に送奉らして。此日向宮に任奉らせざるか故に。天鈿女命をして。其

神の仕奉る事を相承て。令仕奉給へる較略なり。さるは記に。此立御前所仕奉。後田毘古神者。專所顯申之。汝送奉。亦其神御名者。汝負仕奉。是以後女君等。負其後田毘古之神名而。云々と見えたる。其事を記傳に。凡て名を負と云は。他人の名にまれ。物名に在れ。取て己か名よ著を云ふ。其名を負持つ由なり。仕奉るは。皇朝に仕奉るにて。即後まて有る後女の職是なり。さて是は後田毘古神躬つから皇朝に侍て。仕奉り玉ふへきを。此神は幽契ありて。罷り退て。伊勢に坐へきか故に。宇受賣命此神の代として。其御名を負持て。近世よ身の代を。名代と云は。此代ふよく傳れり 仕奉れと詔ふあり。汝負其神御名とは云として。其神御名者。汝負仕奉。とある語勢に。心を著て能々味ふへし。其神の代には。汝仕奉れと詔ふ意自合めり。と云れたるか如く。こゝに以所顯神名爲姓氏。と詔へる。即其意なり。○姓氏を本にかハすと訓るに就て心得あり。加婆彌はもと。其家の職名を云稱なり。

後には其々の氏に。屬て云々名目とあれし。其もとは職名なり。此事云々に云て。されとことにて。

 は。職名にもあらさ。只後世の稱号のやうなる物にて。猿田彦神の猿と

 云名を取て。我か稱号にせよ。と詔へるにて。即猿女と云る号是なり。さ

 るは後世の如く。此時未_レ臣下に。姓氏を賜ふなどの制あらざりけれり。

 記に其神御名者。汝負仕奉。とある如く。たゞ名とあるへきなり。上に云

 る如く。凡て名を負とは。他人の名にまれ。物名にまれ。取て己か名につ

 くるを云然るを。爲_二姓氏_一など。こと々々しく。書れたる。當昔の時世

 の風に。書取れたりし者とこそ見えたれ。拾遺には。細書して。以_レ所_レ職神名_二爲_二姓氏_一。

注文の如くなるを思ふに。此も其類ゆ。然るに。紀中賜姓と云事。垂仁紀二十三年に。湯河板舉。賜姓曰鳥取造とある。是始なり。其三十二年。野見宿禰に。改本姓謂土部臣。と有を見れり。此より以前にも。姓氏を賜ふ事は有と雖。神代に係て云むは。餘なる事共なるへし。

所を夫へり。此記と合せて曉るへし。且此文より。心得ぬ事あり。先上より姓氏と云て。下より号と云て。違へり。と云れたる。また信友云。上はよろつおほらうて。姓氏などいふ事も。きはやかなる制はあら

を。事ノ狀よて。職名の如く。又嘉号の如く稱たるを。子孫に傳へて。後遂に姓氏とせる例あれは。これも其

趣にてありけるを。大らかは語り難き。書も傳へたるものあるは依て。其を漢文に登ひ記さるゝ。文の

調はて。古傳の主を失へるものなるを。他の古書と

も考へ合せて曉るへし。と云り。此亦さる説なり。

○猿女君之号。猿女は氏。君ハ尸な

 り。さて右にも云る如く。其始はたゞ稱号なるか。後に君と云言をも加へ

 て。遂にさたかなる。氏姓とは成れるなり。信友云。猿女君と云るは。其子

 孫の女子をも。世々に猿女と召して。神樂の職供奉らしめ給ひけるほど

 に。後に加婆禰を給ひて。猿女君と召されたるに依て。さたかに姓氏と

 はなれるにて。古事記其餘の書とも。猿女君と云る處は。後の猿女君

 氏の。人等を持て云るなり。と云り。さて猿田彦の猿を取り。

思ひまかふ

事勿れ

取れるよ非也。

女は此氏もと。女の仕奉る職名なるを以いふ。さて君は。後云

 加婆禰なれば。こゝに預る事なく。此はたゞ賜_二猿女之号_一とのみあるへ

 きに。此紀のみならず。記又拾遺にも。君ノ字を記れたるは。凡て尸は。世

々に替て。賜はれる例多かれと。此氏のみは。後世まで君の尸あれぬ。
 言馴れて自ら。君も氏の如く成れるなり。故何れも君字を添て。云るも
 のと見えたり。拾遺云。中臣齊部二氏云。猿女君氏云。とあり。これ中臣齊部は尸をいはず。猿
 女にのみ尸を添て云へり。されは此も例よりは。猿女氏とあるまものなるを思ふ
 して。此氏の事に付て。記傳に云れたる説もあれと。彼五部の神の子孫。
 天武天皇の御世に。姓を給ひ。姓氏録にも出されたれと。但し此中。既作氏の
 みは。姓氏録に出され
 す。鈿女命は女神よて。其裔の猿女氏は。女のみ其氏を負て。男の仕奉る
 事なき姓なる故に。天武天皇の御世に。姓を給へる事なく。姓氏録も。
 此氏は出されき。然ればとて。此姓必しも其子孫に非されとも。是職業
 を相嗣て。仕奉る女等を。猿女君と号て。鈿女命を祖神とせるよや有む。
 と云れたる説は更証とは爲かたし。下は信友説を引
 くを見るへしさて平田翁云。其職業
 は拾遺に。神武天皇段に。猿女君氏供神樂之事とある。是第一の職よて。
 次には鎮魂祭の儀なり。此も同書よ。凡鎮魂之儀者。天鈿女命之遺跡。然

則御巫之職。應任舊氏。而今所選不論他氏。所遺九也。とあるにて知へ
武辨云。本は猿女の職祭の。後まで大嘗會鎮魂祭とに見えたる事とも。記傳に引れたり。信友云。天鈿
 女命之遺跡云々とは。鎮魂祭の時の神樂よ。神巫の宇氣掃を殺せて。云々して仕奉り來れる。高天原
 にて天照大神の。御留問の時。鈿女命の神樂仕奉りて。招出し奉れる。尊くめてたまを。遺跡のまよ。代
 々相嗣て。仕奉り來れる由あり。もはら漢文のまよ。鎮魂之儀とは。意得へからず。また舊氏とは。鈿女命
 の裔の。猿女君氏よて。こゝにて。拾遺を奏進れる頃。既よかく舊氏を任れき。他氏
 を任給ふ事と成れりき。然るを類聚三代格に。弘仁四年十月の太政官符
 に。應貢猿女之事とて。右得從四位下行左中辨兼攝津守小野朝臣野主等、
 解備。猿女之興。國史詳矣。其後不絶。今猶現存。此文と拾遺の應任舊氏云々を
 相應して。猿女君氏の正しき家の。
在けること
 は著明なり。又猿女養田。在近江國和邇村。山城國小野郷。今小野臣。和邇部
 臣等。既非其氏。被供猿女。熟搜事緒。上件兩氏。貪人利田。不顧耻辱。
 拙吏相容。無加督察也。亂神事於先代。穢氏族於後裔。積日經年。恐成
 舊貫。望請。令所司嚴加捉搦。斷用非氏。然則祭祀無濫。家門得正。謹請
 官裁者。搜檢舊記。所陳有實。右大臣宣。奉勅。宜改正之者。仍兩氏。猿

女。從停廢。定猿女公氏之女一人。進縫殿寮。隨欠即補。以為恒例。と格給ひて。舊氏を任る事と成れり。其は西宮記に。猿女依縫殿寮。内侍奏補之。とある裏書。貢猿女一事。弘仁四年十月廿八日。猿女公氏之女一人。進縫殿寮。延喜廿年十月十四日。昨尚侍令奏。縫殿寮申。以禰田禰貞子。請為禰田海子死欠替。云々。天曆九年正月廿五日。右大臣令奏。縫殿寮申。被給官符於大和近江國氏人。令登進猿女三人死欠替。云々と有にて知へし。按にかく。舊氏を任る事と成れり。前拾遺記。所建九也。廣成高禰の奏されしより。上にも然る事おもほし坐し。下にも心替て。野主等のこと奏せるも。依れも非とも有へき。さて禰田は。大和國の地名にて。天武紀に見えたり。師云。今添上郡。禰田村あり。此地なるへし。と云り。其本家は。此地に住けむ故に。即て其地名を復姓として。猿女、禰田、公と稱しを。便にまかせて。直に禰田とのみ稱るならむ。姓氏錄に。此氏を出されねど。姓名錄には見えたり。弘仁私記序。天鈿女命後也。と有れば。錯なき氏なり。古事記序に。禰田、阿禮とあるは。決く此氏人なり。武輝云。阿禮を女として。猿女なりと云れたる。説は。甚しき非なり。女を單に令人と云事ある

らす。また。此氏人の縫殿寮より司らるる事は。被寮の。女王及内外命婦。官人名帳考課を。掌る官なれりなり。取と云れたるは然説なり○猿女君等。こは後の猿女君氏の人等を。指て云なり○男女皆呼為名。記には負其猿田毘古之神名。而男女呼猿女君之事是也。とあり。普通本よは異りあり。今は山田以文猿本よし。さて信友云。猿女氏の本末をとりさへて。證し考るに。まつ鈿女命。夫神に配て。武輝云。夫神は知かたし。生せる女子のありて。主と猿女の職仕奉て。繼々仕奉り。さて其生せる男子とも。別妻を娶りて。猿女の氏人にてあるか中に。其族の別れて。出きたる氏のありて。かの禰田阿禮も。其族の中の氏人あるへし。武輝云。山田以文の記る。諸社祠曹系と云もの。能登國珠洲郡三島。舟本大官司の系として。須々神社。高座官現々并尊。金分官本花開耶姬命。入王九代社御草創。猿女君友春。其子友澄。其子友永。慶安二死。其子友繁。元禄六死。其子友治。天和三死。其子友親。享保十七死。其子友胤。享保二吉田殿執事ニテ。從五位叙。元文元死。と云る系圖あり。さて始祖友春の下に。系圖焼失。故先代不知。と記せり。また能登國名勝志にも。湍津比古神社。神代より御鎮坐。崇神天皇の御草創。昔は三崎の禰三十貫。神主。大官司猿女氏云々とあり。此も猿女君氏ありし一の証なれば。此ふす。また猿女氏。舊仕奉る職名を以て。稱へる氏名なるを。後に加婆禰

をたまひて。女子も男子も。猿女君と稱ひ。女子の其職仕奉るうへにては。猿女と稱例なりしとを聞えたる。抑この猿女の事はしも。いと殊なる神代の古實の遺跡のまゝなる例なれば。尋常おしなへての世嗣の例を以て。疑をなして。とかく論ふべきあらま。と云れたる然る説なり。

然るを記傳に。男女皆と云ふこといか。其故は男女皆呼ぶことは。万姓の常なり。いつれの姓かは然らざらむ。殊更云へき事にあらず。且此号は。女に局れる事とおぼしめて。男は猿女君と云ふことは。諸の書に見はたむことなき。故思ふに。此は男のみならず。女も云ふて。實に女と云むたれはあれども。かにかくに。男を云ふはいたつらざるのみならず。事違ひてたまふ。と云れたるは。此氏を女にのみ限りて。頁へるものと思はれたる説なり。此氏女を本よてはあれと。亦其族の男にも。云号をなれりしを。記して。紀よも拾遺も。弘く記したるものあり。此は實に。尋常の世嗣の例を以。疑ふべき非きかし。

本よ名を君と爲り。其よ就て記傳云。此は猿田毘古神の名を取て。爲るなれば。猿女と云こそ主なれ。君と云いたと尊稱のみにて。此の由縁は聞れる事には非るを。その主とある猿女をは略きて。たゞ君と呼ことを云るに何の由そや。故と思ふに。本は是も呼爲猿女君とありけむ。上にも猿女君等とある故に。煩はしと思ひて。後人の生きかしらに。猿女二字

を削れるよこそあらめ。と云れたるに。然る言なから拾遺には。皆号爲猿女君とあり活字

本又元々集本ともに。君を名と作り。名は上に號とあるに同じく。猿女君の名と云ふことになれば。いとよく通えたり。故今改めつ續紀十四。天平十四年八月の下。太

之名。と云る是の考証に。名金譯本編本作姓。雄略紀云。十五年秦氏云々賜姓曰。禹都麻佐。姓氏錄蕃別。太秦公宿禰。及秦忌寸條敷。之賜姓作賜。号。秦号猶名。即謂姓也。神皇元年二月。詔其員而可。社奉姓名賜。勝寶三年二月紀。遂絶。背名之。爲無源之氏。又姓氏錄。名大雀臣。頁。岸田臣。賜名賀佐。賜。島田臣。之類。並可。証。とあるを思ふべし。

進加

猿女氏

猿女氏を男も名乗て。朝廷に奉仕りしこと。上に云る如くなるか。此頃政事要略を見しに。又々其證とれほしきを見出したれば。ここに擧ぐ。同書八十四紀彈雜事廿四。伊賀國百姓解申進雜愁大事文カ。合若干條下に。云云一審讀申。右少史猿女副雄。右中辨大伴宿禰國道。少辨藤原朝臣村田。弘仁十三年七月廿二日。とあり。本は猿を授に誤れり。此處此人名三所見えたり。これうつなく猿女氏なり。

飯田武辨謹撰

一書曰。天神遣經津主神武甕槌神。使平定葦原中國。時二神曰。天有惡神。名曰天津甕星。亦名天香々背男。請先誅此神。然後下撥葦原中國。是時齋主神號曰齋之大人。此神今在乎東國楸取之地也。

天神は。天照大神高皇產靈尊を。ひろく申せるあり舊事紀に。天照大神高皇產靈尊。遣經津主神武甕槌神とあり。○天有惡神。ここに天と云るは。大空を云るにて。後に此國にて。語り傳へたる時の語を以て。談れるにて。例多かる事なり。然れば天飛天翔なとの天と同く。後の語り言にて。經津主神武甕槌神の。天は坐せる當時。

大空を天と云るには。あるへからそ○天津甕星。名義。本書の香々背男の下に解り○請先誅此神云々。重胤云本書に。此星神の事。大己貴神の八十隈クサヤに隠れ玉へる。後の事と爲るを。此一書の趣は。然らそ。先誅此神。然後撥葦原中國。と有て。前後に大なる違あり。此書の趣に因ていひ。二神の天降坐そ中天。星神ありて。天神の御趣けに順ひ奉らさりしかは。其言向をは。倭文、神建築榊神に託て。事向しめて。二神は其カウツに係列はせ給はそ。直よ出雲國へ。天降らせ玉ふとして。出立き首途の祭事を。行はせ玉ふなり。故に建築榊命は。大己貴神に。問給ふ方の事に預からせ玉はぬも。中天に止り玉ひしか故なり。と云り。山陰。此星神の事かく申せるはかりにて。其を誅ひたる事のなきいかと。是時齋主神云々。とつきたるも聞えそ。其下に既而といへる言もきこえそ。彼是を以思ふに。是時の上に。星神を誅ひたる事。又齋主神の事をいふへ

きよしの事などありしか。其文とも脱たるにそあらむ。と云れたれと然らそ。星神を誅ひたる事は。本書にも出たれ。それに譲りて。齋主神の御事跡、上に。うつれるなり○是時は使平定葦原中國。とある其の時ノの事なり○齋主神とは。重胤云。まつ上古に軍の首途。また國治めにニ出立つ時は。必ぞ其の道の口ノチにして忌籠イハヒを居系。神祇を齋ひ祭りて。行く先きの平安を祈る事なり。此等の事は記なる黒田宮段に。大吉備津日子命與若建吉備津日子命二柱相副而。於針間、冰河之前。居忌籠而。針間爲道口。以言向和吉備國也。と見え。又水垣宮段に。大毘古命罷往於高志國之時云々。於丸邇坂居忌籠而罷往リシキと見え。此事此記軍の首途に。必其主將たる人の。齋主と爲りて。神を祀祭る例なりしなり。肥前風土記に。三根郡有神。名曰物部經津主神。曩昔小墾田宮御宇。豐御食炊屋姫天皇。令采目皇子征伐新羅。于時皇子奉勅到於筑紫。乃

遣^{ノリカミヤハチ}物部若宮部立社於此村。鎮祭其神。因曰物部郷。とあるは。此齋主神を祀れるなり。されは今。經津主神葦原中國を平定玉ふ大將軍として。出立玉ふ首途にて。躬ら齋主となり。忌筈居て。神祇を祭り玉ふなり。さて齋とは清潔にして。神を祀る事と。物を鎮め平定る事とを兼たり。されは齋主神と申さる。神を齋ひ祀ると。猛威を震ひて。葦原中國を平定ると。二義を兼たる職号なり。此時未^ニ經津主神の御名はあらず。神武紀云。物部臣命。今以^ニ高皇產靈尊。朕親爲^ニ齋主とあるを以^テ。職号なる事を。と云れたり。なほ次に云〇號曰^ニ齋之大人。本に曰字なきを。丹鶴知へし。本安倍本にあるに従る。山陰云。齋主とは。其時の其職をさして言ひ。齋之大人とい。其齋主たりし神号をいへるなり。其は經津主神。此祭を總掌りて。其大人たりしを以。世に此神を齋之大人と号して。即此神の号の如く。なりしなり。かくて齋主といふ。即齋之大人の約りたる稱にして。後にはそへて。祭の大人たる人を。齋主といひて。其職号となれる

を。武辨云。此說聊たかへり。すへての祭の大人たる者を齋主と云ふことなし。祭主また神主など云ふこと一ツに見られたるは非なり。こゝには其後の職号をまつ舉て。其時の齋主たりし神は。世に齋之大人と号せし神なりき。と云るなり。神名を言はさるは。當時齋之大人といへり。經津主神の号の如くなりし故に。それとしられしなり。されは攝取に祀る御名をも。たと齋主神とのみ。古書にも舉て。神名をい申さくるなり。と云れたるか如し。上にも云る如く。齋主は職号。齋之大人は當時の神名なり。重胤も。神代紀に。此神を齋之大人と申さる。自其齋を物爲玉へるなるを。祝祠に香取坐伊波比主命。とあるは。祭られ給へる御名にて。主客の相違有と雖。其元の所由。此神に發起れる事なるか故也。其祭に預り玉へるものなるへし。と云り。かくて記傳に。黒田宮段。水垣宮段に。軍の首途の處に。居忌筈と有り。凡て。國言向に。出立つ道。口よして。必爲る行事よて。行先平安て。言向竟む事を鎮ひ祈るなるへし。儲其を唯居忌筈而。とのみ云て。神を祭

とも何とも云ざるは。古神を祭て祈る事を。居_ニ忌_ニ菟_一と云たりけん。と云れたる説に就て。なほ考ふる。事に就て首途をみる。必_ニ軍神_一を祭るは。經津主神に始りたる神事にして。神武天皇_ニ定りたる由縁。上に云るか如し。記傳に云れつる如く。古神を祭て祈る事を。居_ニ忌_ニ菟_一と云けんか。此は神武紀に。自此始有_ニ嚴_ニ菟_一之置とあれば。此御世に始れる神事なる事。云も更なり。但經津主神の。齋之大人と在て。其祭祀を物爲させ玉へりける御有状は。如何なりけん。今知るべきよしなし。と云れたるはさることなから。彼神武御世あるも。天神の御訓に隨ひて。天香山の社中の土を取て。種々の忌菟を造り。高皇產靈神を軍神と忌ひ崇めて。諸の名稱をさへに嚴某と定め玉へるを通し思へり。此御時の祭祀の有状も。大凡には知らるべきかことし。かくて思ふに。齋主と申事なり。齋_ニ菟_一主の略かりたる御名ならんも知たし。たゞに齋主とのみ心得ては。大凡の

神祭の神主祭主祝部なとまかひやそきか如きこゆ。此はなほよく考へし。○東國とは。上野國碓日嶺より。東なる諸國を總て。云稱なり。然云言の本は。景行紀に。逮_ニ于碓日坂_一。時日本武尊每有_ニ願_ニ弟_一橘媛_一之情。故登_ニ碓日嶺_一。而東南之望。三歎曰。吾_ニ孀_一者耶。故因号_ニ山東_一諸國。曰_ニ吾孀國_一とあり。記には碓日坂を。足柄山とせり。異傳なり○楳取は。平田翁云。和名抄に下總國香取_里加止。郡香取卿とある是なり。楳は。和名抄舟具。和名加連とある字なるを。此に加用たるは。古加連を加と許も。云しや。總國風土記に。楳取東限_ニ大高山_一。西限_ニ草川_一。南限_ニ大旦_一。北限_ニ國府_一湊とあり。處の古老説。香取郷を。古くは大槻郷といひ。其後。大竹郷と云へり。云は。信なるか知らず。さて神宮のある地を。龜甲山と云ふと。神名式に。同郡香取神宮_{名神大月}と載され。名神祭式には。香取神宮一坐とありと云り。備上_ニ云る。齋之大人は。誰神と云こと。被_レ知さる如くなれど。此神今在_ニ東國楳取之地_一とあるにて。經津主神なること。知られたり。其は春日祭詞_ニ。香取_ニ坐_ニ伊波比主命_一と見え。拾遺に經津主神を。今下總國香取

神是也。とあるなと以知へし。さて此神撤取宮に坐し。又武甕槌神は。常陸國鹿島宮よまを事は。拾遺又式等の書に見えたるが。しか此神等の。東國に坐々せるよしは。平田翁云。武甕槌神經津主神二神の。妖神等を平け逐ひ玉へる状は。國內盡く逐ひ平つと。漸々に常陸國へ。逐集め逐及まして。此處の浦より。遂は外國の遠き境へ。遣給ひし故よ。此國邊に。御靈を留め。宮を造らしめて。本躰は天上に復命したまへるにそ有ける。と云れたり

本躰の天上に復命し玉へる事由は。常陸風土記。信太郡條に。古者曰。天地糲糲。早大神化道已畢。心存歸天。即時降身器仗。俗曰伊川乃一甲戈楯劍。及所執玉珪。悉脫及留置於地。即乘白雲。還昇蒼天。とある文よ。知られたり

既而二神。降到出雲五十田狹之小汀。而問大己貴神。曰。汝將以此國奉天神耶。以不對曰。疑之。汝二神。非是吾處來者。故不須許也。

既而は。上の使乎定葦原中國の文を承て見るへし。○疑之。本よ之字なし。脱たるものなるへし。今永享本に従て補ふ。さて二神の天神の御使と云をもときて。然よは非し。吾處よ來れるより有まじと。疑しく所思をよしなり

其由の次云 ○故不須許也。此文いと疑しきを。強て考ふる。本書よも。數々云る如く。大己貴神本より。大綏をは知し召て坐ますか上に。穗日命の言をも。聞看し納れて坐ますを。今かく二神に。非吾處來者。なと知る顔つくりて。答白玉ふへきよしなし。二神の天神の御使なる事なり。あくまでも知しめしては。坐々也。按ふに二神なり。天つ御使の威勢を示せて。其動靜を試み玉はひとの。御態を坐けむ

かの五十田狹之小汀よ。十握劍を抜て。地に倒し植て。其鋒端は露たまへるさま

おと。しか見はたり。平田翁云。さるは此時二神よ。事馴たる天夷鳥命の副てあれは。大國主神の御心の心を。開知玉ひつらゆ。己命等の親しみて。知玉へるよし非されは。若底よ仇なむ心を。秘し持てや有むと心を。おきて。まつ天つ御使の威勢を示せて。其動靜を試み玉は。是また二神の。武ま 故大己貴神も。天つ御使なること。知しめしつゝも。然はかり比類なき。御功績ありて。大

國主と坐を。二神の威勢をのみ示せて。聊も勞チキラひ敬ひ玉ふありさまの
なかりし故に。其不禮を咎めて。まついかく詔へるものなるへし。然れ
ども後に。互に御心打和きて。問答ありける。其終に大己貴神より。天
神に乞申し玉ふ事ありて。此事は二神も尤なりと。思玉ふか故に。還昇りて。
其状をは報告し給ひけむらし。如此見されは。此處いかにしても通えず。
其は次々よまきよまきよるを。見て知へし。

於是經津主神。則還昇報告。時高皇產靈尊乃還遣二神。
勅大己貴神曰。今者聞汝所言。深有其理。故更條二而勅
之。夫汝所治顯露之事。宜是吾孫治之。汝則可以治神事。

於是經津主神の下。武甕槌神の四字貞丈校本にあり。○聞汝所言。深有其
理。重胤云。汝所言と云に。右の疑二神。非是吾所未者。故不須許也。の

言を聞食て。何を深有其理といひ詔給ふへからむ。條理を裁断つ程の言
も無きに。何をか深有其理とは。詔下さるへき。故次に條々而勅之。と有
を以て。大己貴神より。天神の御許に。申させ給へる御事に。條々の有け
むを。受けて。其申し玉ふ所よ。隨ひて行下させ給ふ。大御政御坐ける御
事。見奉り知へきなり。今其條々を計へ見るに。第一條よは。夫汝所治
顯露之事。宜是吾孫治之。汝則可以治神事。とある是なり。第二條に。
又汝應住天日隅宮者。今當供造。云々又供造百八十縫之白楯。と有る是
よて。即古事記の文に。大己貴神の御答に。此葦原中國者。隨命既献。但
僕住所者。如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而。治賜者云々。
と見えたる。即天上にて天忍穗耳尊の。天津日繼所知食し御坐を。宮殿
の如く爲く。治させ給ひるへき由を。請奉らせ玉へるにて。此第二條は。
其大宮の状を以て。大己貴神の天日隅宮をは。令造給ふへき由の。御返

事なり。第三條には。又當主_ニ汝祭祀者。天穗日命是也。と見えたる是なり。此三條を以て。治させ給はらん事を。皇祖天神の御許に。請奉らせ玉ふ。其、如く制可し。詔下させ給へるを以て。右に擧たる。記の文の所在を知へく。且の二神の。大己貴神の言を持て。天上に還昇らせ玉へる時をも。知へきなり。是、此に記を抄出で。少か愚見を述る所以なる者なり

天神本紀には。右の無之汝二神。非是吾處來者。故不須許也。十六字を書きすして。文と列ねたるは佳し。口訣に深有_ニ其理_一者。以答不儀以宿之。と云て。大己貴神をしも。不儀の神と語る如きは。言は漸たる曲説あり。大己貴神の深意を。本より委しくも。と云れたるは。然説なり。かく見されり。此探らされり。強申たらざる事を得ず。

の文意。更に明らめかたし○條々の。物を一々に已けて詔ふなり。即ち右の三條にて。細目の七條なり○汝所治顯露之事は。此神の大八洲國を。經營固めて。大國主神と成坐し。世を治め坐る。萬の御政事をいふ。其の次なる神事は對へて。顯露はれたる事なればなり。さて顯露をアラハニと訓るは。下は顯露此云阿羅幡貳。と訓注めれりなり。平田翁云。阿羅幡

貳とある。貳の解_ヲの爾を行りて。加へたること。決ければ除きつ。常にもアラハとこそはいへ。解ならてアラハニ。と云言は。かつて有る事をければあり。然るを祝詞考に。貳は利に通ひて。アラハリの事なり。と云れし信かたし。と云り此説さる事はきこえたれと諸本何れも。貳字あれは。○宜

吾孫治之_ハ平田翁云。此は高皇產靈尊の御言なから。天照大神の詔を受て。敷ふ所なる故に。かく詔り。また唯親しみて。詔へる。御言と。見むも惡からし。と云り。文義は口訣に。汝所治顯露之事者。造國治天下。以宜奉皇孫也。兼俱抄。顯露之事云々。王道はあらはなり。天下を治るのあらはなる事は。皇孫に附與して。汝に退て。神事を治めよとの勅定なり。とあるかことし○可以治神事は。神事は。下に幽事とあるに同じ。天神本紀に。汝則可以知幽神之事。と有を以思ふに。顯露之事に對へて。おきし字なれば。此所も幽神之事と。四字にてありけむを。後に寫し脱せるものなるへし。ういど

もあれ。纂疏に。神事。則冥府之事。と言れたるか如く。現事願事の對にて。神の爲し行ひ玉ふ事業よて。現人神を。輔相奉らせ玉ふ御所爲を申せり。さるる天神御子の。現人神と御坐て。所知食を御政に並て。大國主神の。天日隅宮に御坐して。行はせ玉ふ御政是なり。重胤云。世中の治亂興廢の。更にも云はそ。人身の吉凶禍福の類。誰か成をもなくして。自然に止事を得へからそして。其所に至るなん。本より此大神の御心にて御坐ける。其時崇神天皇七年詔曰。今常朕世。數有災害。恐朝無善政。取啓於神祇。蓋命神龜以極致災之所由也。云々是時神明憑倭迹々日百襲姬命曰。天皇何憂國之不治也。若能敬祭我者。必當自平矣。我。是倭國域内所居神。名爲大物主神。時得神語。隨教祭祀。と所見たる。此大物主神と共に。大己貴神の御坐を由は。大三輪三社鎮坐次第を引て。已に注せるか如し。是世中の治亂興廢はしも。幽事に因れる的證なり。又

其四十八年に。天皇勅豐城命活目尊曰。汝等二子。慈愛共濟。不知島爲嗣。各宜夢朕以夢。占之。二皇子於是被命。淨沐而祈寐。各得夢也。會則兄豐城命。以夢辭奏于天皇曰。自登御諸山。向東而八廻弄槍。八廻繫刀。弟活目尊以夢辭奏言。自登御諸山之嶺。繩繩四方。邊食粟雀。則天皇相夢謂二子曰。兄則一片向東。當治東國。弟悉臨四方。宜繼朕位。と見えたる此二皇子共に。御諸山に登らせ玉へる夢を以て。奏らせ給へるは。即其大神に。祈らせ玉へるなり。此御夢を以て。天日嗣を。定奉らせ玉へる事は。謂ゆる。幽事の御定に。因らせ玉へる者にして。是人身の吉凶禍福。共に其大神の御心に。因る事を。見奉り知へき。確證よあむ。若て記。玉垣宮段に。品牟都和氣命の御事を。是子八拳鬚至子心前。眞事登波受。中是天皇惠賜而。御寝之時。覺于御夢曰。脩理我宮。如天皇之御舍者。御子必眞事登波牟。如此覺時布斗摩邇爾。占相而。求何神之心。亦崇出雲大

神之御心。故其御子令拜其大神宮。云々因拜大神。大御子物語。故參上
 采。故天皇歡喜。即返薨上王。令造神宮。と見え。同天皇二十五年に。倭大
 神。御言に。然先皇御間城天皇。雖祭祀神祇。微細未探其源根。以粗留
 於放棄。故其天皇短命也。是以今汝御孫。尊悔先皇之不及。而慎祭。則汝
 尊壽命延長。後天下太平矣。と見えたる。是レ人の病も命も。共に幽事の
 方より。治させ玉へる難文にて。天神御子の所知食を顯露事とは。反對な
 る御事を。見奉知へき件にかし。右の如く。幽事と云は。今日我々が身上に在事共なるを。惡
 事とは。古書を能く明
 らめざる説なり 備其幽事を。天神本紀より。幽神之事を作て。カクレタル
 カミノコトと訓たり。帚木に。忍ひ玉ひける。隱るへ事をさへ。語り傳へ
 けん云々。と有る。隱るへ事とは。隱れて人に知られましき事なり。と注
 せるも。此の事を借て書るものなり。記の於三百不足八十拘手。隱而侍と
 有る。即幽事と所知食に當れり。侍とは。物の側より伺ひ居る事にし。在

ければ。人の爲を所業の善惡に就て。各治めさせ玉へ御政御坐を謂なる
 にて。一條大閭の顯露之事。人道也。幽冥之事。神道也。二道猶晝夜陰陽。
 二而爲一。人爲惡。於顯明之地。則帝皇誅之。爲惡於幽冥之中。則鬼神罰
 之。爲善獲福者。亦同之。神事冥府之事。非祭祀牲幣之禮。祭祀牲幣猶
 屬顯露事。と注させ玉へる。誠に見徹し玉へる御説にて。古采此に勝
 れるは。なくなん有ける。と云れたり

又汝應住天日隅宮者。今當供造。即以千尋縹繩。結爲百
 八十紐。其造宮之制者。柱則高太。板則廣厚。又將田供
 佃。又爲汝往來遊海之具。高橋浮橋。及天鳥舩。亦將供造。
 又於天安河。亦造打橋。又供造百八十縫之白楯。

汝應住とは。神事を知り給ふへき。御靈の住坐を所を云。即記よ。大己貴神の乞玉ふ御言に。僕住所者カスミカ。とあるこれなり○天日隅宮ヒメノミヤ。記に天之御巢ミヤノとあるに同じ。名義天は例の稱辭。日は御と通ひて。これも稱辭なり。例の神壽詞に。日真名子ヒマナコとある。御真名子ミマナコ。比葬呂岐ヒマロキは御室樹ミモロキなるなと猶多かり。隅は出雲風土記に日柘宮ヒメノミヤとある。柘の鏡なり。此は住所を稱へて言へる。上古の号と通ゆ。或説は。潜みの義にて。大己貴神の御靈。此宮に潜まり住む義とも云り。されり。高皇產靈尊の御言に。汝應住天、日隅宮と詔ひ。大己貴神の御言には。天之御巢と。白玉へるなり。かくて後に宮号とはなりて。即出雲、杵築、大社是なり。さて上にも云る如く。高皇產靈尊の勅よ。今者聞汝所言。深有其理云々と。詔ひて。こゝに又汝應住天、日隅宮者。今當供造云々とあると。對へて熱々思ふへし。必其御對の御言よ。避奉玉ひて後よ。住坐へき宮造の事と。好み白し給へる事のありけむか。脱たる事著し。其文

に。記に武甕槌神既に事代主神建御名方神を。言向竟坐して。後の事を記して。問其大國主神。汝子等事代主神。建御名方神。二神者。隨天神御子之命。勿違白乾。故汝心奈何。爾答白之。僕子等二神隨白。僕之不違。此葦原中國者。隨命既獻。唯僕住所者。如天神御子之天津日繼所知之登陀流。天之御巢而。於底津石根。宮柱布斗斯理。於高天原氷木多迦斯理而。治賜者。僕者於百不足八十垺手隱而侍。とある。唯僕所住者と云より。以下の御言を。此時白し玉へる御言なるか。紛れて異時の傳の。如くはなりしなり。平田翁も。既此説は立られたれと。此を事代主神建御名方神の。服ひ坐して。後白し玉へるを。誤れる傳あり。として論はれたる説とも。甚く違なり。なほ次々に云へし○今當供造は。前に乞白し玉へるを。諾ひまして。今供造らむと勅へるなり。さて重胤云。其造宮の事は。上に注るか如く。第二一書に。即以紀伊國忌部遠祖。手置帆負神。定爲作笠者。彦狹知神爲作盾者云々。と有る。其神等をして。此天日隅宮をは。令作玉へるなり。其事

出雲風土記に。神魂命詔之。十足天日杵宮之。殿横御量。千尋栲繩持而。百結々。八十結々下而。此天御量持而。所造天下。大神之宮造奉詔而。御子天御烏命楯部爲而。天降下之。と見えたる是なり。備此の造は。其宮を造りて。治奉る事を云なり。右引る上文は。造と云事を略きて。鎮坐む祭祀の事のみを宣ひ。此は其天之御舎を造り玉ふと云て。其鎮奉る事を略かれたるがから。互に相照して。其條理聊も滞る所无くして。甚能通ゆる者なり。此を以て。上と謂ゆる。天之御舎と。此天之御舎とい。等しき事あるを知らし。○千尋栲繩。千尋はた繩の長さをいふ。記。栲繩。栲繩の木の皮もて索るなり。栲ノ木は。産後。風土記。栲ノ木多生。常取栲ノ皮。以造木神。因曰。栲繩。とありて。栲は。木の事なり。殺木の事は。上巻に云り。さて記傳。栲字は。栲を草書より誤りつ。と師はいはれつれと。栲字を書る例なれいか。此はなほ別に和字ならん。此繩上代に。普く何にも用ゐつと思しくて。古書に多く見たり。歌に海人の栲繩。などいへる是なり。○結爲百八十紐。平田翁云。出雲風土記に。天日杵宮之殿横御量。千尋栲繩持而。百結々八十結々下而とあり。繩を幾條も結合せて。横を量り。また結々下て。縦を量り。高く廣く造る由の古文なるか。某疏。今木匠所用之繩也。と見え。又或説。不用。また大方量。而以結繩爲繩。古代津奈之風。と云は宜し。

殿祭詞に。此乃敷坐大宮地。波。底津磐根乃極美。下津綱根。類謂之綱根。波府虫能禍無久云々。引結弊留。葛目能緩比。取葦計魯。艸乃噪岐無久。と見え。顯宗天皇の室壽御語に。取結繩葛者。此家長御壽之堅也。などあるは。いと上代の家造は。いつこをも繩葛を以て。結固めし故の語なれば。此も其由かとも。所思ゆ。若然もあらは。風土記なる下字は行にて。上。古以。繩結。構宮室也。と云る説あたれり。と云り。○其造宮之制者。山陰云。此の今當供造の下に。あるべき文あり。千尋云々も。造宮の制なれりなり。とあり。○柱則高太云々。太字本に大に作る。今熱田本丹鶴本等も據る。平田翁云。柱は高く太きを以貴とし。武埴云。於底津石根。官柱希。刀斯理。また真木柱太キ心者。なと。柱の太きを貴ふれより。板は廣く厚きを。美とさるは常なり。是謂によりて。ある云かけも有なり。杵築大社に。其構。殊に廣く大きにて。他社に勝れり。故大社としも。名に負て。今世に至るまでも。尚然りとぞん。玉勝間。出雲大社神殿の高さ。上古の。は三十二丈あり。中古は十六丈あり。今世のは八丈なり。古の時の圖を。金輪の造營の圖といひて。今も國造の家傳へもたり。心得ぬこそのみ。多かきと。皆た本のまま寫しとれり。今の世の御殿も。大かたの御構は。此圖の如となりと云て。其

圖を著されたり。就て見るへし。谷川氏は。附之其製四方施八ノ柱。とあり。○將田供佃。田とは
 中央有心ノ柱。自礎至棟。長十三間半。本口徑九尺。といへり。○將田供佃。田とは
 神御食ノ料なり。纂疏に。謂爲神田擬築盛也と云り。さて出雲風土記。
 出雲郡美談郷。所造天下大神御子。和加布都怒志命。天地初判之後。天
 御領田之長。供奉坐之。即彼神坐郷中。故云三太三。とある。天地初判は。
 幽顯初判れたる後を云ふ。其天御領田は。即此なる天日隅宮に。附
 玉へる神田を云ふなり。猶又意字坪出雲神戶。云々熊野加武呂命。大穴持命。二所大神等。依奉也。
 故云神戶。とある神戶を依奉れるは。供御の御田を。進らせ玉ふあるをも
 合せて思と重胤云り。さて此の文。貞丈説に。田佃當互換と云り。さる言
 なり。○往來遊海。通證に。重遠云。出雲國湖海美大。是其往來遊賞之具也。
 とあり。○高橋浮橋。又云。高橋反橋。平田翁云。海に橋は似つかひしからき。此は海
 との云て。川に遊ひ給ふ具をも。兼て云るか浮橋
 方舟之橋。天鳥船敏速之船。とあり。又重胤説。爲汝往來遊海之具。は
 句にて。次に高橋浮橋。天鳥船の如き。内。重外。重の御溝水に。橋を架
 し。船を浮へさせ玉へるにて。其天鳥船は。海に遊らせ玉ふ用に。克玉へ

る者と見えたり。と云り。此事なほ次に云ふへし。○於天安河云々は此神
 の高天原へ參上り玉はむ時の料なり。○打橋。田沼善一云。打橋の打は。
 衣服に云る打着ウチキスの打と同じ。打はうちかくる義にして。今の世にもうち
 かけ。と云衣ある。その打掛とうちきと。名の意は全同し事。うちとの
 み云て。下にかけてと云こと無て。かけと云るに同じく聞ゆるは。此詞に
 始よりさる意も有なり。打橋を移しかくる橋の由に説るは。誤にて。打
 かくる橋と云事。柱も何もあくて。踏て通はる。とほとなる板を。たよ
 渡したるを云る。打橋の名は。源氏桐つほにも。うちいしわたどの。こ
 こかしてのみちに。とありて。又夕貌にも其稱見えたり。細流の注に。渡
 殿のきり馬道メトに板をうちわたして。通ふ道と云ひ。用あらん時。とり板
 ひ爲に。釘してかためぬなり。と注り。此等か其名の本義を見るへき物
 なり。萬葉十ノ機ハメのふみ木もち行て。天河打橋わたさ。君かこんため。と

あるも。假初に打かくる橋なれり。ふみ木などをも。用たるなり。と云り。
 此説よろし〇百八十縫之白楯。百八十は。楯の數多きを云。縫としも云
 は。縫て繋るものなればなり。記傳云。楯は和名抄に。無名死云。楯一名
 楯。和名太天。また釋名云。狹而長曰步楯。步兵所持也。和名天太天タタなどあ
 り。名義の立タテなるへし。兵庫寮式ノ。凡踐祚大嘗會。新造神楯四枚。凡長サ一
 寸。本、潤四尺四寸五分。中潤四尺七寸。末
 潤三尺九寸。厚二寸。丹波國楯師氏造。 戟八竿。云々其料。黒牛、皮八張。各長八尺。廣六尺。 掃墨
 一斗三升六合楯別三升八合。 兼別三合。云々高布四段四尺。 兼料。楯別云々楯其料物委とあり。
 是にて古の楯の事。大氏ノ知らる。楯を造るを。縫と云へれば。皮を板の面は縫合せて。
張て。裏は布を張しなるへし。料の板は。裁せされ
とも。厚二十とあれり。必とあり。 平田翁云。白楯とは。纂疏ノ白、木、色。大嘗祭
 時。宮門之南立楯ノ。是類也と見え。口訣に。白楯者必有神社。神幸之時。
 以爲圍。天子行幸時。畫歌要ノ白楯とあり。纂疏に白、木、色白と語るを思
 ふに。餘に跡なく。造れるをいふか。さく今楯の事を。かく詔へるは。社

の周にもたて。又神幸にも用る料と聞ゆる物から。猶別に由ありけに所
 思れど。其は未タ思得ト也。和名抄証戰具。長曰步楯。和名太天。步兵所持也といひ。字彙に楯所
 以藏身并目。云々神武紀。鳥見彦と戰ふ時に。取所入神船之楯而
 下立。と云り。崇神紀に赤色楯也。黒色楯也を。 葦牙云。さて神社其ほととくに。神田
 も見ゆ。と云り。神は奉りし事も見えたり。 葦牙云。さて神社其ほととくに。神田
 ある事。又船楯など作り奉り。神馬など奉る事も。此時より始れること
 なるへし。其は人の目にこそ見え給はね。常に船にも馬にも乗たまひ。海
 にも河にも。幸ある事なるへし。又諸社の祭ノ。御輿奉りて。離宮また御
 旅所ノといふ。奉仕ことあり。此は古書などより。見えざる事なれと
 も。右の橋船などによりて思へは。此も上代よりの事なるへし。其は其所
 々に。古き傳説ありて。彼所の神は。其神の御祖神。此處の社は御子神。
 又兄弟の神に坐さなどいひて。其幸行の由縁なども。處々皆よくいひ
 傳たりしを。人の心もみな羨まになりて。さる昔語りこれ幼稚き事
 とれもひて。語傳ふる人もなくなりて。絶たるなるへし。と云れたる。み

な然る言ともなり

又ツカサトヨムイカマツリテ當主汝祭祀者。天總日命是也。

汝祭祀とい。上に云る。天日隅宮。即杵築宮に奉仕する神主を云。さて天
總日命をしも。定給へるは。平田翁云。前に此神天降りて。大己貴神を婿
和せれば。枝神の御心に應へる事知へし。天照大神の御子。また日嗣御子
の御弟なる神をしも。枝神の御心は應へるからに。其祭祀を主る神とし
も。定給へるは。御崇敬の極にそ有ける。と云れたり。皆天總日命也とは
あれと。此國に留りて。祭を主り給ふは。天夷鳥命なり。さるを。ここに
當主汝祭祀者。天總日命是也。と見えたるに。其神の御子孫をして。令祭
給ふ由にて。此時大神を始て。鎮め奉らせ玉ひて。諸部神と共に。天上に
役命させ玉へりしなるべし。神賀詞よ。八百丹杵築宮爾靜坐支。是爾親神

魯伎神魯美乃命宣久。汝天總比命波。天皇命能。手長大御世乎。堅磐爾常
磐爾。伊波比奉。伊賀志乃御世爾。佐伎波閉奉登。仰賜志。次乃隨爾。伊賀志
仕奉氏。朝日乃豐榮登爾。神乃禮自利臣能禮自登。御禱乃神寶。缺良久登
奏。と有は。天總日命の大己貴命を齋鎮めて。其禮寶の神寶を擧げて。天
上に役奏し玉ひて。次の隨よ。出雲臣の仕奉る由なるか。記に天菩比命
之子。建比良鳥命。此出雲國造云々等之祖。と見えたりければ。此國に留
坐るは。其天夷鳥命是始なる趣なり。即崇神紀にも。武日照命。一云武夷
鳥。又云天夷鳥從天將采神寶。藏于出雲大神宮。と見えて。其御父の
天總日命を云さるは。其神のしも。天上に留ませ坐るか故へけり。祝
詞考にも。既く此等の事を。説て云れけるに。抑總日命は。素戔嗚尊の御
子なり。大己貴命は。素戔嗚尊の六代の孫なり。されとも。大己貴命は天
神の詔を受得て。天下を平。諸の國を作り成て。大國主よおはされは。

天、神王といへども。遂には婿給ひて。言治め成坐しつ。かゝれば穗日命の天降て。三年になるまで。漸く婿和し。宜き時を以。天に復命して、遂に天夷鳥命布都怒志命を天降し。建き稜威と。和し治ると。二を以て。大己貴命の日隅宮をば。天神の御業なして。崇み齋ひ祭らしむといふ契して。遊潜まり坐しめたるは。尊穗日命の思無によれり。故に終の祭をば。此命の主ひ物とは。詔ひしなりけり。此事古事記日本紀の。一あたり言にのみよらり。罪有へきを。さはなくて。此命に大己貴命の祭をなさむものと詔ひ。又此命天へ歸り坐さざば。此神王の命もあるへからず。末にも下つ國よ。此命の坐よしも有へし。武三熊之大人の父命の命に順と云るも。かく婿をば治むへからぬをもてのわざと知らる。古事記と紀にもれたる事を。神賀詞の古き傳をひかへて。思ひはめるへきなり。と云れ。此神賀詞の事。本書の下に委く云り。又其頭書に。崇神紀に。詔曰。武日照命。從天將來。神寶。

藏于出雲大神宮。是欲見云々とある。抑此命始め國平に。天降り給ふ時には。神寶を持って降り給ふへきならねり。此の後に大名持命を祭らむために。天降給へる度の事なるへし。かゝれば此命も。一度天に復命申給ひし事知らる。神代紀に見えたる如くのみならぬ事。同紀のうちにても。かくの如くなれば。此の文を疑ふ事なけれ。また穗日命の。皇祖神の命の有しかども。此祭をとらて。御子日照命を天降して。其事をとらしめ給ひし事も。知られたりと云れ。後釋も。古事記よ出雲氏の祖を。天喜比命此出雲國造等祖。とは記さそして。天喜比命之子。建比良鳥命。此出雲國造等祖。と記したるは。考に云れたる如くなる故なり。と云れたる。みな然る事ともなり。但し祝詞考の文よ。をりノイカよ。な。さてかく。汝の祭祀を。も處あれとも。今みな本の如く舉たり。主む者は。天穗日命と詔ひしは。神賀詞に依るに。賀茂翁も言れし事の如く。只に大己貴命の御祀のみには非て。大己貴命を敬祭り。且つ御孫

尊を。遠長く堅石に常石也。齋ひ奉らむ爲なること。神嘗岐神嘗美命の。總日命に宣給ひし御言にて知られたり。備重胤云。右の造宮の制の事。然計の御勢にては。御坐なぬら。猶天神御子の御舎ミヤカの如くは。爲させ給さりし之けり。然して。此時に至りて。今まで現人神にて渡らせ給ひし間に。所知食ける現事願事をし。天神御子に。避奉らせ給て。御身自は。八十隈に隠させ御坐て。神事幽事を。所知食させ玉ふと爲てり。其鎮坐を宮の制をり。以前の狀に易て。天神御子の住せ給ふ。天之御舎の如く。造らしめ玉ふべきを。乞奉らせ玉へるにて。此時に至るまで。天下造らしめ大神と坐て。國土に在ゆる諸神を。從へさせ給ひ。滄海原潮之八百重を。悉く主領らせ坐と雖も。天神に對奉りて。斯許カシハカり已命の。慎せ御坐ける之けり。今は天神御子に。相並はし坐て。神事幽事を所知食か故に。万は天皇の如くに。會釋りせ賜へらむ御事を。天神よかくなん。乞奉

らせ玉へるには有ける。天神の其に對へさせ玉へる大命の中に。又當主_二汝祭祀者。天穗日命是也。と詔ひ下。給へるを以ても。此より以後の狀はしも。凡て天皇に准らへさせ給へる御事をなん。見奉り知へかりける。然れば。此文唯_二造宮の制のみを。乞奉らせ玉へる狀_一心得むは。猶思兼の智至らざる所有り故也。石の事をし。皆のち_一天皇に仕奉るか如く。治めさせ玉へる由を。天神に申させ玉へる物なりけらし備其造宮の制はしも。拾遺に。令手置帆負神。彦狹知二神。以_二天_一御量云々。造瑞殿。兼作御笠及矛盾。と見えたる。是天照大神の。日宮の御事にして。其制ある始是なり。若てことに。汝_一應住天日隅宮者。今當_二供造_一云々。又供_二造百八十_一繼之白楯と有は。全く天神御子の。宮制の法あるを。其に准らへて。今此に令_二造玉ふ_一となり。柱則高太。板則廣厚は。記に謂ゆる。於_二鹿津石根_一。宮柱布刀斯理。於_二高天原_一。冰水多迦斯理。是なり。又將_二田_一供佃は。天皇の供御の料の營田に。准らへ給へるにて。出雲風土記に。天御領田と云る是なり。又爲_二汝往_一。乘遊海之具は。句よて。次に高橋浮橋天鳥船

の如きは。内、重外、重の御溝水に。橋を架し。船を浮へさせ玉へるよて。其天鳥船は。海に遊はせ給ふ用に。充玉へる者と見えたり。又於天安河云々と有る。天安河は。天上の河名なり。此天日隅宮の側の。河をしも。其に准らへさせ給へるを以て。其天之御舎を移して。天上の儀式の任よ。行はせさせ玉へる御事を。見奉り知へきなり。此等を以て。上天に在し天忍穂耳尊の。皇宮の御有状を。想像り奉るへく。又大國主神の。其造宮の制の如く。治させ給へらむ御事を。乞奉らせ玉へる御旨をも。推量り奉るへき者なりかし。と云れたるは。みなさる説等なり。

於是大己貴神報曰。天神勅教慙慙如此。敢不從命乎。吾所治顯露事者。皇孫當治。吾將退治幽事。乃薦岐神於二

神曰。是當代我而奉從也。吾將自此避去。即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣。故經津主神以岐神為鄉導周流削平。有逆命者。即加斬戮。歸順者仍加褒美。

慙慙は。泥母許呂と訓へし。子ムコロと訓の音便。萬葉ニ葦根乃慙。また管根乃慙。などあり。○吾所治顯露事とは。此時まで。大己貴命の治看をことなれり。かく謂へるなり。○皇孫當治は。右の汝所治顯露之事。宜吾孫治之。汝則可以治神事とある。大詔のまゝに。幽神事をは吾治む。皇孫尊は。顯露事を知しめせと。護申し玉ふなり。○退とは。彼謂ゆる八十隈に隠れむ。と詔ふにて。實は天神の造らしめ給へる宮に。鎮坐をを。退くと云るなり。○幽事。舊事記には。吾將退治幽神事。と顯露事に對て。此も三字に作れること既に云り。本の訓に隨ひて。カクレ

タル事。と訓へし記傳ふ。これをカミコトと訓れと。さる訓あることなし。さて隠れたる

事なり。現事顯事と對へて。神事の。顯に目にも見えど。誰か爲さとも

なく。自然に。行ゆるよか如きを云なり。○薦岐神云々は。大己貴命は。既

に此顯世を離りて。幽世に隱るひ坐むと。思ほし給ふか故なり。纂疏に。

岐神主道路之神。薦奉之。而爲二神先導也。とあり。この神は伊弉諾尊

の黄泉よりかへり玉ふ時。御杖を授給ふに生坐る神なれり。道行によし

ある神よて。今二神の。國を行めぐり給ふ案内とは。爲玉ふなりけり重胤

此の岐神と申すは。伊弉諾尊の黄泉よりかへり玉ふ時。御杖に生坐る。岐神即これにて。此も大己貴神の所杖の爪牙を。御杖とし。聖威を幸玉ふ神よ坐りされは本書よ以平國の時所杖爪牙。授二神とあるも。こよも薦岐神於二神とあるも。別々の事ふ心得へからず。○躬披瑞之八坂瓊。披は被に作れ

と云れたり。この事は。上卷岐神の下にも。已引て云り。○躬披瑞之八坂瓊。披は被に作れ

れ也。字典に披通作披。せも字書に。荷衣曰披。とも被負也又帶也ともあれば。其

義にて負而なり。纂疏に。披者負之意。如披衣之披とあり。御躬に八尺

瓊を負持て。隱坐るなり。さて今隱坐る時に當て。瓊を持去給ふ意り。知

へからねと。御躬の裝飾はさるものよて。護身の御璽とも爲玉ふ。尊き

瓊とおもほしける故ならむ纂疏に。以瑞玉爲鎮也。この瓊の事に就ては。諸

注とりくよ説あれども。みな説得たりとも見えど。ことに真龍か披字

を登伎互と訓るなどは。甚杜撰也。又重胤は於伎互と訓るも。字義よ叶

いど。其説よ。其玉を置し給へるなり。此玉を天神御許よ。奉らしけるを。天神御子よ傳りて。崇神紀よ先

倭大國魂神。亦曰大地主神。以八尺瓊爲神杖奉齋。と見えたる如く。大倭神社の神体と。齋れさせ坐け

るなり。と云れたるは。平田翁の説に。據られたるなれとも。此時の瓊の。大倭神社の神体と。更に證

し。出雲風土記。意宇郡母理鄉條。八雲立出雲國者。我靜坐國。青垣山廻而

玉珍置賜而守詔。とあるも。玉を御身に添へ置して。護身の鎮と爲給ひ

しなるへし。されど。この置とあるも。此○經津主神の下。武甕槌神の四字。貞丈

校本よあり補ふへし。上に薦岐神於二神とあるにて。脱したる事知ら

れたり。○鄉導。平田翁云。美知備伎と訓へし。舊くクニノミチヒキ。と訓たれど非を

辨國の辨に非す。抑葦原中國の荒振神等を。平和し坐る事は。經津主武甕槌二

神の。稜威に依ことにはあれど。また岐神嚮導して。御前より立給へる故
よ。在神妖鬼とももの。殊に恐怖りて。速く神功竟給へるにそ有ける。其
の岐神はしも。伊弉諾尊の預美園より。荒ひ疎ひ来る物を。攘はむと念
し疑し坐る。御靈によりて。成坐る故よ。預美園は属る物を。撥平る功め
ること。既に云り。然るに當時世に疎ひたりし妖神とももの。預美園の穢
惡に因て。成れる神等ある故に。二神の國巡りて。其妖神を攘はむ時よ。
此神を嚮導とせり。速く其功の成なむ事を所思して。大國主神の薦め給
へりしなり。果して御思慮の如く。御削平の功績の。伊豆速かりし事。此
段に見ゆたるか如しされは。大國主神のこれまで。國巡り作堅め。荒振神を平給へと云れた
る。然説なり○周流削平。且周り且平らくるなり。周流を古寫本よ。メク
リアリキツ。と訓るよろし。此時の事を。式の祝詞等に。荒振神等乎波。
神問志爾。問志賜比。神掃爾。掃賜比氏。とありて。神問し問し給へと。歸

順奉らて。なほ荒振神等をは。神掃に掃ひたまへるなり。重胤云。彼平國
之廣矛を。杖歩かせ玉ひて。荒振神を。言向させ玉へるなり。出雲風土記
よ。意宇郡楯縫郷。云々布都怒志命之。天石楯縫直給之。故云楯縫と見
え。又山國郷。云々布都怒志命之。國巡坐時。采坐此處而詔。是土者不止
欲見詔。故云山國也。など有て。此間種々の御事御坐けるにけり。常
陸風土記香島郡條よ。豊葦原水穗國。所依將奉上始留爾。荒振神等。又石
根木立。草乃片葉辭語之。晝者狹蠅音聲。夜者火光明國。是乎事向平定。大
神從上天降供奉。と有は。武甕槌神の御更なり。又信太郎條に。天地權輿。
草木言語之時。自天降采神。名稱普都大神云々。甲戈楯劍及所執玉珪。
悉皆脱履留置茲地。即乘白雲還昇蒼天。と所見たる。是經津主神の御事
也。右の乘白雲還昇蒼天と云り。此所より。二神共に。上天に還昇玉へ
るなるが。此にて御身に從へさせ給へる物を。留置せ玉へる。香取神宮

の神体となり。鹿島神宮の靈形と成れりし御物共なるか。國の鎮めに殘させ玉へるにて。後世に海外より。東陸の地を。窺ふ事を。豫所知看て。其地に靈を鎮めさせ玉へるなり。と云れたる。けし然説なり

是時歸順之首渠者。大物主神。及事代主神。乃合八十万

神於天高市。帥以昇天陳其誠款之至。時高皇產靈尊勅

大物主神。汝若以國神為妻。吾猶謂汝有疏心故今以吾

女三穗津姬配汝為妻。宜領八十万神。永為皇孫奉護。乃

使還降之。

是時とは。二神の天下を既に事趣竟玉へる時を云。平田翁云。此一書は二神の復奏し玉へる事は。傳へ漏して。大物主神事代主神の。八十万神を

合へて。其神等を帥て。共に天に昇り。歸順奉れる誠心を。高皇產靈神の御前より。陳し玉へるとの事なり。其は乃、字にて。まか聞えたり。とあり

○首渠者。禁解本には。首を首を改めたり神武紀に。魁帥此云比登誤延伽彌カミとあり。平田翁

云。師言に比登恭能加美とは。其中の長を云とあり。人子之長の義なるへし。と云り。○大物主神。記傳云。つらく此段を考るに。此神の御名。

初に大己貴神とのみ有て。今の歸化へる處に至て。名を更て。かく大物主神とあるは。即此時に。高御產巢日命の給へる御名なるへし。神代記

は。事の起まらぬしき故也。古來種々解誤れることあり。よくせすは。まかひぬへし。今其大旨を辨云む。まつ長隱者矣。と云まては。此神の現身の事。大物主神及事代主神云々と云ふは。御靈の事なり。凡て神代の故事。現身と御靈と。差別なく語り傳へたる物なる故也。まきるゝ事多し。此段も此差別を。よく辨ふへき事あり。さて長隱とは。現身は八十御手一應給ふを云。さて御靈をまきめて。皇孫命の御護神となす玉也。其時也。高天原に參出たまひて。高御產巢日命の詔を蒙り玉ひ。大物主ては御名をも。賜はり玉ふなるへし。故此處に至りて。始て此御名を擧げたるなり。されば帥給ふ八十萬神也。御靈を云なり。さて上文。故更條々而別之。夫汝云々とある。此つゝまきの條々は。御靈の上の事也。豫て詔し玉へるなり。抑かく現身と御靈とを。別て見され。此段解かたま。一條の内にして。前を後と。御名の替れるを以。此差別ある事を曉るへし。物主とは。八十萬神の首として。皇孫命を護奉るを以。神之大人と云む

か如し。とあり。平田翁云。凡て物と云稱は。万は泛くことなる中に。我に對へる物を泛く指て云こと多く。たごへは。此人彼人を。此者彼者云。云類なり。其より轉りては。万物をも。物といひ。また移りては。鬼魅の類の更なり。神をも泛く物といひ。たは物。氣。物狂。物の態。物物の態。物の類。物類。また神を泛く。物と云る事は。祈年祭詞。疎夫留物能。云々。道襲祭詞。鹿備疎備來物。とある物なり。凡て神を云り。また正しく尊き神に對へては。邪神妖鬼の類をもいへり。たは神代紀。戸原中國之邪鬼。とあるを。私記。安之。走乃。とある。また是也。さて此時師給へるは。實に師言の如く。事代主神を始め。八百万神も。其靈なること著ければ。さるは神自の現身は。既。井。築。官。隱。鎮。坐。し。事代主神の現身。青紫垣。隱。坐。し。從。へ。玉。へ。る。神。等。も。風。土。記。云。井。築。官。を。造。り。玉。ひ。て。後。は。解。散。ま。し。つ。由。ま。え。た。れ。は。其。御。靈。を。師。給。へ。る。事。動。く。ま。じ。き。師。言。あり。物主とは。其神等をはしめ。人にもれ何にまれ。魂となれる限。また靈ある物の。幽冥に属たる限は。万國の物までも。盡く掌玉ふ由の御名よて。信よ産靈大神の。賜へる御名よそ有へき。崇。神。天。皇。の。御。世。也。此。神。の。御。妻。と。な。り。給。ひ。し。百。襲。比。賣。命。の。御。墓。を。畫。入。の。造。れ。る。也。夜。は。神。の。造。れ。り。と。有。を。以。有。ゆる。神。の。物。主。た。る。を。柄。く。また。同。御。世。也。夜。を。流。行。せ。玉。へ。る。を。以。さ。る。能。を。行。ふ。妖。鬼。の。類。に。も。物。主。た。る。事。著。く。また。同。御。世。也。我。を。云。々。祭。り。て。は。外。國。人。を。參。來。し。め。む。と。云。也。御。託。し。坐。る。に。果。して。其。御。音。の。如。く。な。り。し。な。と。を。以。て。外。國。の。物。ま。て。を。掌。玉。ふ。こ。と。知。ら。せ。たり。

り。借又本居翁説に。此神を神代紀に。大己貴神の一名ともを。舉たる處に。亦名大物主神とあるは。古意に違へり。かくて世々の識者。たと廣く大己貴神の一名との。心得居るは。古書を見ること。精しからざるなり。と云れたる言なれど。或人説は。神代紀のみならず。拾遺にも。大己貴神の一名とし。また播磨風土記。美濃郡志深里の處に。大物主葦原志許乎命などある。大物主の正しく。大己貴命の亦名と聞ゆされは。此段に出たる。和魂大物主神とは。もとより別なり。其故は大己貴神は。既に須世理比賣命を嫡妻として。ある上に。重ねて高皇産靈神の御女を。后に給ふへくもあらざるをや。と云りかく御魂にも顯身にも。通して申せるにて。大物主と申すも。兩方よ通はせても稱を御名と。見たらんよ妨なかるへし。○事代主神。此神も現身の既に。青紫垣に隠給ひしかは。是は御靈なり。○八十萬神。平田翁云。常には天神國神を總て云へとも。こゝは

國神等。八百萬神を云なり。其は大國主神事代主神の。素より從へ給ひし神等は更なり。是時經津主武甕槌二神の事趣に歸順たりし。神等の御靈をも。悉合へ給へるなり。但し其は。皆神靈なりし事也。上に云るを。考むるべし。○天高市の事は。上卷石室段一書云るか如く。こゝも今八十万神の合ひ給へる地なる故に稱ふ。市とは。四方より人の集合ふ處を云名なり。さて天とは。天國にある地なるか故に。言へること。本よりなり○昇天。上に合_ニ於天高市といひて。こゝに昇天とあるは。叶はさるか如くなれど。故或説は。昇天字を。事代主神乃の下に移して見るといひ。星蹟などいひ。天ノ高市を大和國なる高市と。といへれと共に非なり天高市は合_ニといひ。其會合坐る地に附ていひ。さて昇天とは。天照大神高皇產靈尊の大御許に。參出まそにつきて云るなり。今始て天ノ昇坐るにはあらず。天に昇りませるは。高市に合_ニ坐る前ふあるべきなり。さて天神の御許は。至り給へるを。天ノ昇るとしも云は。此段天ノ昇り坐る也。主と天神の御許は。至りまむる爲なればなり。

○陳其誠款之至。平田翁云。此は一通りに解むには。此度歸順へる事の。違なき由を。陳せるなりと。解釋へけれど。誠款之至と書れたるか。小縁

あらそ聞ゆるに就て。潭く考ふるに。此は是時歸順の實を。陳たまへる事なり。更にもいはさ。しか服従ませる素懐をも。陳奏し給へりけむ。然るは此神の勤給へる。國作の御業は。產靈大神の命を承給へる。伊弉諾伊弉冊二柱神の。成竟給はさる御業にて。素戔嗚尊の。成竟給ふべき道理あるを。彼神の由縁ありて。此も其業成終と。後其舉を此神に任し給ひ。國修竟て後。天神御子に避奉りて。終は其顯國の國魂神となれといふ。御諭ありし故に。國作竟給はむ後。天神之御子に。讓奉るべき大義を。甚熟知看して坐しかり。避奉らさる以前といへとも。聊も天津神に。禮なき意は持給はさる御有狀あり。故今其事を白し。己命の勤給へる御業は。始に產靈大神の。二神に依給へる業を受嗣て。果せるなるを。今己に道理のまに。天神御子に。天下の顯事の授奉り。幽事の御依を承給りてあれは。是ぞ我か本分の道を盡して。素懐をも遂たるにて侍りと。後

奏し給へる事とぞ。知られたる。と云れたる。と云る言と通にたり。○國神は。高天原に坐神を。天神と申に對へて。芦原中國なる神を云なり。○妻をツマと訓るは、景行紀。婦此云菟摩とあれども。女にのみに限らざる。そへて物を兩つ並ぶる時の名なり。夜のつま。屋のつまなどのつまも同し事にて。男女互に云稱なり。和名抄白虎通云。妻者齊也。與夫齊禮也。和名米とあり。○疏心。式の祝詞等に。疏夫留物。また疎備荒備米武。などみえたれり。ウトフルコ、ロとも訓へし。ウトマル。なと云の假あり。○三穗津姫。平田翁云。御名義未思得也。出雲國の地名三穗津神總之崎。おとあれと。此神の御名を式に。とは。然る地名を員給ふるも非なは。餘に由有へし。大和國城下郡に。村屋坐彌富都比賣神社。大日次相。嘗新嘗。とある御社は。此神にて。清和天皇貞觀元年正月に。從五位上を奉られたり。今續堂村と云ふありて。藤原、社とも。天王とも白也。城上郡大神、大物主神社に。間近く立給へり。口訣。出雲國村屋大神、大后神社を。此姫神なりと云は甚く違へり。彼社は須勢

理昆貴命にて。本縣大國主神の后神なる故也。并築大神、大后とあり。かくて重胤云。駿河風とあるなり。此は和魂大物主神の后なり。思混と可ら。

土記。鹿原郡御穂神社。所祭大己貴命。又号御穂津比咩命也。羽車磯田社離宮也。大己貴命登天上。奏歸順條。忽乘御天日鷲大日鷲羽車。休御穂、御崎。後其爲社。云々とあり。斯れは天より駿河に降着玉ひ。其上り大和に鎮坐つるなり。鎮坐次第記。三穗神社三穗津媛命と有は。村屋社の外に別社有か。猶考へしと云り。○配汝爲妻。纂疏云。皇祖配女者。猶後世列候尚ニ公主之意也。と見えたり。或人云。此大物主神は。末御嶺妻をば。持給は凶事と聞えて。汝若以國神爲妻とある。若、字最其意ある。詔命なるを思ふへし。今此神に。高皇產靈尊御親の御女を。配せて。如此重く御饗應したまへるは。所謂大物主とまして。天下の荒ふる神等御魂等を。問和して。服従へ仕奉らしめ給へる。賞の賜物とこそおほゆれ。と云り。○領八十萬神。平田翁云。此勅命を熟思ふも。大物主と申を御名は。是時高皇產靈神の給へるならむ。と言れし師考の。動くましくこそね

ほゆれ。其は八十萬神と云は。此にては。八十萬と云り。○使還降之は。或人云。此顯國
に還降らしめ給ふにて。式大和國城上郡大物主神社。とある此御社に到
り給ふへきは。云もさらなり。其は最早く己命の乞はし玉へるまに。大
大己貴命の親ら。齋き祭り置きたまへるを。おもふへしと云り。さて此
時三穗津姫神をも。帥て降り坐て。共に住給ひしなり。と云るもさる事
なり

即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神。定爲作笠者。彦狹知
神。爲作盾者。天目一箇神爲作金者。天日鷲神爲作木綿
者。櫛明玉神爲作玉者。乃使太玉命以弱肩被太手襪而
代御手以祭此神者。始起於此矣。

即以紀伊國云々。以下は纂疏に。笠盾等。祭大物主神之具。五神則供其
事也。口訣にも。代御手者。代天孫。祭大己貴神と云れたりとあり。集解に以下叙爲皇孫降臨。先以五
氏定其職。と云れたるは然らざる。大物主神大己貴神等を祭らしめ給ふ式
を。定め玉ふなり。さて其式に依りて。他神をも祭らせ給ふこととな
れるなり。重胤云。此は國避の御事と就て。大國主神。大物主神。大國魂神
等を。始て祀らせ玉へる神事に起りて。彼謂ゆる天社國社の皇神等を。祭
らせ玉ふ爲よ。定め玉へるなるか。皇孫尊に各其仕奉給ふにも。其神事
を兼て。相共に仕奉られし。是其天上に於て。天照大神に仕奉れりし狀
の如くなる故よ。右の文に應じて。拾遺に是以群神奉勅。陪從天孫。歷世
相承。各供其職。と書れたり。と云れたり。記傳に。上に既に當主。汝祭祀者。天穗日命
とあるを。又こゝに。諸部の神等をして。祭ら
しむる也。いかに云に。總日命のまり玉ふは。出雲并祭社の事なり。此は
別に皇朝にして。祭玉ふなれば。何の妨かあらん。と云れたるか如し。○手置帆負神は。弘仁
私記に。豆於支保於比とある。訓によるへし。さて此に紀伊國忌部とある

は。手置帆負。彦狹知二神に。かけて見るへし。平田翁云。拾遺にも神武天皇令天甞命太玉命率多置帆負。彦狹知二神之孫。以齋齋齋齋。始採山材。構ミアラカテ立正殿。故其裔今在紀伊國名草郡御木鹿香二郷。云々とありて。二書とも
 に。其祖を二神と係たるを思ふ。彦狹知命の。手置帆負命の子にて。御
 父子ともに。木工屋作などの事を。知玉へる故なりけり。其中にも。父神の空を
作る事を得たまひ。子
 神の盾を作る事を得たまひけん故に。さて其裔の紀伊國に住ける事。彼國は木の
 よく生る國なれりなり。次に紀伊國名草郡鳴神社名神大。月次
相嘗祈嘗これ手置帆
 負彦狹知二神の御社なりとぞ。其は假者。此社は。日前宮の東五町ばかり。秋月村の東口
にあり。荒廢れて。社もあかりしを。享保十八年領主より造
登して。舊址に置ひて。二社と建つ。社南前七尺さかり。瑞垣あり。鐘本泉は外にき。西は内ときなり。社
人を武川主馬と云。社域の内。西の方に齋館あり。神名知れず。其社より南六町ばかり小山あり。忌部山と
云。山下は小村あり。忌部村と云ふ。是即ち手置
帆負彦狹知命の所居なる事疑なし。といへり永享大甞會記云。兵庫寮神楯楯立之。
 件楯楯。紀州鳴神社氏人等相論之。經御沙汰之後。祝與氏人相合。楯一帖
 充造進。云々とあり。是鳴神社の。手置帆負日子
狹知命の。正き證なりさて此二神の。誰神の御子と云

こと。書ともに見たる事なく。據考ふへき便なきよ似たれと。其裔の
 紀伊國名草郡に住るに就て。熟々に思へり。此は紀伊國造紀直の祖なる
 へく所思たり。其は姓氏錄和泉に。紀直神魂命子御食持命之後也。神代系紀
伊國造。檀原御世神皇產靈命五世孫。天道根命定賜國造とみゆ。世數よく符り。信よ道根命は。また和泉
神皇產靈神の五が孫なりけむ。然るを神代系紀よ。御氣持命の第。とせるは。誤なるへし。また和泉
紀伊の等祖とあり。また河内神紀伊直。神魂命五世孫。天道根命之後也。國造本
紀よ。紀
 大村直。紀同祖大名草彦命男。枳彌都彌命之後也。また高野。大名草命之
後也。とも見えたり三代實
 録に。貞觀五年九月。紀伊國名草郡人。内登從八位下紀直貞吉云々。など
 あるを。合せて思ふに。御食持命と云は。手置帆負命の別名なる事灼し。
 其由は御食の食は。借字にて。名義の御水持なるへし。其は御殿造る御
 木の事に。與かり持つよしの名なり。上は引る。御木鹿香牌
の。故事を思ふへしかくて此神。名草郡
 に。住しを。其四世孫道根命の時よ。神武天皇
御代なり彼國造よ定給ひき。直と云戸
 をも給ひて。此より國造の事は行ひつゝも。猶神代よりの由縁のまよ

名草郡に住て。御木御殿の事。また御笠楯棒などを。造仕奉れる。其職号を。忌部とは云るならむ。紀直の名草郡に住る事は。大名艸彦といふ名を。負る人あると。三代實録に。名草郡人紀直貞吉と云人。あるよて炳焉し。本や國史に。此郡人紀氏見えたるを。今は此一入を奉て。體としつ かゝれば紀氏より。別れたる家は。姓氏録に十四家はかりも載られたる。其みな手置帆負彦狹知命の裔になひ有ける。と云れたり。なほよく考へし○手置帆負神彦狹知神。又云。此二神の始めて。御殿を造り給へる事より。及ほして。名義を考るに。まつ手置とい。手を布て物を度るを云ふ。其は曲尺を用るは。稍後の事にて。古は必手して度けむ故に。十握劍。八握須。七握脛などの都加。また八咫鏡の咫。みな手の度なり。かくて中古より以來。矢の長を。十三束十五束など云も。古風の遺れるなり 帆負の帆は。借字にて尋負なり。尋は一尋二尋などの尋なり。此の一廣け。二廣き。と云義成へし 比呂を保と云は。船の帆即比呂なり。又軍裝の保呂といふ物も。帆と同言なるへし。よく斯て尋は見る時は。帆も借字よは非ず。正字と云へまか

長一丈ならむ者は。尋も一丈あるへく。五尺の人は。尋も五尺なり。これ大抵定れる度なり。然れば小物は。手よて度り。大なる物の。尋にて度れりも見ゆれば。手置帆負命と。御名に負給へるなるへし。武辨云。こゝに頁サシたり。按。頁とは。彦狹知の知と同じく。と云義を。説法さ 彦狹知命の彦は辨辭。狹知は狹は借字にて。度の本を負持。掌る由の御名なるか 彦狹知の義ならんか。佐斯々利の斯々。一言は約まるは常あり 其は尺度にて。物を度り給へるよりの名なるへくおほゆれりなり。但毛籠佐斯を。唯に佐斯とはかり言むは。いかににもおもふへけれと。毛籠とは弘く諸物を指て言辭にて。佐斯とのみ云そ。本語なりける。其はサンカ子。曲尺のサンは更なり。さし對ひ。さしふたき。又二入にて物することを。さしにて爲と云などのさしも。此と彼と。差違を云て。同意あるへし さて掌の彼事を司る。此處を鎮る。また神をしるらむなどの斯留。みな同言よて。尺度を掌給へる故の御名なるへし。武辨云。此御名舊くしかよむ時は。佐知と佐斯と通 其は尺度は。家作に無くては叶ひざるは更にも云へは。彦度の義もあるへし。功

のす。万の器械を作るにも。必用るへき物なるを。此二神さる方よ。功

く坐まき故に。各も各も。其事を御名にり。負給へるなりけり。と云り
 重胤も此等の説に就て。おは云ひけるは。上代に物を量るは。身度なるあり。曲尺なるあり。拾遺にふるよ。二
 神は天御量に依れる神名なり。手置帆負命と云に同じ。帆負は度追にて。物の度を追て。量り行を云て。此
 は謂ゆる身度の神なり。次に彦狭知は尺知と云事にて。右に云る天御量を以て。物の規矩を。○作笠者。笠
 定給ふ神名と聞ゆれば。此は曲尺の祖神なる。渡らせ給ひけると云り。合せ考へし。○作笠者。笠
 は管を糸以て縫て。作る物なる故に。万葉に。王之御笠爾縫有在間管。云
 々また笠縫之島。など云る地名も見えたり。舊事記に。笠縫部。崇神記。さて此笠。
 笠縫部。と云もあり
 また次なる盾。木綿。玉。みな神事の幣物の料あり。これは上の五部神の掌り玉と職
 は。みち神事の料なり。と云る説
をこゝに思合すへし。こゝなる神等も。こゝな
 神を祭り玉と時の爲に。降し給ふありけり 口訣に笠者以管笠。用祭禮。通説に。宗因云。伊勢
 浅御祭等。用管。小笠。今按大嘗祭式。
 有笠蓋。儀式帳有管織物。とあり 平田翁云。儀式帳に。新宮遷奉。御装束。用物
 の條に。管。刺羽二柄。管。御笠二口。など見えたる即是なり。荒祭宮の装
 束の處にも。管。蓋一柄。口。經四尺五寸。金縷。とあり。また御笠縫。内人。
 無位乙郡部淨麻呂。右人卜食定。補任之日。後家被清齋慎。供奉職掌。御笠
 二十二蓋。御篋廿領。忌敬供奉。具願。月記條。また四月十四日。神衣祭の

次に。同日御笠縫。内人。造奉御篋廿二領。御笠廿二蓋。即散用大神宮三
 具。荒祭宮一具。とあり。此外に。大奈保見神社。伊加津知神社。風神社。瀧祭社。月讀宮。
 小朝熊社。伊難宮。瀧原宮。國相社。鴨社。故野社。などへ奉る と見
 えたり。此外に。年中行事四月十四日條。風日祈宮祭禮。神事記に。御笠
 神事の事など。
 あまり長ければ略けり。按内匠式に。管蓋一具。管并骨料材。從攝津國、
 笠縫氏參采作。とあり。右の笠縫内人。此笠縫氏。姓氏錄
 不見など。手置帆負神
 の子孫なるや。いまた考へそ○作盾者は。拾遺に。手置帆負命。讚岐國忌
 部祖也。また手置帆負命之孫。造矛竿。其裔今分在讚岐國。毎年調庸之外。
 貢八百竿。是其事。証也。此國より毎年矛竿を遣れること。臨時祭式。また
 中古記天治二年六月八日の處等に見えたり。 また令手置帆負
 彦狭知二神。以天御量。伐大峽小峽之材。而造瑞殿。無作御笠及矛楯。あ
 どあり。また踐祚大嘗祭式に。楯。丹波國楯縫氏造之。阿波入池邊直禰云。丹波丹
 波。楯縫氏は。忌部よりある神。
 あまた鎮坐事は。丹波氷上郡楯縫神社
 は。若くは彦狭知神は。坐さるか
 とあり
 此楯を制作すること。委く
 兵庫祭式に見えたり これによりて思へり。
 矛をも手置帆負神の。作り玉ひし事いさらよて。此よも作矛者のことあ

るへし。若くは手置帆負神。定爲作笠者亦作矛者。なとありしが。脱たる
 よもあるへし。○天目一箇神は。此神名も。弘仁私記に阿
 米万比等部とあり 姓氏録よ。山城山背忌寸。
 天都北古彌命子。天麻比止都彌命之後也。とあり。なほ此神の事は上卷天津彦平
 根命の下云事あり
 田翁云。御名義ハ麻比止都。目一箇と書る字の意にて。此神は御目の。
 一。ましけるなるへし。伊勢の多度神社の枝社に坐す。俗に一目進
 と申す神を。此神なりと。申すをも思ふへし 根は稱言なり。故
 略きても申せり。また麻比止都彌命は。眞一根本の意にて。日女島を天一根本と云る類の美稱かとも思へ
 と。さる意あらむよは。根を略きては云ましければ。なや目一箇の意なるへし。
 と云り。さて拾遺に。太玉命所率神。天目一箇命。鏡紫伊勢兩國祖也。
 姓氏録。右京神別。泰名首。天津彦根命男。天久之比乃命之後也。とあるを合せて思ふに。天目一箇命の神
 裔の。鍛冶部と流領りて。泰名に在しを。伊勢國忌部とも。泰名首とも云しならむ。さて上の手置帆負神の
 例よらば。此よも筑紫國忌部遠祖とか。伊勢 又 鏡紫伊勢兩國祖也。とあり。
 國忌部遠祖。天目一箇神とかあるへきなり。また磐窟段よ。令天目一箇神。爲造雜刀
 斧。及鐵鐸。また崇神段に。石凝姥神裔。天目一箇神裔二氏。更鑄鏡造劍
 なとあり。記の石凝姥なる。天津麻羅は。天目一根本の亦名にて。此は鍛冶の遠祖
 なるか。此神と石凝姥神を二神にて。かの神鏡は造れるよしなり 式掃磨國多可
 郡。天目一神社。姓氏録に。菅田首。天久斯麻比止都命之後也。とあり

によるに。今も幣物の刀斧また鐵鐸などを。造れるなるへし。手は手置帆負
 神の作り給へ
 れは。此神の預り玉ふまじき
 事。上云るを見合へし さて上卷の一書には。石凝姥爲治工とあるに。此よ
 天目一箇神を爲作金者。と云る。同じ事の様なれと然らそ。石凝姥ハ
 鏡の治工なり。天目一箇神は。唯の鍛冶なり。此差異を思ふへし。○天目
 尊神の事も。作水綿の事も。已に上卷に出。○柿明玉神の事も。既に出。○作
 玉者。此神の作玉者となり玉事も。既に出。さて拾遺に。柿明玉命。出
 雲國忌部玉作祖也。とありて。臨時祭式に。凡出雲國所進御富岐玉六十
 連。令意守郡神戸の玉作氏造備。とあり。これ此神の裔孫の玉造なり。○
 手置帆負神より以下。みな大物主神を祭る幣物なり。此より以下は。其
 幣物を陳ねて。太玉命の取持ち。天兒屋命ハ。太占卜事を以。神の御心
 を問せ玉ふ由の文なり。これを集解引放ちたるは。甚しき非なり。○以

弱肩被太手綴は。祈年祭祝詞に。解別忌部能弱肩爾。太多須支取掛氏。云々本居翁云。肩のつかひ目よて。折屈む所なる故に。弱とは云なり。と云り。されど祝詞考に。弱肩云々は。續紀の詔に。弱き身に重き任せる事を詔へるに均しく。文に云て。且忌部の勞き仕奉るをあらはせり。と云る方まさされる心ちを。重胤此説に據て。云れける。向ふ所の神を尊奉りて。殊更に謙退りて。弱肩と云て。文を抑へ。其より神事よ任奉る事の。懇到なる志を見せ奉りて。太禰と云て。文を起せる者あるか。是よ依て。其よ云列ぬる事の。二なからに活きて。其心も厚く聞ゆるか如し。と云れたり。さて手の事も。神祭の時に。手襪を掛る事も。既に神代紀に云り

○代御手以祭此神。代御手の。私記よ美豆之呂止之豆とある訓よろし。纂疏云。代御手者。代天子自祭而祀之也。とあり。記傳云。御孫命に代り奉りて。御幣を取持を云なり。御手と云に心を付へし。たゞ代りて祭ると

のみは。精しからざる。と云りさる言なり。太手襪被るも。手よ用あるか爲なり。祭此神は。口説に。代天孫祭大己貴神。と云るか如し○始起於此。纂疏よ謂後世取法於此也。と云れたり

且天兒屋命。主神事之宗源者也。故俾以太占之下事而奉仕焉。

且。通証云。今按且字緊承上文。諸家以且以下爲別段。説者恐非。とあり。さるを口説は。上言忌部氏所奉也。此言中臣氏所奉也。と云りいか。○主神事之宗源者也。本の訓はあやまりあり。またこの神事を。かゝると訓も非あり。本の如く神ノコトを訓へし。神事。即上に幽事とも。神事とも云ると同く。纂疏の其の處の注に。神事則冥府之事。非祭祀性幣之禮也。と云れたる。其の意にて。神事は神祇の事情なり。知宗源とは。其源根を探知る事にて。釋紀よ引る龜兆傳よも。此書龜相記と云書に。全文あり。疑はしき事もあると。古書なり。太詔戸命

進啓云々。吾者能知上國地下。天神地祇。況復人情憤悒哉。とあるを以。知
 るへし。天兒屋命の神事の宗源を知れる由は。亦名太詔詞命。久慈真知命
 とも申して。平田翁の考あり。なほ鹿下起源を云もの。久慈真知命。天兒屋命別號也。あり。ト事を知り給へはなり。
 次云○俾以太占之卜事而奉仕。右に云る如く。此神を太祝詞命。久慈麻
 治命とも申す事は。まつ天石窟前にて。祈禱の祝詞を申玉へるは。即此神
 に御座か故。亦名を太祝詞命とも申す。神名帳頭注。左京二條太祝詞
 命神。本社和州添上郡。對州下縣郡。天兒屋命也。とある是あり。龜相記。太祝詞命。津島記事
本社。在三國。壹岐島壹岐郡。大和國添上郡。對馬上縣郡。とあり。さて式に對馬島上縣郡。能理刀神社を。津島記事
 と云書に。上縣郡豐島鄉西泊村神社云能理刀神社。所祭三坐。宇麻志麻
 治命。天兒屋命。烏賊津臣命。とあり。宇麻志麻治は。久慈麻治命の別號と云えたり。宇麻志は稱辭麻治は。町にて。太祝の事に功坐る御名也。と云。又式に。同島下縣郡太祝詞神社。名神。此
こゆ。烏賊津臣は。仲夜紀に見えたる。中臣烏賊津連に坐せは。本より他ト功有る神に坐せり。の社の合殿雷命。始は佐須郷に御在しと。今與良郷加志村に共に御

坐す。と云り。其津島記事に。加志大明神社。祭太祝詞命。雷大臣命。即雷
 大臣宮趾也。側有塋域。方一丈三尺計。黒石爲壇。雷大臣兆處也。とあり。
 又其佐須郷なるは。同書に。佐須郷神社云八龍殿神社。祭雷大臣命。後徒
 社於加志村。合祭太祝詞神社。八龍殿。今所謂八神殿卜灼之所。延喜式
 神名帳所謂雷命神社是也。と云り。かく雷大臣命の兆所なるか故に。即太
 詔詞命。久慈真知命を。合祀れるなり。されは上にも云る如く。太詔詞命。
 久慈真知命は。共天兒屋命の亦名に御座て。卜事を知る神なる事明ら
 けし。さて其太古の卜事を以て。仕奉らせ給ふが。神事の宗源を知れる
 由なる事なり。此時幽顯相分ると云就ては。今まで現人神に御坐まし。大
 己貴命には坐せとも。隱身と成らせ御坐ませるに依て。直に御言語の事
 を得させ給はせ成ぬるに依て。神の御心を。卜問せ玉ひて。万に政こと
 せ玉へる由にて。右件の神々は。天神御子の御伴として。仕奉らせ給へ

る神々に坐せども。夫より以前。此天日隅宮神事。任奉らせ玉ひに。天降らせ玉ひて。後命し玉へるにもめりし。さて奉任り。通証に。重連曰。謂任皇孫也。今按。此本正通説。然與上文太玉命。並舉其職。則奉任大物主神爲本義。云々上文有代御手之語。則天子尚自祭之况兒屋乎。蓋奉任此神。乃奉任天孫也。と云れたるか如し。さてここに出たる。太占之下事は。いかなる物を以。卜へると云に。此則後世まで。傳はれる。龜卜なり。釋紀に龜兆傳を引れたる。其因に。先師説云。此時卜者鹿卜也。此は天石室の時の事なり 龜卜者。皇孫天降之時。太詔戸命。進述龜誓之後。出来者。云々と云れたるにて知られたり。龜卜の占方などの事は。崇神紀神龜の下云 重胤も。此説を受て。三代實録貞觀十四年の下に。是雄壹岐島人。本姓卜部。改爲伊岐。始祖忍見足尾命。始自神代。供龜卜事。厥後子孫。傳習祖業。備於卜部云々。とありて。卜部は中臣より。分れたる氏なり 龜卜に供奉る事を。始自神代とある。其始を何れの神

とか爲ん。天兒屋命より繼々。祖業を傳習ひて。今に至れるなり。記傳は。上の代の卜。

す處て鹿の肩骨を用られたり。龜卜を用る事も。漢のを學ぶる儀の事なり。と云れたれと。更に証をし。鹿の肩骨を用ひし事。石室段をたきては。物に見えたる事なし 通証に引れた

る。藤齊延曰。對馬傳龜卜。自雷臣命。方神功皇后征新羅時。此命居下縣郡佐須郷阿連邑。以傳龜卜云。式下縣郡雷命神社。云々姓氏錄津島直天兒屋命十四世孫。雷大臣命之後也。神功紀曰。中臣烏賊津使主。爲密神者。其主卜事。可以知也。蓋是乃祖之遺業。今卜庭神合祭使主。云々とあるにて知るへし。と云り

高皇產靈尊因敕曰。吾則起樹天津神籬及天津磐境。當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命。太玉命。宜持天津神籬。降於葦原中國。亦爲吾孫奉齋焉。乃使二神陪從天忍穗耳尊

以降之。

因勅通証に。玉木翁曰。因勅者。承三神之職掌。二神之神徳而言。正通曰。此當天
孫降臨之時。勅以言三神之規模。故次於上文也。と云り。さて記傳に。此以下神籬磐境の事をも。大物主
 神の御靈を祭る料に。詔へるなり。と云れしは甚くたかへり。○吾則。拾遺
 には大神の寶鏡を。依し賜へる事の次に。此御言あり。吾則と詔へるさ
 まを思ふに。大神の御鏡を授け玉へるに對して。詔を御言として。よくき
 こえたり。此は文の次第。誤れるものなるへし。○天津神籬。崇神紀に。神
 籬此云比恭呂岐とあり。この訓注こゝにあるへきに。かしてにあるの
 いかと。山陰に云れたり。天津の美稱。神籬の守部説に。御森樹にて。神
 の靈の憑り鎮り坐る。森の樹立を指て。云名あり。上代は出雲伊勢など
 を除ては。をさく宮殿はなくして。三輪山などの如く。生茂れる森を。即
 神の御社なりつればなり。万葉四に。味酒乎三輪之祝我忌忘云々。又七

に。三幣取神之祝我鎮齋志原云々此等の忌忘も。志原も。三輪山の比母
 呂岐を指るなり。又十一に。天飛也輕乃社之齋槻とありて。其齋槻を指
 て。神名火爾紐呂寸立而。雖忘。とよみたる類にてとるへし。又此比母
 呂岐を。常に御諸といひ。又其御諸を。神南備と云も。神之森。武寧云。神南備
と云るは。古き説おれども非なり。神奈備は神庭の義なり爾波と奈備と通し。また其母理は。隱ユモリの義にて。只云な
 しの。少しつと異なるのみ。本はみな同語なり。かくれば。古書に御諸と
 あるを。御室の義と釋き采しは。本末の違ありて。古意を知ざるものな
 り。其の森を指て神社とせし世に。三諸とも神名火とも云し古語なるを。
 後に造りそめたる。宮殿の室の意として。争か叶はむ。但し宮殿出來て後。其
御諸と云言意は。御室故紀記万葉等の古書に。神社には。凡て御諸三諸などの
 み記して。御室とも。宮とも云ること見え。日ヒの作サ坐マ官ミ殿ノ元ノ來ル別レ神
 は是本宮殿の室より。出たる言より非る故にそ有ける。又万葉などに。神

杉神樹などよめるも。比母呂岐の事を指るあり。俗に神木と云ふ如し。又神籬。玉籬。瑞籬など。常に云も。標結垣の事にはあらず。古き書に。青垣山隱又青柴垣アチカキヤコモルと云。中古の歌に。嶺の松垣。杉垣などよめる類の垣にて。其垣神社より。彼神杉神樹の多く植。即神靈の留り給へる。ひもろきなりければ。此比母呂岐と云言に。神籬字は書ならひ来しにこそ。又雄略天皇大御歌。美母呂能伊都加新モモロノイツカシ賀母登。とよみましつるも。猶ひもろき神籬の事あるからに。赤猪子か和歌に。美母呂爾都久夜多麻加伎ミモロコツクヤタマカキ垣垣ゆりと受たり。是等よて。神籬即比母呂岐。比母呂岐は即神社なる事。思定へし。社字を昔より。森に當て用來しも。神社は舊義なるから。其ひもろきの本に依るをとり。社字形に似たるを以。借用たるなれば。漢の字義は拘はらず。即此固よて。制したる字の如し。又社をヤレロと云も。左代の説よて。神靈の爲は。ひもろき即座の代なるよしなり。此訓自ら古義なり。故上代は。假に神を祭るにも。常葉の枝を折来て。其枝は神靈を移しやとて。齋祭り。万葉卷廿に。爾波奈加能阿須波乃可美爾古志波佐之阿例波伊波々牟。加倍理久麻豆爾。卷三よ。吾屋戸爾御諸乎立而などよめるも。

彼神社の。ひもろきを撰して。祭る心はへなり。と云り。此説よて比母呂伎と云ものこと。よく通えたり。○天津磐境。磐境を本よイハサカと訓るは非あり。イハツラと訓へし。其故は玉勝間云。堀川院百首に。神無昌。いこま山たむけは是レか。このもとにいはくらうちて神たてたり。神籬磐境とある。ものくさまと聞ゆ。いはくらうつとは。磐を以て座をかまふる意なるへし。と云れたるは。然言なり。さて古く磐境を伊波久羅といひし例は。大三輪神三社鎮坐次第に。奥津磐坐大物主命。中津磐坐大己貴命。邊津磐坐少彦名命。云々今少彦名命来臨吾邊津磐坐。與吾和魂。共能可敬祭守皇孫濟人民矣。於是起立磐境。崇祭少彦名命。云々とあるを見るへし。上に磐坐と書るを。下よは磐境とせり。これよて。磐境の訓動くへからず。然るをイハサカ。又イハキなどよめるは。いつれも叫はまさて玉勝間に。磐以て座をかまふる意と云れたれど。此は必しもまことの磐石以。構ふるのまをいふにはあらず。磐は天。磐戸などの磐に同く。たよ神の御坐を。し

か稱へ云りしものなり。御天降段の離天磐坐の磐坐も同じものなり拾遺に。崇神段に。倭笠磯邑。殊立磯城神籬と云こと見えたり。此磯城は此なる磐境と。同きものなり。此紀には此事を磯堅城とあり。堅は行なり○起樹とい神靈を憑し奉る御坐を。構へ樹るなり。さて神籬及磐境といあれど。二物にはあらず。磐境即神籬にして。神籬は磐境を構ふる神木あり。故次には持天津神籬とのみあり。拾遺には。たくに建樹神籬とのみあるにて知るへし。さて此の。平田翁説よ。皇御孫尊の御守護と。殊更に御親の御靈を齋ひ祭給ふ。其は吾則とある御言にて。所知たりとあり○持天津神籬云々。持降とい齋ひ樹たまひし。其神木を持降れとい。後世春日日吉の神木を。振奉るさまを以思へし。山陰云。これを持て降れと詔ふは。高天原より。芦原中國までの途中の御守の爲もある故なるへし。と云り。さる事なり○亦爲吾孫云々。平田翁云。今かく吾か自ら齋へりし神籬を持降りて。汝二神

も。亦皇御孫尊の御爲よ。齋ひ奉れと詔ふなり。亦字此御言の眼字なり。此字は深く心を留めて。見たらんに。其旨自からんものありさて此神籬は。後に神祇官西院に。八神を祭給ふ起原なり。其は拾遺の神武段に。爰仰從皇天二祖之詔。建樹神籬。所謂高皇產靈。神皇產靈。魂留產靈。生産靈足產靈。大宮乃賣。事代主神。御膳神。已上今巫所奉齋也磐間戸神。豊磐間戸神。已上今御門巫所奉齋生嶋。是大八洲之靈。今生嶋巫所奉齋坐摩。是大宮所之靈。今坐摩巫所奉齋也とある。從皇天二祖之詔は正しく此の詔を云り。武舞云。紀には。高皇產靈尊をのみ載たは。初に天ノ兒屋命と命し玉ひし時也。天照さて右の八神は。式に神祇官西院坐。御巫祭神八坐。並大月神産日神。高御産日神。玉積産日神。生産日神。足産日神。並奉授正一位三代神祇官從一位神産日神。高御産日神。玉積産日神。生産日神。足産日神。並奉授正一位。同年二月朔。神祇官從一位神産日神。高御産日神。玉積産日神。生産日神。足産日神。並奉授正一位。とあり。印本二月の文に。生産日神。大宮乃賣神。御食津神。事代主神。と載されたり。然れ大宮乃賣神より下三神は。後に加祭り玉へるあり。其由は。此八神の中。上の五神は。神位を授奉られし事。上に引く如に見えたる如くあるよ。大宮乃賣神より下三神は。神位を授奉られしことなきは。此三神は延喜の頃なると。加奉られたるよ。貞觀の頃いまた八神よ。加はり玉はさうし故あり。然らば。貞觀元年より五十年あまり前よ。記せる古語拾遺よ。此三神を加て。八神なるは如何と疑ふも有へけれど。彼書よ。此

三神の入たるは。疑ふと彼人の延喜式よりて。加筆せるなり。其は拾遺に。從_ニ皇天_ニ祖_ニ之_ニ詔_ニ。とあるは。上_ニも云_ニ如_ニく。正_ニしく此の吾則とある勅を云る文ある。其詔に。此三神を祭るべき由緒のなけれは。○武_ニ舞_ニ云_ニ。此説は信かたし正しと拾遺延喜式等に。八神の御名を載たるものを。と云り。さて右のハ神位の有無ふ據て。後入の加筆ならんと。定むべきやうやはあるべき。

神の。いかなる由緒の御祭ると申さむに。いつれも産靈神徳御坐神にて。

高皇産靈神皇産靈二神の。造化の二靈。陰陽幽顯の大元神にまを。又魂

留産靈は。魂鎮産靈と云事として。天皇の御魂鎮坐し。かの令義解に。招_ニ

離遊之運魂。鎮_ニ身体之中_ニ府_ニ。故曰_ニ鎮魂_ニ。とある由の御名。生産靈足産靈は。

天皇の大御体の。平安に生活働き坐ると。満足ひ坐方に。幸ひ玉ふ御靈

神に坐せり。但し此三柱神は。此より外に。見え玉はを。其傳を失ひしも

のなるへし。また大宮賣神は。君臣の間を。中執持て和け坐を。拾遺_ニ事代

主神は。八十万神の御尾前となり坐て。顯世に荒ひ疎ふる妖神邪鬼の禍

を止め玉ふ事等。また御食津神の。天皇の大御食安く聞食させ玉ふ方に。

幸ひ坐をなど。みないつれも。止事なき神等なり。さて又御門。坐摩の神等は。もはら大宮賣神の御靈神坐を

故_ニ坐_ニを。分ちて御靈も別は仕奉る例なり。さて此高皇産靈尊の御言の。上にも云る如く。大神の御詔ありて。後に勅へる御言なる事は。拾遺に依て。然知られたれと平田翁も云れたる如く。拾遺の此處に。混亂たることあり。其は此紀にて。吾則云々。亦爲_ニ吾孫_ニ奉_ニ齋_ニ焉_ニまで。高皇産靈尊の御詔なるを。拾遺に。文を改むる時に。誤れると見えて。吾則起_ニ樹_ニ天津神籬_ニ云々降_ニ於_ニ葦原中國_ニ。亦爲_ニ吾孫_ニ奉_ニ齋_ニ焉_ニ。惟爾二神。共侍_ニ殿内_ニ。能爲_ニ防護_ニ。宜以_ニ吾高天原所_ニ御齋良之總_ニ。亦嘗_ニ御_ニ於_ニ吾兒_ニ矣_ニ。と記し。大神の御言を混らして。産靈神の御言とせり。此紀と合せ見て辨ふへし。さへて拾遺の此段は。大神の御言と。産靈神の御言と。入混ひたり。其心して見るへし。

是時天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊。而祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿以爲齋鏡。

是時云々。此御事實の。天忍穗耳尊の先度に。天降らせ給ひし御時に。御坐し御事なるを。口訣に。是始々欲降天忍穗耳尊時、神勅也とあり此より瓊々杵尊を。天降させ給ふに當りて。更に此大命を。負せ給へるよし。既に云るか如し。所以に。拾遺に。其瓊々杵尊の御天降の所に。即以八咫鏡及草薙劍二種神寶授賜皇孫。永為天璽。所謂神璽也才玉自從。即勅曰。吾兒視此寶鏡。云々と續け載たり。○寶鏡は。即八咫鏡に坐と。重胤云。寶鏡と有は。石戸開の時に。此に依て感けさせ玉へりし。皇大神の御許にて。寶と為させ給へる謂なり。○祝之曰は。此に天壤無窮の神勅の御事御坐て。寶祚を言壽給へる御吉に。証して祝奉らせ給へる謂なり。然して此の祝之曰を。私記に。保岐氏と訓み。大殿祭詞に。天津璽乃鏡劍乎。捧持賜天。言壽宣志久とあり。然して其言壽を。古語許止保企。言壽詞如今壽賜之詞と有を。神祇令に。凡踐祚之日。中臣奏天神之壽詞。忌部上神璽之鏡劍とあるを。合考るに。御世々々の踐

祚に。忌部氏の鏡劍を上り。中臣氏は壽詞を奏せば。此の故事に。擬ひ仕奉る事。申も更なり。と云れたり。○當猶視吾。記云。於是副賜其速岐斯八尺勾璽鏡。及草那藝劍。亦常世思金神。手力男神。天石門別神而詔者。此之鏡者。專為我御魂而。如拜吾前。伊都岐奉。次思金神者。取持前事。為政。此二神者。拜祭佐古久斯呂五十鈴宮とあり。此に視此寶鏡。當猶視吾は。記に如拜吾前。伊都岐奉。とある是なり。記傳云。為我御魂とあり。神賀詞よ。大穴持命之申給久。云々申天己命和魂乎。八咫鏡爾取託天とある如く。大神神の御神靈を。此御鏡に取託て。賜りさるなり。然れば天照大神神の御靈は。全此御鏡に坐々ものぞ。吾前とい。現御身の大御前なり。伊都岐奉は。今まで吾御前に侍坐て。親近く拜奉玉ひし如くに。今よりは。此御鏡を祭玉へとなり。とあるよて。其義明けし。○同床共殿。重胤云。同床とい。床は大殿祭詞に依は。高御座及常の御在所を云ひ。共殿

とは。殿は天皇の天下に照臨ませ給ふ。正殿即大の事にして。皇祖天神と。天皇と。御座を一と爲させ坐謂是なり。拾遺安殿。宜太玉命率諸部神ヲ供奉其職如天上儀と見え。其下に。天照大神本與帝同殿。故供奉之儀。君神一体。とも有か如くにして。實に天上の儀式の如く。皇大神と。皇御孫尊の大前に。侍らはれて。神と君との御中を隔る事なく。仕られし者之けり。如此くして。御世々々を経行つるに。崇神天皇六年に至りて。天照大神を異處に遷し奉り。別に立織城神籬と有て。漸に神と君との御間。遠く成らせ御坐けるに。猿田彦神と。猿め御幽契の御事。御坐に依て。其初て天降り御在し著せ玉へる。五十鈴河上宮に。鎮定らせ玉ふへき期。己に至れる者どこそ。所思えたりけれ。若て皇女豊鋤入姫命を。御杖代と爲て。奉らせ玉へるは。謂ゆる齋内親王の御初なるか。皇子等も數多御座に。殊更皇女をしも。屬奉らせ給へるは。神代以來。其正殿に御坐

を間ひ。皇后皇女などを以て。日々の大御祭を。令仕奉玉ふ事。今も士庶人の家の祭事。多くは妻女などに委任て。令行る如く。万に簡易なりつる。上古の風儀なりし故よこそ。其女儀を以て。神祭の事を行はれし例也。神武天皇時。勅遣臣命云々。授以殿城之号と有て。殿城に代て。道臣命を以て。令仕奉玉へるなるへし。又崇神天皇六年。亦以日本大國魂神。託淨名城入姫命。令祭。と見え。其十年。武埴安彦か。謀反の萌有けるを。倭迹々日百襲姫命の。吾間武埴安彦之妻吾田媛。密祭之取。倭香山土。髮頭巾頭。祈曰。云々と有るも。夫の爲よ。妻の祭主と爲れるなり。又仲哀天皇八年。時有神託。皇后而辭曰云々。と有るも。神功皇后元年。皇后還。言曰。入齋宮云々。と有を合せ見るに。先には天皇の命に依て。神主と爲り。此には皇后の御心と。と云れたり。○爲齋鏡は。記に伊都岐奉とある即是なり。其齋き奉り玉ふさま。拾遺の檀原朝段よ。捧持天璽鏡。奉安正殿と書して。當此之時。帝之與神。其際未遠。同殿共床。以此爲常。故神物官物。亦未分別。と云る此を以て。上世の狀を。伺奉るに足れり。又天照大神本與帝同殿。ともみえたり。是天照大神の寶祚を。守奉らせ玉はひとの。大御命御坐か故に依てなり。故拾遺に。以爲護身御璽。と見えたる是よ同し。故口訣に。以爲齋鏡者。猶宜爲守護鏡。と注された

り。建曆御記に。世始同殿御座之間。主上朝夕不放御本鳥モトトリと見えたる。此を以て神と皇と。常に親近しく。御座ける御事を。見奉知へきなり。世始同殿云々は。崇神天皇御世まで。謂ゆる同床共殿にて。御坐し間の御事を宣へり。主上朝夕不放御本鳥は。其装束條に。御本鳥紫緑也。本鳥乎取天。先乎二結分也。是非臣下作法。帝王御作法也。と有る。是にて神代は所謂御髻なる事。既注るか如し。此御趣にてり。其天皇の内に齋奉らせ玉へりし上古は。常に御髻に掛させ御坐て。天下に臨ませ玉へるなりけり。後に日本武尊の東征に。御姨倭姫命より賜りて。草薙劍を常に佩賜へるを以ても。當昔神と皇との御間。甚々御親しく。御坐し坐に就て。天神御子も。亦神々しく。御在坐ける御事を以て。見奉り知へくなむ有ける。其御文の續に。仍冠巾子融緒被結御冠穴。此故也。と見えたる。江次第十一に。内侍所者神鏡也。本與主上御同殿。故院被仰云。

帝王冠巾子左右有穴。是内侍所御同殿之時。主上夜不能放冠。給御眠之時。御冠屢落。仍以挿頭華。自巾子穴通御髻也。と有る。此に依せ給へる者なり。抑冠の制は。上古よりの物に非ざと雖。上古には。主上の御髻に。神鏡を掛させ御坐ける。其故實を存して。御冠の巾子に。穴を開られて。緒を通し。結らせ玉ふは。今も護身御璽と爲て。其神鏡を。頂奉らせ玉ふ御心にて。實に古語拾遺に。謂ゆる君神一体の御風儀。仰き奉るも。餘有へき御事なり。其御装束條に。御冠白地不御跡方ニシエ記江と有る。神鏡を重とし奉らせ玉ふ。故實に依らせ玉ふへき御事。申さるも更なる御事ぞかし。垂仁天皇御宇。始爲別殿。御温明殿とある。江次第に依らせ給へるなるへきか。此は御記に。同年に伊勢神宮に。御鎮座の御事を。記されたるより。出たる説なるへし。本朝事始に。崇神天皇六年己丑。始制温明殿。以三種之神器安置此殿。後代之内侍所。以右之温明殿表之。

始也。とある方々。勝らまし。然るは。崇神紀六年。畏其神勢。共住不安。と有て。磯城神籬を定奉らせ給ひて。眞の神鏡を。遷奉らせ御坐し御時に。其護身御寶と爲て。造奉らせ玉へるを。常は別殿に鎮奉り置し玉へるも。其御時を始と思しければなり。然るは内侍所は。昔は清涼殿に納置參らせられたりけるを。自然无禮の事も有らば。其恐れ有へしとて。温明殿に移されにけり。此事何れの御時の事にか思束なし。彼殿清涼殿より下りたる。便無しとて。内侍所に被定たる方々は。板敷を高く敷き上られたりけるとそ。と著聞集に有は甚く異なる事なから。熟思ふに。昔は清涼殿に云々。崇神天皇以前には。同じ大殿に同床共殿の神勅のまゝに。君神一所に。御坐けるを。以後の常御殿の名を。及ほし云るなるへく。次に自然无禮の事もあらは。其恐れ有へしとて。云々は。右に引る。其御紀の文に有る意を。云傳へたりし者と所見たれ。此の証とも。成

へき事之けり。此温明殿をしも。賢所と聞えざる意も。然る事に依れるなるへし。野府記に。恐所。紀略には威所。中右記には畏所。又尊所とも書れて。皇大宮の中は在か中にも。甚可畏き所と。申を幾にて。敬神の餘に。其御名を指して。然申承らせ玉へるあめり。次に引る紀略に。此御鏡の御事を記して。和名加之古止古呂と見えたり。然る時は。其本は神鏡を可畏み申せるより。其御在所の名とも成れりと聞ゆ。拾芥抄に。温明殿綾綺殿。東七間四方と有り。職原抄大全に。當時内裏圖を案するに。内侍所は紫宸殿の辰方は在り。東西三間半。南北五間半。後有局。神巫等居之。とあり。儲温明殿の訓。何と唱たりしか知らず。若くは字は然書く事なれとも。賢所とは。語は云けむと。思ゆる者なりと云り。

復勅天兒屋命太玉命。惟爾二神。亦同侍殿内。善爲防護。

亦同侍殿内は。同床共殿と云るを承て。兒屋太玉二神も。亦皇御孫尊に
 親近く侍ひて。殿内を離れず。皇孫尊は仕奉れ。と詔ふなり。○善爲防護。
 此神勅の如く兒屋太玉二神。大宮内に侍ひて。大御防護となり。仕奉り
 しさまは。拾遺にも。宜太玉命率諸部神。供奉其職。如天上儀とも。又天
 照大神本與帝同殿。故供奉之儀。君神一体。とも有か如くして。實に天上
 の儀式の如く。皇太神と。皇孫尊の大前に。侍らはれて。神と君との御中を。
 隔る事なく。仕奉られし者なり。さて第一、一書。また記ふは。五伴緒の
 神を。配玉へること見え。又記に。思兼神。手力男神。天石門別神の御
 靈寶を。降し給へる事。また登由宇氣神のことまで。記したるよ。此一
 書の傳には。たゞ兒屋太玉二神のことのみ出たるは。いかにと云に。此は
 異なる傳には非ず。右件の神等の御事を。略きたるものなり。されは
 こゝに。二神は勅ふ御言と。記に思兼神に詔ふ御言出と。一ありと云

説あれど。非なり。さるは御言負せ給へる神等の。異なるはさらにもい
 はそ。元來御言の上の。甚く異なるを。よく思ひ辨ふへし。まつ此の同侍
 殿内。善爲防護と勅へる赴り。口訣に。二神在天孫之左右。爲守護也と
 云るか如く。皇孫尊の。大宮内に侍ひて。玉体の御護となれど。詔へる御
 言なることり。上よ云るか如く。儲又記に。此之鏡者。爲我御魂。而如拜
 吾前。伊都岐奉。次思兼神取持前事。爲政。此二柱神。拜祭佐久々斯呂伊
 須受能宮とあるは。御鏡に副り奉れる神にて。皇御孫尊の御守護神とな
 れと。詔へるに非ず。其の記傳も。前事は。即此御魂の御前の事な
 り。皇御孫命の御前の事は非ずさて事とは。大御神の御靈の。天下の萬事を。御思し處分
 ひ掟賜ふ。御政を云なり。前とは即其神を指て申す言なれば。此は此御
 靈の御政事と。云むか如しと。云れたるにても知へし。又云。取持とい。其事を身
 持て。執行ふを云なり。

かゝれば。天皇の御政を。關白大臣などの。取申玉ふ如と。此思兼神は。天照
 大神の御靈の御政を。取行ひ玉ふ神なり。故其御魂は附副て。降給ふなり 故二柱神拜祭伊須

受能宮^ニとあるをや。もし皇御孫尊の御前の神にて坐^ハは。兒屋命太玉命

の如く。皇御孫尊に傍て。祭給ふへきよ。さる事なきは。大神の御前の神

なれりなり。されは思金神に勅へる記の御言と。兒屋命太玉命に。詔言給

へる此の御言と。赴の甚く別あるを思ひ辨ふへし。元來紀は現身神に

詔へる御言。記は御靈に勅へるにて。差別あることをも思へし。此現身と。御靈との差

別ある。記傳よ。詳かさてしか記に。思金神を。伊須受宮に拜祭るよし。見えて

懺かなるを。伊勢神宮の書とも。此神の相殿に坐す事。そへて見

えたる事なし。天照大神相殿神。天手力男神。万幡豊秋津姫命。とあり此は記傳にも。いはれし如く。いか

よも不審き事なり。なほよく考へし。記傳云。かゝる何れを正しとせむ。今定むへきよは非

兼神は。皇孫命の御大舅^ニ坐て。秋津姫命と。御兄妹左右^ニ並はして。此相殿^ニ坐むも。又由ありてたお母

ゆる。然れはかよるく。此記の赴は。疑ふへき事なきを。伊勢の傳の方。必然るをしせ。おもはる事な

ければ。彼を誤りと定めつ。と云きたり。されと近き頃伊勢神宮にて。作りたる神宮祭神略説と云書よ。相殿

神^ニ坐。思兼神^ニ古事記。舊事本紀。神語記。古本神皇寶錄。但實錄印本。誤以思兼神。爲禰千々姫命。儀式帳以三万幡豊秋津姫命。爲相殿。然其説不^ニ合^ニ神典。則難^ニ從^ニ身。祭諸書論。相殿神^ニ者。皆不^ニ一定。要之

此亦非^ニ相殿^ニ之^ニ謂。天手力持神。據大神宮儀式帳。延喜式。御鎮坐^ニ次第記。神皇寶錄^ニとあり。栗田氏云。相殿神^ニ坐左方。並御形^ニ坐右方。並御形^ニ坐とある左一座を。古事記^ニ據て。思兼神と定め。右一座は。姑儀式帳に万幡豊秋津姫命とある^ニ從^ニひたれと。姫神の靈形御劍^ニまを事疑はしと思ひしよ。此略説に就て。手力持神と定むへしと云れし。共^ニまざる説なり。されは記傳の説は。信ひかたきあり。と云り

又勅曰。以吾高天原所御齋庭之穗。亦當御於吾兒。

又勅曰。此をも拾遺よ。高皇產靈尊の勅と爲ること。上に云るか如し

○高天原。記傳云。高天原とは。此國土より云事なり。されは記よ。天照

大御神の。天石屋^ニ隱り坐る處の御言。天原。又紀の須佐之男命の。天に上

坐とき。又御誓の處の。天照大御神の御言。必當^ニ奉^ニ我^ニ天原^ニ云々。今^ニ治^ニ天原^ニ云々などは。みなた

と天原とあり。其は天にして。詔ふ御言なるか故なり。然るに此に。吾高

天原と詔へる處の。一^ツあるは。撰者の何心もなく。書れたるか。いかに

もあれ。たゞ此一つを以。なへてを疑ふへきに非き。多きにつきて。決む

へきものぞ。と云れたり。三島本承事本には。高字なし。それ本のまゝある○所御齋庭之

一か。されと拾遺にも高字あれ。定めて云難し

穂。是より所謂大嘗祭の本なり。平田翁云。齋庭は天照大神の大嘗間食
 ごと。齋ひ浄めたる庭を云こと。中臣壽詞の文の。齋場ユキヤに准へて知へし。
 穂の拾遺に。齋庭之穂。是稻種也。とあり。此の大神の御自ら撰ひしるし
 めきなり。或説に。齋庭之穂も。天上なる齋田の稻種なり。彼謂
 ゆる天狹田長田の神稻もや。とも云り。考へ合へし。師云。齋庭の穂は。唯に神
 を祭給ふ。料のみは非き。新嘗の料の稻なり。上代の新嘗の神に献る
 のみにあらき。自レ所聞食し。人にも饗。玉ふ中に。みつから所聞食こと
 を主とせり。故きこしめきと云て。祭とはいひき。即吾高天原ニ所御と
 ある。此御字をもて知へしと云り。と云れたり。記傳云。大嘗會中臣壽詞
 に。天津御膳速ナカミ。長御膳乃速御膳止トホキ。千秋乃五百秋仁。瑞穂遠平久安久。
 由庭仁所知食止ユニハニ。事依志奉氏。天降坐云々。とあると。大殿祭詞よ。此乃
 天津高御座爾坐氏。天津日嗣乎。万千秋乃長秋爾。大八洲豊葦原瑞穂國
 乎。安國止平氣久。所知食止。言寄奉賜比氏。とあるを合せ考ふるに。

中臣壽詞の。大嘗につきて申さ故に。由庭爾所知食といひ。大殿祭は。天
 下知看き。凡ての御上にて白き故に。瑞穂國乎。所知食と云る。共に其指物
 は同じ稻穂にて。其中に主とし首とさるは。齋場の穂なり。故紀に主
 とし首とさる。齋庭之穂を詔ひ寄して。其中に天下の百姓の奉貢る稻。ま
 た種々の御調物も。無含たり。前にも云る如く。皇御國の。稻に殊なる深
 き所由ありて。右の如く。大御神の嚴重き。大詔も坐々て。後世に至る迄
 も。万の政のあるか中にも。大嘗を又なき大事とし給ふものぞ。と云れ
 たるにて知へし。○吾兒とは。平田翁云。今此種を依し給ふ。御孫命はさら
 なり。繼躰ツキクの天皇の御裔を。遠くかけて。詔へる御語なり。とあり。○當御
 は。高天原にて。新嘗齋ひ間食を如く。葦原中國にて。吾兒に御しめさ
 せへしとなり。重胤云。御自の御上は属て。キコシメスと云ひ。其依し
 奉る方は属ては。マカセマツルと訓り。共々甚々難ひたる古言なり。と

れは。御にマカスの義あるへし。人に物事を委任^{ユカ}ぬる事を。常に然云る
 なり。万葉に任賜者^{マケタマヘハマケノマニク}。任乃隨^{マケノマニク}。なと何れも。物を委任る由なり。と云り。さ
 て上にも云る如く。此給穂^{マケ}り。人の命繼ものにて。上なく貴きものなる
 故に。今大神の御靈寶の御鏡の次に。此ことを詔へるなり。如此主とあ
 る重き物を詔へるにて。万みあ大神の高天原所知食如く。皇御孫尊の葦
 原中國を知食へし。と詔へること。此等の御言に。無含たること知へし。
 さて平田翁云。是より前にも。葦原中國に。稻を殖たる事。須佐之男命の
 大須佐田。小須佐田を。定給ひし事あり。後に大名牟遲少名牟遲神。相並
 して。國作給ふ時に。天上より稻種の墮し事ありて。大地主神の啓田の
 事あり。然れとも。それ猶宜しき種には非りけむ。故に今かく。大神の齋
 庭に聞食を稻種をは。依賜へるなり。と云り。さる言なり。
又云。式大和坐大國魂神社三坐の中に。御年神の相殿は坐す事あり。其所由詳あらぬ。就て。深く考る。此は八握ノ殿縮を以。神体と爲すと云れは。皇御孫命降天降の時に。大神神の齋庭の穂を。事依し玉へるを。天降坐て後。其給穂を。種に殖玉ひけん

を其か中に。八握ノ殿縮を撰ひて。御歳神の神体として。共は大殿ノ内。齋を祭り玉へりしを。大國魂神を。神社に祝ひ玉ふ時。其因を以て。相殿に祝ひ玉へる。と云れたり 備又重胤
 云。此齋庭の穂を。授け給へる御事は。即伊勢外宮に坐す。豊受大神の天
 降^ト坐し傳なり。其を記には。瓊鏡劍を降し給へる所。次登由宇氣神。此
 者坐^{トツミヤノ}外宮之度相^ニ神者也とある。其右の齋庭の穂は副て。豊受大神の
 御靈形を。天降したまへる傳なるを。大長谷天皇の大御世まで。大神
 の御許を。離れさせ御坐しからに。然る御諭は。御坐し御事になん有け
 る。と云れたる。此もさる言ときこえたり

日本書紀通釋 上篇 六 ○正誤

○印ハ誤

○卷十六

千二百五十四頁八行 奉言ハ 奏言

千二百五十五頁六行(注) ヲホりなどててハ行

千二百七十五頁九行 柶玉ひひ 八行

千二百七十六頁二行 柶ハ 柶

千二百七十九頁六行(注) 口諱ハ 口訣

千二百八十二頁二行(注) 手方ハ 手方

○卷十七

千三百二十頁六行(注) 答ハ 答

千三百三十頁八行(注) かなたハ かなへリ

千三百三十五頁十行 機棚ハ 倒

千三百五十五頁四行 科詔ハ 詔

千三百九十七頁三行 奏白 奏曰

千三百五十八頁十一行 事はハ 事にハ

千三百六十一頁三行 所積ハ 録

千三百六十二頁一行 埋ハ 理

千三百六十八頁九行(注) 部長なりの下諸寮諸司ハ部なりの八字脱

千三百九十頁二行 拾遺下 抄字腕

千三百九十九頁九行 奉るにへくにハ行

17
270

千四百九頁九
行(注) 様から

様から

千四百三十三頁
十行(注) 此の

此の

○卷十八

千四百二十一
頁六行(注) 職號の下

方字脱

千四百二十六
頁五行 らしハ

かし

千四百三十六
頁十二行(注) 疏纂ハ

倒

千四百五十三
頁一行 奉順

倒

千四百六十九
頁八行(注) 中古ハ

中右

千四百七十頁
十一行(注) 石凝姥神をハと

千四百七十一
頁三行五行 治ハ

治

千四百七十二
頁九行 神代記ハ

上

千四百九十一
頁八行 重としハ

重み

千四百九頁九
行(注) 猿のら。
猿のら。

千四百十三頁
十行(注) 此の。
此よ。

○卷十八

千四百二十一
頁六行(注) 職號の下
方字腕

千四百二十六
頁五行 ちしハ
かし

千四百三十六
頁十二行(注) 疏纂ハ
倒

千四百五十三
頁二行 奉順。
倒

千四百六十九
頁八行(注) 中古ハ
中右

千四百七十頁
十一行(注) 石凝姥神をハと。

千四百七十一
頁三行五行 治ハ。
治。

千四百七十二
頁九行 神代記ハ。
上。

千四百九十一
頁八行 重ど「ハ」
重み「

日本書紀通釋

飯田武郷著

上篇之七

... 尊之... 配天... 忍... 年... 過... 年...

... 天... 而... 生... 兒... 流... 入... 洋... 於... 火... 變... 文... 符... 錄... 以...

... 志... 願... 開... 闢... 新... 境... 以... 示... 勸... 懲... 之... 意...

... 一... 書... 以... 記... 其... 事... 之... 始... 末... 以... 示... 勸... 懲... 之... 意...

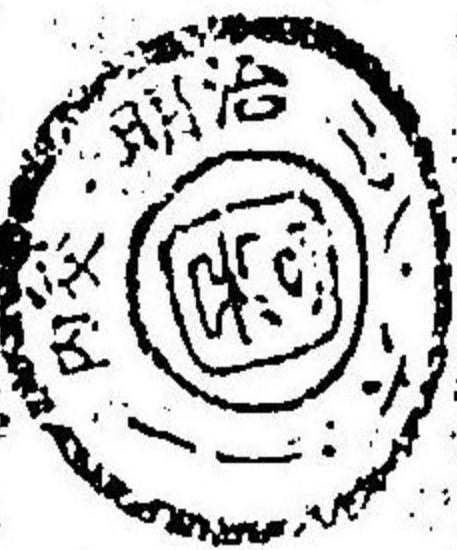
... 一... 書... 以... 記... 其... 事... 之... 始... 末... 以... 示... 勸... 懲... 之... 意...

... 一... 書... 以... 記... 其... 事... 之... 始... 末... 以... 示... 勸... 懲... 之... 意...

... 一... 書... 以... 記... 其... 事... 之... 始... 末... 以... 示... 勸... 懲... 之... 意...

... 一... 書... 以... 記... 其... 事... 之... 始... 末... 以... 示... 勸... 懲... 之... 意...

飯田武郷謹撰



則以高皇產靈尊之女。號萬幡姬配天忍穗耳尊為妃。降
 之。於時居於虛天。而生兒號天津彦火瓊杵尊。因欲以
 此皇孫代親而降。
オホソラニ
ミコチ
ミコチ
オホソラニ
ミコチ
オホソラニ
ミコチ

則以高皇產靈尊の御女の。忍穗耳尊の御妃となり給ひしなり。本書
 の如く。此より以前の事なるを。此一書よては。此時娶坐せりしとまた。
是こえていかとなり
おもは第一一書の下
にも。云るを見へし

將降間。皇孫已生。記も同得なりとあり。本書と異なり。さて虚天に居せり。
大御尊の上に立給ひての事か。されと重胤も云れたる如く。此は前後の

大御尊の上に立給ひての事か。されと重胤も云れたる如く。此は前後の
 事なり。第一一書に。天孫降臨。天孫降臨。天孫降臨。天孫降臨。天孫降臨。

立天浮橋而降之曰云々。有七事の混ひて。在天にて御兒を生
 くる由。語傳へしなるへし。其故は記紀共に。降なむと装束はせ御坐
 る間に。御子は生坐る赴にて。虚天と云へき事實の。有る事なけれりな
 り。云々。此事は。第一一書の下。○欲以此皇孫代親。第一一書よ。皇孫已生
 云々。時有表曰。欲以此皇孫代降。云々記よ。天忍穗耳命答曰。僕者
 將降。裝束之間。子生出。名。天。通岐志國。通岐志天津日高日子番能通々
 藝命。此子應降。云々隨白之。科。詔日子番能通々藝命。此豐葦原水穗國
 者汝將知國言依賜。云々とあるによれば。ことも忍穗耳尊の奏せる
 言を。聞召容させ給ひて。天照大神の云々と。欲しめせるなり

故以天兒屋命太玉命。及諸部神等。悉皆相授。且服御之
 物。一依前授。然後天忍穗耳尊復還於天。故天津彦火瓊

々杵尊。降到於日向穗日高千穗之峰。而膺穴胸副國。自
 頓丘覓國行去。立於浮渚在平地。乃召國主事勝國勝長狹
 而訪之。對曰是有國也。取捨隨勅。時皇孫因立宮殿是
 焉遊息。

諸部神等は。上の一書に見えたる。五部神等。また此一書の手置帆負神
 以下の。五神等をも云へし。○服御之物は。本にミソツモノ。通證に引る玉
 木正英説に。美曾副身一切器物。非御衣之義。御諸物。と云れたる説さ
 る事なり。されどミソツと訓ては。なほ御衣の事となりて。いかとなり。今
 按に美與曾都毛能と訓へし御裝物の義なり。裝を與曾とのみ云るは。催
 馬樂及拾道の歌等に。大授衣と云る哥を。於保與曾許侶茂。また名目抄に

御粧物所を。オヨソモノトコロと云るなと例あり。さらし此服御は。飲食供御の具。車服儀仗の類。鹵簿の御装束までを。總て云と見るべし。三代實錄廿九の部に。太上天皇止伊布号毛停止。亦諸乃服御乃物傳賜布。とあるなとも。まかきこえたり然るに。皇遠説に。謂三種神實と。あるいいかと也。○然後云と還於天。こゝに然後とあれば。皇御孫尊生坐るより。此までの事は。皆虚空にての事とせる傳なり。記の赴は。忍穗耳尊始めにまつ還上坐て。又降坐むとしたまふ間に。御子生れまして。則其御子に詔仰せて。降し坐る由なり。此紀と異なり。○胸副國の。通證よ。兼良曰。胸示無内之處。今按替内副於胸者。瘠之甚也。とあり。まつり右の義なるへし。口訣に。胸副云るは。薩摩國人の説に。大隅國贈味郡霧嶋山の西の方。鹿兒島神社近傍の地よ。むなそひと字さる處あまたあり。胸副坂と云るもあり。これ本り。其邊の大名なりしか。かく地名にわかれたるものならむと云り。

備國人山田清安伊地知季安等といふ。霧島山に登りて。神代の遺跡を採らんとす。其途關坂より清水を經。進て坂路を晴んとす。忽ち道は深き。男の聲よて胸副坂と呼ぶ。清安之を聽きて。悦さらは後よ地名になむにえたへす。歌を作らしと云こと書るものあり。悦さらは後よ地名にされるにか。もとよりの地名か。詳びらかならず。なほよく考ふへし。兼俱理翠等の説よ。薩摩之曰。○立於浮渚在平地。本書又一書ともよるに。こゝも立字、上に。天浮橋の三字を脱しとにや。かくて此次に。到於吾田長屋笠狭之碕。と云ること本書にあり。こゝは略けるものなり。されど此文あくてり。いかとなり。○國主。本書よ其地有二人とあり。即吾田の地を云。故上に其文なくてり。何れの國主たる事知られず。必國名あるへき處なり。備國主とは。其地邊を主領居たりし首長なる故に。かく云り。○訪之。本書よ皇孫問曰。國在耶以不。第六一書に。因問之曰。此誰國敵。○取捨隨勅。本書よ。此焉有國。請任意遊之。また第六一書に。是長狹所住之國也。然今乃奉上天孫などあり。取總て云ひく。此ハ長狹

か古くより。主領住る地に侍れど。天神御子の大神意に。美地と所思召
さは。奉上らむを。取捨。其御意に任せ給へとなり。因立宮殿。この事も。
本書の下に云り。遊息。本訓安坐なり。萬葉の歌に安見知之とある是な
り。天皇の天下を安く所看ぞことを云古言にて。安みし知しめを義な
り。撰集抄に。清涼紫宸の間よ。やそみし給ひてとあるも是なり。漢籍訓
に。ヤスンヌルとあるも即安ニスルなり。安く見る義と云る説はこるし
この事も既よ。或人の説にも云り。さてこの訓。私記また
北野本よは。スミタマフとあり。ヤの脱しものなるへし

後遊幸海濱。見一美人。皇孫問曰。汝是誰之子耶。對曰。
妾是大山祇神之子。名神吾田鹿葦津姬。亦名木華開耶
姬。因白。亦吾姊磐長姬在。皇孫曰。吾欲以汝為妻如何

之。對曰。妾父大山祇神在。請以垂問。皇孫因謂大山祇
神曰。吾見汝之女子。欲以為妻。

海濱。記に於笠袂御前遇麗美人とあれは。此海濱は。笠袂御前なるへし。
御前は。海の出岬に
て。海濱と云るに同じし。○磐長姫在。記に又問有妾之兄弟乎。答曰。我姊石
長比賣在。とあり。ここにさる語なくて。亦吾姊云と在。と云て。あま
りゆくりなき心ちぞ。第一一書よは。事勝國勝長袂と問て。大山祇神の女
り。平田翁云。磐長り下なる宇氣比詞にある如く。堅石常石よ。長久き由な
り。師説に。此二女の御名。石も木華も。主と山の物にて。父神は縁あり
と云れたる。然る事にて。實は石長比賣。磐の精靈木華之咲耶毘賣
り。櫻木の精靈にそおしける。下は説かて。此磐長姫の御社は。式に
伊豆國賀茂郡伊波乃比咩神社。と載されたり。秋山章が伊豆志。加茂郡の

處に。當郡雲見村に。淺間祠あり。磐長姫を祀る。御嶽山の巔にあり。式社なりと云傳ふ。此山の四方は。峯巒周り遭ひて。唯仰て雲を見る故に。雲見山といふ。海よりはり出て。高き事數百丈。これに長磯あり。頂長を八葉と云ふ。と所見たりまた同書に。此は磐長姫を祀る故に。此山にて。富士と。隙あるか故なり。毎年六月朔日より。潔齋して參詣す。此事伊豆納符まよもみゆ。彌高橋氏とあり。國人よ委く探ぬる所も。かくの如し。

た同郡に。伊波比咩命神社と申さる有り。同神なるへし。此は伊豆志に。同郡白岩村の内。小河の土神に。子安明神といふ有る。村老傳ふ。岩姫と謂ふと云り。決く此社なりまた同書に。寛文五年の文に。姫神前。大見庄下小河鎮守とあり。海貳の如き小貝の凝て。石に化せるを。神体とす。婦人安産を祈る。水杓の底を。枝きて来る。とあり。然と記して。式社なる事を云されと。必伊波比咩神社なるへし。

るよ當國人萩原直胤云。この雲見のあたり。往古は那賀郡にて。賀茂郡にあらざ。此雲見、淺間宮は。必那賀郡内の御社なるへし。と深く考ふるよ。式内石倉命神社なるへし。されは元より賀茂郡の地よ。必この御社坐すへしと。探索志に。大島なる三原山上は鎮坐す。三原大明神は。一島の總鎮守にて。頗る大社なるを。俗に淺間とも申さか。磐長姫命を崇奉れる由。隨に云傳へたり。此御社なむ式なる伊波乃比咩命神社よや坐らんとて。委く考証し。なほ同島には。此他も淺間の社ある事を載たり。本書に付て見へし。古史傳三十。お記せり。

○欲以汝爲妻。記に吾欲自合。汝奈何。答曰。僕不得白。僕父大山津見神將白。云々とあり。記傳云。此ハ妹に父の心に隨ひ給ふこと。さも有へしとあり○如何之。本に如之何とあり。今丹鶴本に依て改む。

於是大山祇神。乃使二女持百机飲食。奉進之。時皇孫謂姉爲醜不御而罷。妹有國色。引而幸之。則一夜有身。故磐長姫大慙而詛之曰。假使天孫不斥妾而御者。生兒永壽。

有如磐石之常存。今既不然。唯第獨見御。故其生兒。必如木華之移落。

乃使二女云々。皇御孫尊ハ。木華開耶姫を妻ひと詔へるに。大山祇神の二女を奉進り給ふ。いかにと云ふ。深き御心ありしことなり。二女之至也。次ハ云々。持百机云々。記傳云。今如此獻るは。智摩の禮物なり。穴穗宮段に。天皇爲大長谷王子。大日下王の妹。若日下王を聘しめ給ふ。大日下王。恐隨大命奉進云々。と白して。即爲其妹之禮物。令持押木之玉纒而貢獻。とあり。○奉進之。本に之字なし。永享本は據て補ふ。○爲醜。記にハ見畏而とあり。記傳云。此詞の例何れも怖しき事を。見たる處云々は。此も磐長比賣の顔貌。たと尋常の醜きのみには非て。可怖しかりしにやありむ。とあり。○妹。記傳云。和名抄爾雅云。男子後生

爲弟。和名於止宇止。とあり。○伊毛宇登。と云類。宇登は皆人にて。弟人。夫入妹人なり。かく人と添へて云ハ後之言也。また爾雅云。女子後生爲妹。和名伊毛宇止。とあれども。古は姉とむかへて。後に生れたるをハ。女をも弟と云て。妹とはいはさ。記中の例皆然り。心を着て見るへし。中昔までも然よとありける。○有國色は。萬葉十四に可抱與吉とあり。紀中に麗美。麗はなみ。とあり。○幸の訓ミトアタハマス。この言の解は次の一書一書六の下に云へし。延喜本又私記には。ミトアタハスと訓り。○大慙而詛云々。記にハ爾大山津見神。因返石長比賣。大耻白送言。我之女二並立奉由者。云々とありて。大山祇神の御言とせり。ことよ。磐長姫の自の言と爲るは。記と傳の異なるが如くなれと然らむ。此は各其片方を脱せる傳共にて。實に其御父大山祇神の誓言を。二柱の女御子。共

に承りて御坐けるか。偶は磐長姫の返され給ひし故に。其女神のみ。詛
言し給ひし如くなれども。木華開耶姫。若返され奉給むも。然る詛言は
云出させ給ふへく。止事を得たまはさる時勢とは見たり。但壽命の長
短はしも。皇祖天神の大御心は在へくして。大山祇神御父子の。預らせ
給ふへきに非ぞ。此詛言の驗有て。天皇等の大御命。長くは坐まさせ。
又世人の命短く。成定るか如く見ゆれど。此は此神等の。然か詛言給へ
るにあらて。皇祖天神の大御心を。知るへき由の無けれ。此神等心
に占ひ。言に誓ひて。今より後の成行を。知給へるまでの事あり。此を詛
言以て。しか短く爲給ひしと。思ふへからせ。さるは此時幽顯始て界を
別にして。此は顯世の立る初なりければ。萬の物も事も。今新に定る時
にて。此詛言なくとも。かく定るへきいはれのありけむ。其時に當り
て。かく詛言の自符合る由もありけむ。かにかくに人智を以は。かゝる

幽事の上は。推量りかたし。然れは平田翁は。此を御機言と見て。この詛と
して。詛をトコロと訓るは下文海宮遊行章に。海神乃授彦火々出見尊
因教之曰。以鈎與汝兄時。則可詛言貧窮之本。飢饉之始。因苦之根。而
後與之。神功紀に向。天而呪詛。雄略紀に指井而詛曰。此水者。百姓唯得
飲焉。王者獨不能飲。武烈紀は真鳥大臣。云々廣指塩詛。遂被殺戮。詛時。
唯忘角鹿海塩。不以爲詛。なり此猶猶記傳云。古に其術ありしなる
へし。言義は。説請か。但し吉かれと請事に云るは。見えさ。たゞ人を凶く
せむと。請にのみ云り。能呂布と同じさまにて。伊勢物語に。あまの逆
手を拍てなむのろひをるなる。なとあるも。詛なり。また麻士那布の。吉
凶に通ひし云り。されと麻士とは。凶にのみ云へは。ましなふを善事に
も云ふは。後の轉にやあらむ。た謂詛之使詛取也なと注せりと云り。但
ことにては信に説かたし。○生兒は。今生まそ兒のみを。申にはあらそ。

大御末々までをにかけて。白せるなり。○如磐石之常存。本の訓義のまゝに
 解かり。記傳云。登伎波は常石の切れるにて。即帶上常磐と書り。許萬葉六
 に。きなはち人皆乃。壽毛。吾毛。三吉野乃。多吉能床磐乃。常有沼鴨とあり
 床は借加伎波は。堅き石の多の省かりたるなり。又加多を切めても加多
 字なり。省くこと雄略卷に。堅磐此云柯栲之波。ともありと云れたるにて心得
 本をりなり。されと本の訓あましくし。如磐石常存など訓へきなり。ア
 マヒの解次云。○如木華之移落。記云。使石長比賣者。天神御子之命。雖
 雨零風吹。恒如石而。常堅不動坐。亦使木花之佐久夜毘賣者。如木花之
 榮。榮坐宇氣比豆貢進。此今返石長比賣而。獨留木花之佐久夜毗賣故。
 天神之御子之御壽者。木花之阿摩比能微坐。とあり。阿摩比の義未詳。強
 てたもふに。今俗にも云ふ事にて。物の間の義か。間はアハヒの省かまる
 如麻と波口通音なり。かくて木華の間とい。華の咲散る幣の間。と云こ

といて。御壽命のいと短きを云ふ。譬諭言なり。此れ如字を。古くアハヒと
字義は信あらず。記 傳の説は信あらず。記 して移落は。訓のまゝよてもきこはたれと。壽命の方
 まどらは。ウツロヒナム。と訓まほし。

一云。磐長姫耻恨而唾泣之曰。顯見蒼生者。如木華之俄
 遷轉當衰去矣。此世人短折之縁也。ウツロヒナ オトロヘナム

一云。磐長姫耻恨云々。平田翁云。耻は返され給へる事を慙るなり。恨は。
 弟姫をのみ婚つれば。次々に。世人の壽命も脆からむことを。歎き恨む
 るなり。唾泣は。耻恨のいと切なる状なり。と云り。なほ次に云。○如木華
 之俄遷轉當衰去矣。本の訓は非なり。如木華之俄に遷轉ひ。當衰去。と
 訓へし。相應本よ。さるさ。さてこの詛の御言を。平田翁云。此御言を。古く
 も皇孫尊の。磐長姫を返し給へるを恨みて。咀詛まつれる事と。思ひ錯

れりと聞えて。一書に。磐長姫大懸而詛之曰。とあれど。詛言は非を。其はまつ皇孫尊。直に開耶姫のみ見まして。其請玉へるよ。大山祇神の姫を贈るに副て。磐長姫をも進り給へる事は。深き御心ありしこと。其の此御聘のしも。天神御子の。皇后を立給ふ始にて。其生坐む御子の御末の。御壽命の長き短き。本縁となる。大義なるよ。開耶姫は。其容貌こそ美麗しけれ。櫻の精靈にしませは。其生坐む御子の御末の御壽は。水華の如移落ひ坐へき。道理あり。然るに其を見感て。請給ふか。善からぬ事との所思看つとも。御詔を違へて進りて。磐長姫を添給へるは。皇孫尊もし。此姫を婚玉はむに。容貌こそ凶醜けれ。磐の精靈にしませは。其生坐む御子の御末の御壽の。堅石の如。長久に坐へき道理をし。心に深く思ひ慮りて。進り玉ひしにて。是を大山祇神の。將采を鑑み坐せる。御誓の御占なりける。然れは。種よは皇孫尊いかに。開耶姫を返して。磐長姫を幸玉へかした。所念し坐ること推量られたり。故是を以。

本文を常堅不動坐。如木花之葉。々々坐よと。將來を期たる解。の。否。ぬ。由。をも辨へし。然るは。マセと。讀て。然るよ其心待たまへる。按の外に。開耶姫を留めて。磐長姫を返し給へる事を。大く恥ち。また御末の御子の。御壽の長在るましき事を歎きて。本文の如。白し贈り玉ひしなり。其事持。また其語にも。深く意を入れて。此。磐長姫は。其容貌の醜きゆゑに。返され玉ふを耻玉へるは。固より然も有へき事なるか。玉垣官段よ。美知能宇斯王の女等の。並へて奉られたる中。甚凶醜とて。返され玉へる。開野比賣の。淵に墮て。是を父神の御心と同く。天神御子の。御末の御壽長くおはしまさずは。世人草の壽命も。それに背つと。次々に移落ひなん事を。いと切に歎き感みて。右の御言はありしなり。宇良美といふ。嫉み恨むると。切念ひて。感むるその差別あり。此二のうらみ。共に深く思入ては。怒り誓り時き泣など。爲らるるも。世よある事なり。然る事までを。思ひ通して。悟るへきなり。○武辨云。宇良美と云言の。感むる。世なるをい。は。離。離。八。年。なる。皇太子の如。春日。皇女の。無嗣之恨。方。鐘。太子。妾。名。離。絶。と。ある。な。と。これ。なり。とあり。なほよく考へし。○世人短折云々は。記傳云。世人短折とあるも。

人代の中よりの短命なるを云に非ず。神代の長壽かりし時に。比へて云なり。と云り。さて平田翁云。此も大山祇神磐長姫の御言よ因りて。命短くなりしと云ふに非ず。磐長姫を幸とせ。開耶姫を幸たるか。御子の御末の御壽。又世人の命の短く成れる事本と。と云意になん有ける。さて上代の天皇たもは。百歳より多く餘らせ給ふか。數坐ましければ。人代にては。御壽長かりしなれとも。神代の人壽の。猶長かりし時を以云へり。甚短きなり。斯て此時の事は。皇孫尊の御子の御末にのみ係りて。世の青人草にり。係るまじき道理なれとも。天日嗣しるしめせ。天皇の御壽の長く坐さる土は。天下に所有人の命も。隨ひて短くなりしなり。本より然るへき理なりかし。さてここに。磐長姫の磐の精靈。木華開耶姫は。櫻の精靈なりと。云る説を擧へし。倭姫命世記に。朝熊神社六坐の内。櫻大刀自神。花木坐。若虫神石坐とあり。御鎮坐傳記にも。櫻大刀子神二坐。靈華木坐。大八洲櫻樹始。從天上降居也。因以爲華開耶姫命也。一坐大山祇命雙坐也。若虫神一坐。櫻大刀子神與合力云々。靈石坐とある是なり。櫻大刀自神の御靈躰と。仰き奉るなり。華木に坐なり。此のもと。天上より降れる樹にて。大八洲國に櫻木ある始なり。武野云。木華とは。何木に中に。右の二書に依り。華木の正しく櫻なるへき證は。灼然と有ける。さて大八洲櫻樹始とあるは。もま此國にはなき木なる時。木華開耶姫。天上より降給ふとき。其御靈をこの木にて。授け給へるなり。故是を以。此櫻と即て。華開耶姫命の神躰と。仰き奉ると云るにて。此は所謂櫻木森に坐と。櫻木を白せり。倭姫命世記。また御鎮坐傳記の抄に。文永十年通海參其上に櫻樹あり。高三丈許なり。此木往古より以來。年をおくり。春を迎へて。花咲き實を結ふ。枯すして今も在り。是櫻大刀自神の神躰あり。と申説もあり。りと云り。風雅集よ。祭主定忠。春風の岩板のさくら吹たひ。涙のはなちる朝熊のみや。とあるは。此樹の天上より降れる事は。かの天香山を二箇に分けて。倭國と。伊豫國とに。天降し給へるに同く。天上に坐と。神の御

靈華木坐。大八洲櫻樹始。從天上降居也。因以爲華開耶姫命也。一坐大山祇命雙坐也。若虫神一坐。櫻大刀子神與合力云々。靈石坐とある是なり。櫻大刀自神の御靈躰と。仰き奉るなり。華木に坐なり。此のもと。天上より降れる樹にて。大八洲國に櫻木ある始なり。武野云。木華とは。何木に中に。右の二書に依り。華木の正しく櫻なるへき證は。灼然と有ける。さて大八洲櫻樹始とあるは。もま此國にはなき木なる時。木華開耶姫。天上より降給ふとき。其御靈をこの木にて。授け給へるなり。故是を以。此櫻と即て。華開耶姫命の神躰と。仰き奉ると云るにて。此は所謂櫻木森に坐と。櫻木を白せり。倭姫命世記。また御鎮坐傳記の抄に。文永十年通海參其上に櫻樹あり。高三丈許なり。此木往古より以來。年をおくり。春を迎へて。花咲き實を結ふ。枯すして今も在り。是櫻大刀自神の神躰あり。と申説もあり。りと云り。風雅集よ。祭主定忠。春風の岩板のさくら吹たひ。涙のはなちる朝熊のみや。とあるは。此樹の天上より降れる事は。かの天香山を二箇に分けて。倭國と。伊豫國とに。天降し給へるに同く。天上に坐と。神の御

心なること。言ましくも更なり。又其櫻木を即て。神躰と仰き奉るを以。開
 扉輝即て。其樹の精靈に坐す事をも。惟ひ定むへし神の櫻木を。天上より降し給へる神の御
 心は。推量りよも知へき事には非されとも。元より皇孫とて此姫神をま
 尊の。太后お立玉ふへき。由縁ある事なるへし。さて此姫神をま
 た。櫻木刀自神と申そは。神皇産靈御祖命を。神魂大刀自神とも申そ。刀自
 と同じ。戸主の義にて。瓊々杵尊の後神にて。萬代の天皇の大御祖に坐
 せはなり。さて世記傳記とも。此姫神の靈を。華木坐と有を。延暦内宮儀式
 朝然社に坐す。靈の傳をもらし。儀式は。彼櫻木森に坐す。本つ御靈を云て。小
 淵さるにて。傳の異なるは。非すなん。又磐長姫を。若虫神とも申せ
 るにつきて。此神磐の精靈なりと云説は。此も同書に。經雅神主の辭に。
 此神磐むを以。御名とせりと云るは。然る言にて。此は疑なく。石長比
 賣命なり。其の神體の石よて坐は。云も更なり。其父大山津見神の御言
 に。天神御子。使石長比賣。則雖雨零風吹。恒如石常堅坐トキハニカキハニと告ひ。故古今

集なる賀歌に。我が君は千代に八千代にさくれ石の。巖となりて岩の
 生まて。と詠たるをも。按ひ合て所知たり。然れば磐長姫は。大山祇神の
 御子とは坐せ。實には石の精神ミタマに坐す事著し。此に準へて。開耶姫命
 の。櫻の精神に坐すことをも悟るへし。さて華は脆ヒヤクく。石は長久にて。其
 性の相ける物なるに。其二神の合力而坐。とあるは。甚く心得難きに似
 たれと。此はかの速佐須良比賣神と素戔嗚神と。同性なるか。力を合せて
 坐とは。其趣異にして。華木の脆き性なるを。長久なる巖の性もて。助け
 幸はふ由にて。是を磐長姫の。若生神と名に負ひて。櫻神に力を合せ。木
 華の如。脆かるへき青人草の壽命をも。幸ひ玉ふ因縁なりける。と云れ
 たるは。甚委しき考なりけり。因に云平田翁云神名式。駿河國富士郡淺
 諸書。本花開耶姫命と云るは。實は然る説也。其の伊勢の朝熊社を。古も今
 も。常にあさまの社と云を。富士山の淺間をも。阿佐麻と云り。朝熊の省語と
 をも。淺間神と申せば。此は實は然る言と通ゆる。彼伊豆國に坐。石長比賣命
 をも。淺間神と申せば。此は實は然る言と通ゆる。御稱と開ゆればなり」と云

れたり。さてまた式甲斐國八代郡淺間神社とあるも。一宮記を始。諸書は此神なりと云ふが如し。

是後神吾田鹿葦津姬見皇孫曰。妾孕天孫之子。不可私以生也。皇孫曰。雖復天神之子。如何一夜使人娠乎。抑非吾之兒歟。木華開耶姬甚以慙恨。乃作無戸室而誓之曰。吾所娠是若他神之子者必不幸矣。是實天孫之子者。必當全生。則入其室中以火焚室。于時焰初起時共生兒號火酢芹命。次火盛時生兒號火明命。次生兒號彥火々出見尊。亦號火折尊。齋王此云伊幡毘怒志。顯露此云阿羅幡貳。齋庭此云踰貳波。

是後神吾田鹿葦津姬云々。此一段。本書と異なし。記云。故後木花之佐久夜毘賣。參出。白。妾妊身。今臨産時。是天神之御子。私不可産。故。請。爾。詔。佐久夜毘賣一宿哉。妊。是非我子。云々。○不可私以生は通証に引る。釋どもに此は尊皇胤也とも以公示人避嫌疑也とも説る實にさるへし。○慙恨は纂疏に貞婦不見二夫。姫且忿且恨理宜然也と云りまた通証に引る或説もいはれたり。○誓之古本にツケヒテと訓るハ私記の訓なるへし但し此誓を無戸室に入玉へる上の事と云たるは道理に叶はざる平田翁説なり。○共生とは。焰の焼立と共に。生坐るよしなり。火明命彥火々出見尊と共に。と云意よりあらざる。○火酸芥命。本書ハ火闌降命とあり。次の一書にハ。火進命とあり。須勢曾通音なれり。○火盛時。本書ハ避熱而居。次の一書には避火炎時とあり。此は生坐る御兒の火折と申すは。其方と正しとさへし。○女生兒。山陰云。次の下に下なる一

書の如く。焰衰時の三字有へし。焰初起時。また火盛時とある。上のつゝ
 きの例なれりなり。とありしか見るときは。火盛時の三字も。あしきまは。主
 由は上にも下にも云。○火折尊。これ火よよれる。此時の御名なり。御名
 義は。第三一書に。避火炎一時。生見火折彦火々出見尊。第五一書よ。火炎
 衰時云々。出見云々火折尊とあれり。記傳に。此は火衰たる時に。生坐る
 故の御名にて。火弱りの義なり。と云り。故一書には火夜職命ともあり。
夜も與も通又重胤説に。折は靡き撓む意あり。火の衰たる時には。炎の靡
ひて同じき撓むものなれは。其よしを御名に負坐るなり。とも云り○齋主。此云
 伊幡毗怒志。怒志二字。本に脱たるを。永享本三島本よ。あるに依て補
 へり。但三島本には怒を旁よ作れり。山陰云。此訓注齋之。主人の方をも。兼
 たるなるへければ。主字はあまも。兼
 とのみにては。何處の注と齋字此一書よ。は。いと多ければ。た。齋此云伊幡毗
 り。また齋主を伊幡毗怒志と訓かられたるを。煩はし。齋の主人の方は。注るべきは。あ
 り。また齋主を伊幡毗怒志と訓かられたるを。煩はし。齋の主人の方は。注るべきは。あ

は。既日本來の處に云り。しらすめ。し。これ。本を得られしなり。○顯露此云阿羅幡貳。この訓注の事

一書曰。初火燄明時生兒。火明命。次火炎盛時生兒。火進
 命又曰火酢芹命。次避火炎時生兒。火折彦火火出見尊。
 凡此三子。火不能害。及母亦無所少損。時以竹刀截其兒
 臍。其所棄竹刀。終成竹林。故號彼地曰竹屋。

火燄明時。此は次なる。火炎盛時とあるに同じ。さて火明命は。次なる火
 進命と。一神なることも既に云り○火進命は。火の盛に進みるゆるよし
 の。御名なる事も。已に云り○竹刀。和名抄調度部に。竹刀日本紀私記云。
 竹刀阿乎比夜。言以竹刀。剪金銀薄也。箋注云。按神代紀竹刀。以截嬰兒

臍帶非剪金銀薄之用。言以下。非秘記之文。當為夾行分注。又按。阿乎比衣。蓋日本紀載臍竹刀之舊訓。恐非源君之時俗。謂剪金銀薄竹刀為阿乎比衣とあり。言意は飛鳥井雅澄云日本紀に如風之聲。呼於大空曰。劍刃太子王也。これは上古刀類と云しとあるはる。故かくつゞくるならん。刀とヒエと云神代紀に竹刀此云阿乎比衣とあり。切こととヒヤスと云そのとあり。また鋤なと云をも思合せし。又守部云。字鏡に。披擗の字を訓て。肉をそぎとる事なり。即今の言。閉具と云るも。比惠具の約り。比惠は開又惠具留と云る。押鑄の上略なるへし。竹刀を問長と云る。比惠良の約れる事は。上の比惠具の例の如し。私記に。竹刀を阿は交の假字連へり。○其釋云。本の訓にヒエとあり言の意は。斐は屠る。減さなどあるに從ふへし。私記は阿乎比江とあり言の意は。斐は屠る。減さなど云。波間に通ひ。惠は割る折る等の。和表に通へる以て。准ふへしと云り。さて阿乎とは。竹は莖も葉も。青き物なればなり。○載其兒臍。臍は臍帶

なり。されと平田翁も。云れたる如く。臍字のみにて。儀と盡さず。永享本臍竹とあり。約は切又紐の字解なり。字書に。割解也。繩也。何れにても。帯の意あり。本は脱たるなるへし。さて和名抄形体部に。四聲字宛母。臍臍腹乳也。和名保曹。俗云倍曹とあり。平田翁云。谷川氏説に。分魂之時。臍帶接於胎衣。故斯之稱曰臍胎衣。忌穢之言也。また宗因曰竹刀男女異制。槍曲桶大小二納。臍衣下方位埋之。詳見産科文とあり。緒と云によりて。反語をもて祝ふなり。紫式部日記に。御ほそのをば。殿のうへと有れば。式正の事あるへし。南殿の平竹にて作ると。醫師仲成の説なり。とも云り。仲成とは。和氣系圖。典藥頭正四位上仲成。とある人なるを纂疏に。方音云。臍帶餘六寸許。以絲固結。以鋼刀截之。或用竹刀を見え。女諸禮と云ふ物に。空木の。小刀と云る。異説なり。婦人養集と云物に。臍の緒をつぐ。竹筥のこと。男子ならは竹。女子ならは雄竹と云へし。雄竹と云は。生出る時より。根下の枝一あるを。雄と定め。枝二あるを雌と定めと云り。また香月山説に。臍帶を断つ。竹筥を用へし。鐵の刃物を用ふるを。かす。臍帯を解して。臍帶をつぎ。或は單の綱をまきて。長からし。生子

漢の足利の長は許らへて所へしと。とあり。なほ山枕記。治承二年十一月
 十二日神産の條にも。生氣方河竹と切て。竹刀を作り。御臍を切しこと
 見え。壇蒙抄二。臍緒以竹刀切事。後に。推きまらこの臍の緒と。竹刀にて
 きるは。前蹤にみる歟。如何。風土記の心よらは。皇祖褒能忍耆命。日
 向國贈於郡高芳穗穗生奉降り坐て。是れより薩摩國開駝郡竹屋村に
 あり給ふ。主人竹屋守。女を召て。其腹に二人の男子をまうけ給ける
 贈。故所竹をかたなに作りて。臍緒を切給たりけり。其竹は今も有り
 せ云ふ。此跡を尋ねて。今もかくあるにや。と見えたり。○竹林和名抄筆
 和名大加無家俗云大加波後類聚名義抄にもかくあり此巻の下。又景行
紀も訓同じ。元々
海宮一書に。節を授しかは。竹林と云ふ事も
あり。上巻。神皇正統記の。薩摩。大加波。神を授給り。ト云ふ也。即竹屋。成とあるも。似たり
あり。口訣に。養曆。用竹刀者。示養。産之方也。成竹林者。養。給也。とあり
 ○竹屋の。又云竹屋在日向國ト定田鳥ト而取。給也。と有れど此

邊は和銅より後薩摩國に属て。即和名抄に薩摩國阿多郡鷹屋。
とある是なり。今川邊郡。鷹屋。とあり。この地の事。鹿藩名勝考云。今山田郷
に。竹の尾と習ふ山岡あり。其巔に。竹屋大明神の宮殿ありこれ
蓋無戸室を營られし墟なるへし。また地理纂考云。今土人神山。
或は竹屋か尾。又は略して竹か尾とも云り。山の高さ三十町許にて。絶
頂四畦許。平地なり。此處を皇子御降誕の跡と云。即無戸室の跡なり。又
此頂上より。西北の方。百間許に。竹林ありて凡二畦許也。土人神代竹。或
はヘラタケ山と呼へり。皇子の臍緒を截りし竹刀を。棄たりしが。根を
せるなりと云。此山上すへて。樹木のみなるに。此所は限りて。一村竹林
なるは。いと奇しき事あり。此竹俗に莖竹と號す。他國よりは稀なりと云。
尺余あり。葉は。葉の如し。又葉面よても。対とあり。なほ此地の事。本書空な
葉に長かたき。肉中めは。葉に有葉なし。対とあり。なほ此地の事。本書空な
此事最第一覽きた地志略。按隨筆等にも委し見えたり。平田翁云。大

隅國新瀨縣也。唐屋野也。其後上阿多郡の地名と。移せるなるへし
其國風土也。日向國の境也。唐屋野とあり。唐屋野とあり。唐屋野とあり。

時神吾田鹿茸津姫。以下定田。號曰狹名田。以其田稻釀

天甜酒嘗之。又用薄浪田稻爲飯嘗之。

此定田は。古本よりウラヘタル田とも訓り。平田翁云。太兆に卜定たる田と

云るは。其を天御國の狹田長田に擬へて。狹名田と號けたる由と聞ゆ。

然れば。名は其の音字なり。前には。次の薄浪田は。薄之田と聞ゆるに就て。

すと云り。天甜酒。倭名抄飲食部醴酒。陸詞曰。醴酒味長也。音尊一音

湛。日本紀私記云。甜酒多光佐分。今案可用此字。注云。谷川氏曰。多光與

多光音通。則知。多光佐分。是美酒之古名也。是說可從。源君欲以醴字

音爲之非是。とあり。釋紀に甜酒美酒也とある。其義以て書るなり。

司之。此は。甜酒は。一粒の酒は。あちさる。か如し。然也とある。唐屋野令。酒

下。醴酒。甜酒とあるを見れり。醴酒と同物なるにや。口狹ふは。然り云り。酒

字。醴。甜。古。佐。介。醴。甜。阿。万。佐。介。按。造。酒。司。式。云。醴。酒。者。米。四。升。粟。二。升。酒。三。升。

和。合。造。醴。酒。九。升。以。此。爲。率。日。造。一。度。起。六。月。一。日。盡。七。月。卅。日。供。日。六。日。

外。與。今。俗。時。阿。万。左。計。少。不。同。とあり。一宿酒の方には。あちさるへし。六日

と多武の疑し。其は記に。種々味物取出而。種々作具而進とある。記傳に

味物多米都母能と訓へし。其故は。貞觀儀式大嘗祭儀。辨大夫入。自儀

門。就版跪。奏兩國所獻多米都物。色目とありて。其詞に。御酒倉代缶物。

多米都物。雜菓子飯。などの色目見え。又大多米津酒。大多米酒波。多米

御酒。多每米。大多米院と見え。延喜式にも。多明酒。多明酒屋。多明料

理屋など見え。たればなり。古に凡て美味飲食を云る名なり。姓氏録に。

多米連條。成務天皇御世。仕奉。成務天皇御世。仕奉。成務天皇御世。仕奉。成務天皇御世。仕奉。

神酒也。本の訓は多米奉祀なりけむと。後人のさかしらに。字音と心
 種で。多武とはよみなじつらむと云り。さて又重胤は。右の姓氏録の文
 四次に。政事要略二十六に。姓氏録云。多米宿禰。出自神魂命五世孫天
 日彥命也。十四世孫小長田。稚足彦天皇御世。仕奉大炊寮。御飯香美。
 特賜嘉名。自朕御多米。六世孫三枝。連男倭古連之後。天淳中原瀛真人天
 皇御世。改賜宿禰姓とあれば。古本に。然有つるなり。又同書に載ら
 ねたる。多米宿禰本系帳云。天皇御躬爲國大炊。然之時。供御大飯。己不
 聞食。仍召氏人等。令作御飯。特被詔勅。小長田命作備御飯。進御之日于
 吉聞食。即垂詔備仕奉御飯。甚有香美。平服聞食。故召小長田命者。特賜
 嘉名。朕御多米負賜。被詔定多米連也。爾時賜大炊政。亦任御田之職。賜
 天皇御命賁之政。掌以仕奉也。云々大炊は大宰と云事と。漢様に作るなり。
 云々其朕御多米と詔給ひ。多米連と負せ給へる多米は。記に味物とある

と。記傳に多米都物と訓れたるなり。實は然る言なり。此の俗に多倍物と
 云事にて。食て身を足はす類の言なる者なり。天の甜酒とあるは。汁の飲
 本謝へて。醇きを食と云義以て。号けたるあるへし。此に仕奉御飯。甚有
 香美。と有る事。主と云言なるにて。自余の物と云り。其飯と云ふ就て
 云なりけり。上に小長田命の大飯に仕奉れるか。多米連の本なるにて。常
 陸風土記に。此時膳炊屋舎。構立浦瀨と有て。取大炊之義。名大生之村。
 と有るも合せ思ふべきものなり。と云れたれと。此説信かたし。尋常の
 酒を飲事をも。タフルと云り。催馬樂に佐介乎太守及天太邊志守天。と云
 事あるにあらすや。タフルは給るれり。右の多米とは異なれば。飯と云
 に就て云るは。あるへからそ○淳浪田は。平田翁云淳之田なり。纂疏
 上。淳浪田謂水田也。と有るか如し。今も常に沼田といふ是は。本
 此田の水田なるに依て接へは。上の狹名田の。口訣に熟田之稱。とある

如く陸地を治りて。作れる田と。聞えまると云り。此れ此秋名田の解也。○
 爲飯。本に飯ニカシテと訓れと疑し。カシキテと訓へし。和名抄飲食部
 に。餐饋、漢語抄云。加太加之岐乃以比。飯飯。加之岐可天。新撰字鏡に。輝、
 炊也。伊比加志久。煙可志久。又宇牟須。などあり万葉五ノ。飯炊事毛和須
 禮提云々また炊屋といふ言もあり。言義ハ未詳ねと。籠と和名抄に古之
 岐と訓。炊飯器也。とありて。箋注に孝徳紀同訓。新撰字鏡籠櫛櫛皆同訓。
 許之伎見萬葉集。貧窮問答歌。谷川氏曰。古之岐與炊音通とあれハ籠と
 同義なるへし。古ハはみな籠にて蒸て。飯を爲りしかはハ。小山田與清曰。
 飯は炊飯の名。粥は蒸飯の名なり。加之久は炊爨の字をよみて。俗に布
 加須といふこれ也。蒸ハ湯氣を減さぬに云ひ。炊ハ湯氣を減さぬへハ
 同しからず。籠は炊籠の約轉。いにしへは籠を用ゐ。又は瓦木もて作り
 もしたれば也。それに木葉蒸などを敷覆ひて炊たれば。柏カシを名ける語あり

り炊カシ式カシなどの名あり。されは飯の類と。粥の類と。炊煮の別ありて
 まきると事なきと。後世にハ此けぢめをもちてまといへるなり。さて
 飯ハ強飯あり。ひめ飯ありと云へり。○嘗之。本よニハナイスと訓たれ
 と。尋常の大嘗新嘗の事にハ非ぞして。其産養セツヤシの爲に。新嘗の御事を。御
 子等の御爲に。行はせ御坐けるなるへし。口訣に。以ニ卜定田者。爲卜取
 稻。大嘗會國郡卜定。起是。秋名田者。熟田之稱。天甜酒者醴酒也。淳浪田
 者潤地之名。嘗味口也。凡御禊大嘗會者。神代之例也。御禊者。大嘗以前
 之齋也。始伊弉諾尊。橘小戸核。大嘗國郡卜定者。起。火火出見尊降誕之
 時。大嘗會者。御即位以後也。即位在七月以前者。當年行事。在八月以後
 者。明年行事。卜定而奏。悠紀主紀之國。卜定者二月也。八月上旬遣兩國
 稻實下部。各到國爲大核。卜定田者六段也。祭木綿。四方立賢木。悠紀國
 近江。主基國丹波。或播磨。十月下勅使。取稻以云。秋穂使。十一月中卯日。

天子于備神供。及一刺。薦悠紀御膳。皇一刺。薦王基御膳。以下定
 由之稱。備神供也。と注して。大嘗の事に依りて云る也。清原宣賢卿の記に。
 嘗の神に供するなり。此兒を生給ひて。冥を護けて。神を祭玉へり。遂有
 之。産養の事に爲させ玉へるは就て。通説に。今按平氏太子傳に。三日夕。
 天皇設宴賜物群臣。七日夕。皇后設宴賜物。後宮大臣以下。相次獻饌稱
 之。養産と見えたり。李部王記云。天曆四年七月七日。是夕藤女御有産養
 事。紫衣部日記に。此事を詳に載す。拾遺集に。産屋の七夜にまかりて。君
 が交ひ八百方代を數ふれば。かつ今日と七日なりける。と云る此な
 らず。實に謂る産養と云事の原始と云へかりけると云れしは。實は然る
 言なり。然る時は。上世は養産などにも。田を下へ物ざる習はじなりつ
 るにこそ。然れども。重胤の説は。其如く養産なる時は。産後僅に七夜は有り
 らん。其卜事を行はせ玉ふと云は。猶大嘗などの狀なる御事なりしや。と
 云れたり。武野按。然るはあらじ。田を下定むるは現御りて在る田の稻を
 卜事にて。故大嘗なさて重胤云。かく酒と飯とを。相並へて嘗させ給ふ
 中に。かく酒を先にして。飯を後に云る事。中臣壽詞文などにも然見
 えたり。これ飯よりも。酒を第一と爲る事なるか故なり。故大嘗祭儀齋
 拜の所に。卜定物部人十五人。云々と有て。造酒童女の方。稻實公の上
 に在り。又其卜定田の拔穂の事も。造酒童女先之。稻實公次之。酒波次
 之。物部男女次之。と見えて。其余の事共多し。皆。造酒童女一人を以。
 專要と仕奉れる事。酒を先とし。飯を次と爲る事なるか故なりかし。と
 云れたり。

一書曰。高皇産靈尊以真床覆衾。畏天津彦國光彦火瓊
 杵尊。則引開天磐戶。排分天八重雲。以奉降之。于時大
 伴連速祖天忍日命帥來目部速祖天穗津大來目。

天津彦國光彦。天鏡石國鏡石は同一。稱謂を添て。白せるのみな
 り。○天磐戸。平田翁云。天都宮處に構へし。御門の戸なり。大核詞に。天津
 神波天磐門乎押波氏所聞食武とある。磐門。大同本記に。大御神の倭姫命
 に。御翁坐る御言よ。我高天原爾坐氏。懸戸押張如見見志真伎志。大宮所
 波是處也とあり。懸戸是なり。懸戸の御門とあり。○大伴連。記傳云。大伴
 多々の伴を帥るを以て云か。又此氏の伴の多く廣き由か。万葉七に。
 勅懸流伴雄廣伎大伴爾とあり。又八十伴諸の中にも。此伴を殊に崇め稱
 美て。大伴とい云か。万葉社に。大伴乃宇治等名爾於敬流と。家持卿の上
 出れたるなを思ふへし。さて神武卷に。大伴氏之遠祖日臣命。帥大采
 日督將元戎と見え。拾遺に。逮于神武天皇東征之年。大伴氏遠祖日
 臣命。帥督將元戎。剪除兇渠。佐命之勲。無有比肩。なと見えて。此氏は祖
 神天忍日命よりして。世々もはら武事を以て。皇朝の御守衛となる職な

り。後世の左右近衛大將。左右兵衛督。なとの職の如し。然れば後
 なる。然るを以ては。かの中臣。忌部。五部。なとは。文官。此大伴。久米。なとは。武官
 なり。然るを以ては。武を尊はれし故。よ。大將。府は。大政官なり。とあり。天武
 紀十三年十二月。大伴連佐伯連賜姓曰宿禰。姓氏錄。左京。大伴宿禰。高皇
 產靈尊五世孫。天押日命之後也。家内連。高魂命五世孫。天忍。初天孫彦火瓊
 杵尊。神駕之降也。天押日命。大采日部。立御前。降于日向高千穗峯。然後
 以天采日部。為天敷負部。天敷負之号。起於此也。雄略天皇御世。以天敷
 負。賜大連公。奏曰。衛門閉闔之務。於職已重。若一身難堪。望與愚兒語
 相伴奉。衛左右。勅依奏。是大伴佐伯二氏。掌左右閉闔之縁也。大伴。大田
 宿禰條。は。高魂命六世孫天押日命とあり。押日命を五世孫とし。また大
 高皇產靈神所生女云々。其男名曰天忍日命。定あり。姓氏錄。たかへり。い
 れが正しからん。傳。御子と。子孫の稱なるをい。といはれたれ。此は正
 名曰天大玉命と。あるを。又男。また佐伯宿禰。大伴宿禰同祖。道
 臣命七世孫。室屋大連公之後也。とあり。天武天皇。天乎務實元等詔

大伴佐宿禰波。常母云々。天皇朝守任奉事。顧奈伎人等爾門禮
 波。波多知乃祖止母乃云米久。海行波。美豆久。山行波。草牟須尾。王乃幣
 爾去曾死米。能行爾波不死止。云米流人等止奈母。聞召須。是以。速天皇
 御世始立。今朕御世爾當立母。内兵止奈母達須云々。持明のよまされし長歌
 あり。かく止事なかりしも。是より間なく。天平賢字元年に。橘奈良麻呂
 朝臣の。朝廷の姦人を被はむと。謀れる時。大伴古麻呂。佐伯大成。大
 伴古慈斐。佐伯全成など云し宿禰等の。與せること發覺れて。誅られし事
 あり。これよりして。此氏人。漸々に勢を失ひ。衰へ以て来て。遂に其家
 々絶々に成り。其後類聚國史に。弘仁十四年四月。改大伴宿禰。爲伴宿禰。
 獨諱也。とありて。伴氏となれり。かくて清和天皇貞觀年中。大納言伴善
 男罪ありて。流されけるより。按は善男の寵ありて。家を興し。大臣ふ任せ
 ありければ。共に謀りて。窃に罪を陷せしむ知へからむ。時勢を考て知るへ
 し。此にても。此時いまた。朝かには勢力ありしことは。推置られたり。史の文のへ
調色たるか故なるを。其後は著はれたる人も。代々に聞えそ。いたく
 衰へ果にたり。日本紀略。天慶六年七月。賜參議正四位下伴宿禰保平。爲

朝臣。とありて。其後朝野群載。伴朝臣資謀と云人見えたり。此人は善男
 子員助の裔
調色たるか故なるを。其後は著はれたる人も。代々に聞えそ。いたく
 なる人あり。されと伴宿禰の氏人もあり。一係天皇の時。正六位上伴宿
 禰信重と云人。類聚待宣。云々
ゆ 兩流に分れたりと見ゆ。佐伯宿禰も。彼は佐伯朝臣 ○天忍日命。記傳云。
 名義ことなる事なし。三代實錄貞觀十五年十二月。授河内國正六位上天
 押日命神從五位下。此は武に。志紀亦伴林氏神社。とある社なるへし。此林氏
 神社。貞觀九年二月預官社。姓氏録河内神別。林宿禰
補あり。大伴宿禰 平田翁云。名義今一の考あり。其の神武紀。賊等
 天皇の御軍の嚴く夥きを畏て。天壓神と申せる事あるを思ふに。此神の
 皇孫尊を。守護まじて降らし。武備の物を壓そか如く。嚴きを稱めて。
 壓重と申せるも。亦知べからず。とあり。さて萬葉十八。大伴家持御歌に。

大伴能遠都神祖乃。其名乎婆。大米目主登。及比母知立。都加倍之官云々。
 とあるを見れば。此命の亦名を。大米目主命とも申せるなり。かゝれば
 紀に。天津久米命といひ。此紀に天津津大米目とあるは。共一神にて。
 天忍日命の部下の。隊長にて。米目部の兵を帥たるより負る名。大米目
 主は。其上に立て。主として率むたまへる稱にて。亦名なること論なし。
 然れば記に。天忍日命。天津久米命二人。と爲るは誤にはあらねど。大將
 と裨將とを。並へ云るか。聊まきらひしきなり。此紀に帥米目部遠祖
 天穗津大米目と云るにて明らけし。さて帥米目部は。萬葉二十に。於保
 久米能麻須良多杯乎々。佐吉爾多豆。と詠み。此紀に。道臣命帥大米目部
 とあれば。米目と云部を。帥たる事灼く。其米目部を帥たるに依て。負る
 名を。別一神と爲て。語れる傳なり。又記に大伴連等之祖道臣命。久米
 直等之祖大久米命二人。と云て。二人と爲たれども。此も道臣命は。天忍

日命の孫として。大米目部を帥たる故の名。大久米命は。天津久米命の
 孫として。此又此時の裨將なり。故此紀には。大米目命といふ人なし。
 さて其裨將たる大米目命は。是も産靈尊の御末にて。久米直の祖なるこ
 と。姓氏録左京天神に。久米直。高御魂命八世味月命之後也。と見え。又此よ
 進へて。浮穴直移受牟受比命後也。と擧られたる。所由ある事なり。そ
 ゝまつ米目氏は。記に久米直祖大久米命。と有て。此命より出たるの跡
 なく。さて浮穴氏の事を考るに。續後紀。承和元年五月の下に。伊豫國人
 浮穴直千繼等。賜姓春江宿禰。千繼之先者。大久米命之後也。とあれば。此
 氏も大久米命の末なる事灼し。然るを大久米命と云は。道臣命の亦名にて。
 日命の末を以。久米と浮穴とを。並擧られたる。平田翁の云れしは違へ
 り。さて浮穴直條なる。移受牟受比命と申は。同書天和。門部連。牟須比
 命兒。妻牟須比命之後也。ともあり。門部とは。御門を衛る部にて。連は

美を掌る職なれば。必久米氏の同族なるべき謂なり。さて又神代系志は。
 天忍日命大伴連等祖。亦云神族日命。とあり。名義は未。
 ○米目部。神武紀に
 は大采目部とあり。平田翁云。大采目部ハ。天忍日命の帥の從へ玉ふ。益
 荒武男の部を云ふ。其は次次より引出る諸書にて。著明なり。然て米目と
 云は。大采目命の帥ある部なれりなり。とあり。さて米目と云は。守部
 云組の義なり。又其久美と云言の本は。伊久美竹などの久美。熊獵。熊獵。な
 同れや。許母理。云。云言の約れるなれば。聚群れる軍卒の部を。矢
 奉とも久麻とも云るあり。萬葉三。皮鳥酢寸。久米能若子我とあるも。
 薄葉の繋れるよしのつとけと聞ゆ。と云り。久米と久美を通へる證を
 遺は。久米國造ともあり。古ハ。○天穗津大采目。これ米目部を帥たる。一隊の
 精なるに依て負る名なり。名義穗津は。靈異稜威の約たる言にて。久志の
 志の類とある故。自ら久。大采目部の。武勇の勝れて。靈異きを稱たるなり。大

は天皇の御軍士なる故に。崇め稱へて云へるにて。皇軍と書。皇。字の如
 也。さて米目の枕詞。彌津彌都志。神武紀又。と云ることある。つとけの
 意は。これも稜威稜威志組の子等と云事にて。彌津は伊都と通ふ。稜威
 の武き勢をいふ語なれば。軍卒の武勇を稱へて。續けたるなるへし。志は
 伊蘇志などの志。志伎とも也。又此枕詞の例は。萬葉一に。大伴の御津と
 よめるも。大伴氏之稜威なり。大伴の高師とよみたるも。大伴氏之武健
 して云言の。音を轉じて。つとけたるなとに。準へて知らる。共に相發し
 て。穗津の義もさるとるへし。

背負天磐勒。臂著稜威高靴。手提天梔弓天羽々矢。及副
 持八目鳴鏑。又帶頭槌劍。而立天孫之前。遊行降米。
 天磐勒。記傳云。石の例の堅き由なり。萬葉三に。大伴之名負鞆帶而。鞆の

事。姓氏録ユキカケルトモナヒロキ
見たり。七に教懸流伴雄廣ヒロキ伎大伴爾ナド有て。教は殊に。大伴久米ミ
由縁あるなり。故太刀弓矢より先。姓氏録大伴宿禰條に。天孫彦火瓊々
杵尊神駕之降也。天押日命大来目立御前。降于日向高千穂峯。然後以大
来目部。為天教負部。天教負之号。起於此也。後。近衛府衛門府兵衛府を。共。由介比乃都加佐と云も。
此天。勅負より出。萬葉二十に。波士由美乎多爾藝利母多之。麻可胡也乎。多
た。事あり。ハサミソノヘテ。於保久米能。麻須良多祁乎々。佐吉爾多互。由伎登利於保
世。山河乎。伊波彌左久美豆。布美等保利。久爾麻藝之都々。とあるも。此の
故事に本就て。詠れし者へ。拾遺には。仍使大伴速祖天忍日命。帥来目部
速祖天穗津大来目。帶仗前駐。既而且降之間。先駐還白。と有を以ても。此
二神大来目部と。己に先に立せ遣して。降路に向ひ給ひ。謂ゆる教負伴
男と爲て。被仕奉しと。後には衛府に其職移れり。職員令義解。左衛主府
條に。掌云々車駕出入。前駐後殿事と見え。左兵衛府條に。車駕出入。分

衛前後ナドある是有状なり。宮衛令に。凡車駕出行。兵衛衛士先按行。及
道路隱暎。檢察非常。前後可ニ此觀入大言。登高者使下。云々などを以。其
先駐の状を知へし。とあり。○捉天梳弓。捉字文明本。元々集所引に。捉と
作り。記傳云。波士は常には。楯字を書り。和名抄には。漆色具部に。黄楯
文選注云。楯。今之黄楯木也。和名波邇之とある是なり。天皇の御衣の。波
邇志とも。波士とも云。樺カハを加カガ婆バとも云と同じ。又土師をも波。名義り。
或人埴カハの色したる木ある故に云。と云り。さて此水ハ。今俗に波是ハと云。
山漆ヤマシとも云て。實をば蠟蠟ロウロウに造る。葉はよくもみかする物よて。歌にも
詠り。或人は此木今も弓に造ると云き。或云。木を切て見れば。そのこぐち。
黄ある心。弓には造るあり。物を染るも用。山に生たるを山はせと云
て。里よ生たるより。性宜しと云と。いへり。○武郡云。或人云。楯は木性脆く
たれと。直立して。實細し。和名抄は山楯と云て。一種あり。形状。類。さて書紀
に梳弓と書れたるは。和名抄同漆色部に。梳子カハを舉て。唐韻云。梳子。木實

也。可_レ深_ニ黄色_一者也。とありて。此も黄色を深る物あるから。此字を當たるへし。されど梶はくちなしにて。小木なれば。弓に造るへきに非ず。とあり。○八目鳴鏑。本に鳴鏑をカブラとのみ訓れども。なほナリカブラと訓へし。外よしかよめり。記傳に云。書紀などの訓に。那流訶夫良とあれとも。字鏡は奈利加夫良とあるは依て訓へし。名義は鳴_{ナリ}神_{カミ}夫_ツ理_リ矢_ヤなり。天智紀は有_ニ細_キ響_キ如_ニ鳴_キ鏑_一とある如く。射れば空を鳴行か。雷に似たればなり。此矢記中。往々見えたり。古はもはら用し物とみゆ。八目とは其鏑は竅_{アノ}のいくつもあるを云。和名抄に。日本紀私記云。八目鏑は。夜豆女加夫良とあり。雷をた_レ神_トもいへは。鳴鏑をも加夫良とのみも云へし。又は鳴を分て。鳴鏑を略て。加夫良とのみも云か。加夫良をもとよて。其中と云ふは非_レし。萬葉九に。響_{ナリ}矢_ヤともあり。さて鏑字はたくなへての鏑の事にて。分て加夫良と訓へき義は見えず。こは漢籍に。鳴鏑と云物。此方のみなりかふらに似たる故。此字を當たるなれば。鏑、一字を訓るも。鳴鏑

よりうつれるなり。史記句如傳云。肩頰乃作鳥。鳴鏑。注。章昭曰。矢鏑。飛則鳴。とあり。○頭槌。神武紀に勾務都々伊異志都々伊とある。勾務都々伊は。即此頭槌なり。神功紀にたり。古事記の神武段は久夫都々伊とあれども。久夫は加夫と通音。さて槌を延て都々伊と改へるも。久夫は加夫と通音。さて槌を延て都々伊と改へるも。久夫は加夫と通音。さて槌を延て都々伊と改へるも。異志都々伊は。石槌にて。共に古の劍の稱なり。私記。頭槌。劍名也。其頭曲。石槌。劍名也。其頭似_レ石とあり。通證に無良曰。頭槌者劍首如槌也。今世人所帶之劍有_ニ此形_一也。今按。神武紀曰。我卒具拔_ニ其頭推劍_一。一時殺虜。夫劍有_ニ文有_ニ武。据_レ之則專便_ニ於武_一之制。猶如_ニ今陣刀_一乎。と云り。口訣は。頭槌。劍。いつれも信がたき説なり。記傳も。大方は此等よりられたり。信友云。記傳に。頭槌と石槌を一物とし。又槌は私記纂疏等の説によりて。劍頭の形よりれる名とし。其劍頭を石以て。槌。如く作れる物なるへく。いへるはいか。其のまつ石もて。劍頭の然製らるへきに非ず。よしやしか製りなしたらしむにも。其を用ふに。何の便よき事のあらめや。私記纂疏の説は。槌字

り。但し古代の物に。銅頭のよくは。か。反りたる。見えたるは。柄を把りしは。便よからむ。爲なる。へ。け。れ。は。越。上。野。に。は。あ。ら。ず。傳。は。谷。川。氏の銅の頭石にて。越の形に似たるを。土中より掘出たりと云見たり。いへるよし云はれたるを。身じり。石よて作れるものなりつるか。その銅心得かたし。故つらく。考るよ。頭椎と云は。劍頭の椎の形によりたる由よはあらて。外に其義あるへけれと。今考へきよしなけれは。暫上古の太刀の一種と。心得てありぬへし。と云り。ことに小杉樞郎右の私記纂疏の説に因て云。其頭椎の如しといふもの。遂に後世まで傳へ来しは。隼人所帯といひ。兼良公か今とのたまひしよても。思ひ合そへけれとも。先年来古墳より發見せしもの。いと多くありて。上野國綠野郡白石村。また同國佐野村。また武藏國北埼玉郡小見村。常陸國新治郡栗又村。また三河國渥美郡織部村。また肥前國基肄郡園部村などより。出たる銅製金装の劍頭。みな此種類にして。今日帝國博物館に陳列を。往きて見るへし。さてこの頭椎製の刀劍裝飾ともに。みな最精工にして。兩刃なきにあら

ねども。片刃多し。而して皆柄鞘ともに木を以て製し。銅の薄き板かねにて。其柄鞘を掩ひ。鍍金志たり。但柄頭に楕圓状あくらかなる金物をつけたるか。いはゆる頭椎なり。さてこの刀劍の鐔は。大かた車輪状のもの。をさしはさめり。又按るに。筑後國人形原の石人といふ石製の人形よ。佩せたる大刀は。頭椎状なり。これはた思合そへし。異志都々伊といふもの。記傳になほ上の頭椎と一物なるを。彼ハ形を以ていひ。此は其石以て作れる名なれば。別物にあらそとて。石製の劍頭大和國三輪山あたりの土中より發見せしこと。谷川士清か説をうけられて。まか定められたれともいかくあらん。世俗に石劍頭と云もの。曲玉に似て最大なり。按るよ古人一度劍頭ならんと誤認しつるより。假よ今も通稱せるか如くなりたれと。前回にも略述せし如く。これハ別に使用せし一種の裝飾具なるへし。銅製の頭椎は。上文に云か如く。陸續發見されども。刀

柄まつける石製のもの。いまた發見する事なし。よく考へきものとき。木内重曉か雲根志にかゝけし説は。尤採るよ足らざると云り。なほよく考へし。

到於日向襲之高千總捷日二上峰天浮橋。而立於浮渚在之平地。膺穴空國。自頓丘。覓國行去。到於吾田長屋笠袂之御崎。時彼處有一神。名曰事勝國勝長袂。故天孫問其神曰。國在耶。對曰在也。因曰隨勅奉矣。故天孫留住彼處。其事勝國勝神者。是伊弉諾尊之子也。亦名鹽土老翁。梶此云波茸。音之移反。頭梶此云箇步豆智。老翁此云鳥臑。

伊弉諾尊之子。此事次に云〇鹽土老翁。一書に塩筒ともあり。同じ事なり。老翁はたゞ尊みても云稱なれども。此は實に翁にて在けむと。記傳に云れたるか如し。さて記傳に。塩土は一柱の神名には非き。凡て物をよく知識る人を云稱なり。と云れたれと。重胤云。此は伊弉諾尊。二原御禊の段に生坐る。底筒男。中筒男。表筒男三神を一神としたる御名なり。塩と云は潮の事にて。海の底と中と表とを。總て云なり。其は其成出し所を。海底又ハ潮中潮上と有にて知らる。さて同時に成坐る。底津少童命。中津少童命。表津少童命三神は。海神と坐せは。海中の主宰に坐る事。海宮遊行章の趣よて明らかなり。然るに海上の事よ就ての御事跡の。多く此神に係れるは。如何と云に。少童命と此神等とは。體と用との差別。此に在る事なり。大國主神。事代主神との。差別に異ならず。君臣の義よは非れども。少童命ハ皇孫尊の如く。此神等は御前の事執持て。政こつ人

のことし。れも其も無ては海中を所知言す神。二神有り如く聞えて。何又此を
 伊弉諾尊之子也。とは有れとも。如何なる由は縁れりとも無きり。古くよ
 り。別神と傳はれるには有めとも。思合そへき事なん有ける。其は記海宮
 に。於是其弟泣患居海邊之時。鹽椎神來問曰。云々我為汝命。作善議。即
 造リマナシカツマノ无間勝間之小船。載其船。以教曰。我押流其船者。差暫往。將有味御路。
 乃乘其道往者。如魚鱗一所造之宮室。其綿津見神之宮者也。到其神御門。
 云々。其海神之女。見相識者也。云々と有て。此時の始終の事を。具に始よ
 り知給ふ神の。誰か有む。其海神と力を合せ給へる。此三神は坐せり。
 似着のしからざるを思へし。此時の事。海神三柱も。一神よて。綿津見
 神とも。豊玉彦命とも申せり。其に對へる所なれば。此三神も底中表を
 無て。鹽土老翁など申そへき事なるを。通證よ引る。天野信景説に。和
 泉國大鳥郡開口村。真住吉神社。俗稱三村大明神。所祭鹽土老翁也。神功

皇后征韓時。奉導之。故歸國之後。鎮坐此處。為住吉之外宮。是以攝州住
 吉造替時。此社亦更造營。蓋一體別祠之義也。と有り定に然る言なり
本は海宮遊行章ふも。數多出たる事なるを。今
 の其目易き方に説て。記を引出たるものなり。と云れたるの。然る説と通
 えたり。さてしか此神海上を知看神に坐なから。事勝國勝長狹神。と顯れ
 給ひて。笠峽の地を古くより。主領き坐し。又神武紀にも。天皇に中洲の
 事を語奏し給へるなど。現人神と坐ませる。此神の御性ナカなるへし。備後
 神功皇后の御時に至りて。始て底中表筒男神なるよしを顯はして。御名
 乘し給へるも。さるへき由縁あることなるへし。○此云波背云々。本
 に背を聳は誤る。今秘閣本丹鶴本安倍本に従て改つ。さて此註二十三字。
 本に口次の一書の下に誤りて入れり。今ハ水戸本貞丈校本等も依て。此
 一書曰。天孫幸メニ大山祇神之女子吾田鹿葦津姫。則一夜

有身。遂生四子。故吾田鹿葦津姬抱子而未進曰。天神之
子。寧可以私養乎。故告狀知聞。是時天孫見其子等。朝之
曰。妍哉吾皇子者。聞喜而生之歟。故吾田鹿葦津姬乃愠
之曰。何為朝妾乎。天孫曰。心疑之矣。故朝之。何則雖復
天神之子。豈能一夜之間使人有身者哉。固非我子矣。

抱子而承。記玉垣に。沙本毘賣皇后の御子産給ひて。抱其御子。刺出城外
云々の處。傳云。抱の書紀などに。伊陀久とも。牟陀久とも。訓るの中に。
萬葉十四に。可伎武太伎とあれば。これに依て牟陀伎と訓へし。さて今
如此大后の此御子を。御躬抱きて渡し奉給ふを思ふに。上代には。賤き
も貴きも。凡て婦人産めは。即親抱きて。其兒を其父に示する。それを定

まれる禮なりけし。吾田鹿葦津姫の。抱子而承。云々故告狀知聞とある
なども。此御禮なるへし。然るに沙本毘賣皇后は。兄の稻城隱坐は然
る事も得爲たまはせ。故今渡し奉るに附て。よそなからも。其御禮を行
ひ給ふなるへし。若然らずは。かゝる亂中に。かゝる貴女の。御親抱き
て出給ふへくも非ぞ。凡て古書を見るには。かゝる處は。よく心をつけて。
上代のしむきを。細考へ知へきと。ゆめおほはさり
これ。勿看と云れたるは。誠然り。さて此一書。兒生まして。其を抱きて。
未坐る後に。天神之子寧可以私養乎。云々と白し給へると。又四子とあ
るか。傳の異なるなり。○妍哉は。吾皇子にかゝれり。○吾皇子者。通證に
言稱謂吾之皇子者也。者當訓登波。と云れたる宜し。○朝之。平田翁云。記
の檀原宮段に。朝咲とあるを。記傳に阿都和羅比と訓れ。紀中に笑嘘。听
然而咲。などを。かくよめり。即あざけり笑ふ意あり。新撰字鏡に。阿
色。字類抄に。阿字をアヤウラフと訓めり。○武都云。あさあらふの解。まづ
は如此あれども。あさは鮮の意にて。あさは。大に笑ふより出たる解あり。

是れ人をも嘲弄するも本義あり。此の嘲弄もたゞ大に笑ふは人を獲る意あり。此の嘲弄もたゞ大に笑ふ意なり。此なるも
 之辭也。とあり。さるは直指に反語也と云る如く。聞惡くもと云へき
 の反にて。故にかく言ふか。即嘲弄り給ふなり。今俗は。かゝる言ある
 なる。さて聞惡く生坐るとは。一夜に有身して。生坐る兒を。天神之子と
 誰かは信はむ。聞惡き事白せるものかな。といふ意を。下に含みて。嘲
 弄給ふなり。神功紀に。天皇謂皇后曰。聞惡事之言坐婦人乎。とあるは
 とよく似たり。山陰云。此文漢文よりても。古言よりても。聞はぬ言さま
 は。善は善字の誤寫なるへし。聞善といふことも。漢文は。いかになれとも。
 古言には。叶へり。其の神功紀なる。聞惡とある文も。かなへれに。な
 善字の誤字なるものなり。○心之疑。嘉祿本加茂社に。心疑之とあり。
 本の倒置したるものなるへし

是以吾田鹿葦津姫。益恨作無戸室。入居其内。誓之曰。妾
 所生。若非天神之胤者。必亡。是若天神之胤者。無所害。
 則放火焚室。其火初明時躡詰出兒。自言吾是天神之子。
 名火明命吾父何處在耶。次火盛時躡詰出兒亦言。吾是
 天神之子。名火進命。吾父及兄何處在耶。次火炎衰時躡
 詰出兒。亦言。吾是天神之子。名火折尊。吾父及兄等何處
 在耶。次避火熱時躡詰出兒。亦言。吾是天神之子。名彦
 火火出見尊。吾父及兄等何處在耶。
 入居其内。山陰云。此上に抱子とあるへきなり。本の如くにては。御母の

入坐ること聞ゆ。とあり。○妾所生。本に生を娠とあり。口訣本に。姪と
 纂疏本によりて改む。○兒自言。御兒等の御名とも。其時々火のさまに
 よりて。名けまつれる御名なるを。今かく自言給ふは。いかくなる如く
 なれど。例の後よりめくらして。言傳へたるものなり。さて此傳にも。火
 明命火進命を。二神と爲たること。言までもなく。火初明時と。火盛時と
 二度に分ちたるも謬なり。又火折尊。彦火々出見尊。一神の別稱なる
 を。二神と訛たる傳なり。山陰云。二柱とするをへ。何れ一方は命し。書かるへき例あるに。共に尊とあるは如何。○
 何處在耶。本に在を坐と作り。活字本に據て改む。集解云。在原作坐。因
 訓誤。據後文。改。とあり。さることなり。○火炎衰時。矢野玄道云。ト氏古
 本には。衰字をシメタリとも。ヨワルとも訓り。源氏物語に。雨のあしし
 めり。又風少ししめりてなど見え。撮撰集に。潤衣をシメシ。又濕衣布濕
 などもしかよめり。○避火熱時。玄道云。火熱。熱田宮縁起。倭建御子

尊に開所持囊中。有火打一枚。とあるを。御鎮坐次第略記に。一云此燧後
 天火徹燧名之。俗號燧。付大小刀其縁也。と記し。全大神宮記熱田古老
 口實なと。日破宮に。此天火徹燧を齋奉るよしみゆ。色葉字類抄に。熱
 又炳燧をしかよみ。撮撰集に煩熱をもよめり。枕草氏中にさるへき事も
 なきをほとほり出玉ふとみゆ。

然後母吾田鹿葦津姬。自火爐中。出來就而稱之曰。妾所
 生兒。及妾身自當火難。無所少損。天孫豈見之乎。對曰。我
 知本。是吾兒。但一夜而有身。慮有疑者。欲使衆人皆知。是
 吾兒。并亦天神能令。一夜有娠。亦欲明汝有靈異之感。子
 等復有超倫之氣。故有前日之朝辭也。

火爐。倭名抄爐火餘木也。和名毛江久比とあり。燃極ヒキの義なり。應神紀に
又諸本小。此をホククヒと訓るもあしか。新撰字鏡にも保太久比と訓り。 ○豈見之乎。貞丈云。豈下疑脫
不字とあるの。中々に非あり。かゝる文例あまたある事なり。 ○對曰。本
對を報と作り。今秘閣本北野本永享本共に依て改じ。 ○汝有靈異之威
子等云々。纂疏に靈異之威。謂火不能燒。超倫之氣。謂其子初生而言。
ありさて此御對言。天神をも疑ふものあらむか。とれもほし。又天神御子
の。たゞ人又異なる事をも。知らしめむとかもほしめを事。いと尊し。通
證に重遠曰。太子者天下之本。如有毫髮之疑。國本不立焉。故皇孫設以致
鹿茸津姬之誠。其慮深矣。此書蓋記得其賢。と云るは。然る言なり。○本に
此下に。訓註あるの誤なる事。既に上に云り

一書曰。天忍總根尊。娶高皇產靈尊。女子栲幡千千姫命。

幡姫命。亦云高皇產靈尊。兒火戸幡姫兒千千姫命。而生
兒天火明命。次生天津彦根火瓊々杵根尊。其天火明命
兒。天香山命是尾張連等遠祖也。

栲幡千千姫萬幡姫命。此御名。姫萬の間。兒字脫せしものなるへし。
の戸幡姫兒千千姫命。また第七の一書。萬幡姫兒玉依姫命の例。因て姫兒
云れり。さて三島本永享本より。千千姫の姫等なし。其は脱たる。
のこと次に云。○火戸幡姫兒云々。本より火下之字あり。私記に无き。依て
削る。姫兒は比賣古と訓へし。取我慨言に。漢籍は倭女王の事を。卑彌呼
と云る事を解て。卑彌呼は姫兒と申す事にて。神代卷に。火之戸幡姫兒
千千姫命。また萬幡姫兒玉依姫命。などある姫兒に同じ。と云れたるに
て知へし。一、御名の中に姫と云こと。二、あるは。重複たる如くきこゆれ
と例あり。記中卷明官に。百師木伊呂弉。亦名弟日賣真若比賣命。と申な

と此例なり。平田翁は。袴千々姫(兒)萬幡姫命。火之戸幡姫(兒)千々姫命。萬幡姫(兒)玉依姫。とよみ。御親子二柱の名とせり。借御親を后と爲たる。其兒を后と爲玉へるとある傳を。實の旨に叶へり。と云れたれと信かたし。袴千々姫を。此一書には御親の名とせれと。亦云よ千々姫を御兒の名とし。また萬幡姫の命を。御兒の名とせれと。第七一書よは。御親の名と爲るなと何れを御親。何れを御兒とも。辨かたし。かよさて御名義。乎田翁云。火かくに御親子と云説は。符ひかたき事多し。故富と訓む。戸は豊なり。豊秋津比賣の豊と同一美稱の借字にて校なり。故富と訓む。戸は豊なり。豊秋津比賣の豊と同一美稱なり。と云り○天津彦根火瓊々杵根尊彦根の根も。杵根の根も。共よ尊稱なり。さて三島本北野本嘉禎本延喜本には。杵根の根字なし。次よ此御名出たる處にもなければ。元き方勝るへし○天香山命。本に命字なきは。脱たるものなり。熱田本永享本舊事紀等に因て補ふへし。此命の香山と。名に負給へる由は。未詳。さて天孫本紀よ。天照照彦火明彥玉鏡速日尊。天道日女命爲妃。天上誕生天香語山命とあれり。御母も知られたるか如し。天上誕生天香山命とあるにやらへし。天されど。火明命鏡速日

命を一神なりと爲る説り。甚しき杜撰なり。又同書に。此神の亦名を。手栗彦命とも。高倉下命とも白して。鏡速日命の天降坐る時。供奉の神等三十二人の。第一に坐由も見えたり。此等の事も此神の事。なほ次に云○尾張連。此氏の世系は。天孫本紀に委く出て。香山命の子。天村雲命。尾張國造。志賀高穴穗朝。以天別天火明命十世孫。小止與命。定賜國造。
重胤云天別は。天孫また天降などの誤なるへしと云り。三代實錄九に。天孫天火明命とあり。栗田氏云。天別は天神より別れたる由縁の義を以。云る文なるへし。十世は火明命をたきて。天香語山命より。數へたる云り。姓氏錄左京神代卷あり。天孫本紀に。十一世孫乎止與命と見えたりと云り。別天孫
 命之男天賀吾山命之後也。また右京尾張連。火明命五世孫。武礪目命之後也。また山城大和にも。尾張連あれと。右に引ると同し。河内とあり。此氏もとみな連姓なりしを。次々多くは。宿禰姓を給へり。其は天武天皇十二年十二月。尾張

建國姓曰宿禰。見たるを始め。續紀大寶二年十一月。天平十九年二月。天平寶字二年三月。神護景雲二年十二月の。處々に見え。なほ次々の史にも。みえたとて此氏の本居は。大和國葛城なり。然云故の。記境原宮段。此氏人に葛木之高千那毘賣と云あり。又舊事紀に。此氏三世孫。天忍人命。異妹角屋姫命。亦名葛木出石姫。爲妻次天忍男命。葛木土神劍根命女爲妻。云々四世孫瀛津世襲命。亦云葛木彦命。七世孫建諸隅命。葛木直祖大諸見足尼女爲妻などあり。さて神武卷に。高尾張邑。或本云葛城邑也。また高尾張邑。云々因改号其邑曰葛城とある。高尾張の本名と聞ゆれ。國名の尾張は。此高尾張より出て。其は此氏人の葛木より出て。彼國より下り住居し故。其本居の名を取て。國名と爲るなり。右は記傳に考られたる説なり。却て非なり。さて高尾張と云。重胤説に。所謂高天山の山尾の。張出たる。因れる名と聞えたり。と云れたり。但し尾張とのみも云しにや。天孫本紀。葛城尾治置姫と云人名もあればなり。されは本居の名を取て。

國名と爲し事は。違あるましくこそ。備此氏人の尾張に下り居住し事は。栗田氏説に。十三世孫尻綱根命。此命譽田天皇御世爲大臣。供奉云々。品太天皇御世。賜尾張連姓とありて。尾張姓を賜へるは。應神天皇の御世なれと。此氏人既尾張國造之祖美夜受比賣と見えたり。是より前小止與命などや。始なるへき。さるは本紀に。此氏人の妻を娶て。葛木其姫と云。此小止與命の。尾張大印岐女子。眞敷刀俣爲妻。生一男と見え。尾張に下り住て。其國人を妻とせしなるへければ。是其證とすへし。此小止與命の。何れの御世に仕奉しか詳かならねと。志賀高穴穗朝とあり。又其子建稻種命の。日本武尊の御從なりしを思ふに。景行成務の二朝をかけた。仕奉し人と定むへし。かくて其國造となりしは。いかある故ならんと推考るに。寬平縁起に見えたる如く。建稻種命。日本武尊を左右奉りて。東征に功烈あり。又其早くみまかれる事を。憐と思して。父なる小止與命を。國造に定賜しなるへし。と云れたり。さて神名式。當國中島郡真

墨田神社 名神大。當國神名帳。正一位真墨田大名神とあり。今松降。此を國
 人吉見幸和説に。真墨田社を。一宮記に。大己貴命と爲たるは非なり。尾
 張氏の上祖。歷世當國に住りしかは。其遠祖を祭れる社。三十餘坐あり。
 中に天照國照彦火明命は。中島郡真墨田神社と祭りて。一宮と稱す。天香
 山命の同郡尾張神社に祭ると云り。此説は。其著はせる宗廟社觀問答と云
 景等。國君の命を受けて。尾張國郡志を撰むと云り。自
 他の秘書を。委しく考へ索めて。記せるよし云り。是信に然るへし。と平
 田翁云り。なす式に山田郡にも。尾張神社あり。當國神名帳。從一位尾張
 天神とあり。今小針村に在。
云り考通證云。信景曰。此祭天香山命。今爲春日部郡小針村とあり。また
 式伊勢國多氣郡天香山神社あり

及至奉降皇孫火瓊々杵尊於葦原中國也。高皇產靈尊勅
 八十諸神曰。葦原中國者。磐根木株。草葉猶能言語。夜者

若燂火而宣響之。晝者如五月蠅。而沸騰之。云云

磐根は。本居翁云。たゞ磐にて。根の添て云言なり。屋を屋根。羽を羽根。
 杵を杵根。矛を矛根鳥を鳥根といふ類なり。と云り○木株。本にコノモト。
 又私記。古乃
 太知。なと訓本居翁云。紀彌多知とよむへし。大殿祭祝詞に。木根乃立知と
 ある。乃字は決して衍なるへし。乃と云辭有ては。調もいとあしきうへに。さ
 て他の祝詞には。皆木立とあれとも。こたちと訓ては叶はそ。これは常云
 木立の事にはあらそ。祝詞考の説の如く枉なれば。字鏡。比根字あるに
 依てよむへきなり。木株と書れたるも其意なり。株は字書然らばたふ。
 樹立木立など書る。いかにと云に。かの若根屋根などの例の如く。たふ
 木の事をも。根を添て木欄と云故なり。されは木立など書る。木の
 字をきねに用て云るにて。屋の一字をも。やね羽の一字をも。はねと訓か

如し。是は根に意あるなり。さてたゞ木を木根と云るは。古今集神樂採物の歌。霜八度れけと枯せぬ神樂の。立榮ゆへき神の木根か。と云るなり。とあり○草葉大祓詞に。草之垣葉。龍田風神祭祝詞に。草片葉とあり。本に。カヤノカキハと訓久佐乃加伎波と訓へし。草葉をかけるは。漢文に。本居翁云。草のかきはとはまづ。凡て草は大方三葉五葉つとなど。並ひて生る物なるに。それを欠取て。たゞ一葉なと残りてあるさまを以て云ふ辭にて。意は聊の草の一葉まで。と云なるへし。とあり。標若標火。神賀詞に。如^ホ火^カ光^カ神^カ在^カ利^カとあり。口訣に。若^ホ標^カ火^カ而^カ喧^カ響^カ之^カ者。如^ホ飛^カ火^カ鳴^カ喧^カ也と云り。神壽詞後釋云。火鏡は此字の如く。鏡の内は燒く火なる也。若^ホ標^カ火^カ而^カ喧^カ響^カ之^カ者。云。鏡倍せあるは。心得ぬ也。なり。其故は。標は字書に火。飛也。注したれは。火鏡には叶はす。又喧響も。火鏡にふしなればなり。故つらく思ふに。紀の文はもと。事のまされたる傳のありしを。其まに心得て。書れたるものなり。其まされといふは。まつ記に。惡神之音。如^ホ狹^カ蠅^カ皆^カ涌^カ刀^カ物^カ妖^カ惑^カとあり。音は。狹蠅の如く。音なるを。又一ツの傳は。おれを畫と夜とに分て。二物にたかへて云るかまされて。その音を夜の方の火鏡に屬て。いへるなり。さてかく

に。標字と音とあるから。標者の心の。紀の文字に。火なる類。猶多し。心得て。火鏡見へし。然れども。火鏡は。然たとへにいふは。かりの音は。あるへくも非す。又畫とむかへて。夜をいへむは。光と似つかはしけれ。喧響は。夜よかきらぬ事なれは。以つかはしからず。又一書に。火鏡神とあり。同意のたとへなり。りける。と云れたるは。火鏡とある字に。あまり泥まれたる説なり。翁は。紀の文字と。ともすまはれせしめて。見られたりしより。さる言をも。いはれしなり。此説古く據ありて云るにや。詳あらねど。かにかくて。標火、字に據て。解くの外なし。試に按に。流星をヨバヒホシと云て。音さるものに。古く云り。褒倍はさるもの。古き名よてはあらさるか考へし。ホへはホへは。ホへは。火の空中を飛行せ。今もあるものなり。ホヨハとは。ホトなるを。ホへと云るならん。又ホへの火走か。ホバトリは。ホトと切るを。ホへと云か。但し此考へしに。云若を母許呂と訓るは。萬葉社松の氣の並たる見れり。家人のあれを見送るとたよりし母已呂。などあり。平田翁云。凡て如若なり。一は那須。二は恭登久。三は母許呂なり。那須は師説の如く。似あるべく。恭登久は。事を活かしたる言なるへく。母許呂は。母は加りたる言よて比なるへし。共に同じ心。○泧騰之は。記に如^ホ狹^カ蠅^カ皆^カ涌^カ刀^カ物^カ妖^カ惑^カとあり。神賀詞に。畫波如

五月蠅水沸支水沸は皆なり。平田翁云。涌は静まり居たりし物の起り立て騒ぐを云なり。師はたゞ騒ぐ状をのみ云には非て。涌出てと云り。さて此邪神とも騒ぐを云なるへしと音れつれど如何在んの事。本書の状と別なるに非ぞ。と云へとも。其始は天忍穂耳尊を。天降し奉らせ給ふ御政なりければ。瓊々杵尊に係て書されたるは。事の略に過て。其實を失ひたるなり。

時高皇產靈尊勅曰。昔遣天稚彦於葦原中國。至今所以久不來者。蓋是國神有強禦之者。乃遣無名雄雉往候之。此雉降來。因見粟田豆田。則留而不返。此世所謂雉頓使之緣也。故復遣無名雌雉。此鳥下來爲天稚彦所射中其矢而上報云云。

強禦之者。本にイノカワとあるはイムカフの誤なり。又明應本。通證に。射向也と云る意にて。たむかひ敵なむを云。人にかたきをむを。弓記。天守受賣神を。雖有手弱女人。與伊牟迦布神。面勝神とあり。同語なり。○無名雄雉無名雌雉。平田翁云。雉名鳴女とあるは。總名。こゝは雌雄を別ち云へる故に。名鳴を上し付たるなり。○粟田豆田。豆田二字三倭名抄に。粟田安八不。豆田萬女不。とあり。不は麻生。淺茅生。蓬生などの生にて。其物の專と生殖る地を。其生と云なり。田字には泥むへからず。萬葉に。○此世所謂云々の十字。此よ在ては。解かたし。次の遣無名雌雉云々の次にあるへき文なり。其よしは次に云。○里胤云。本書に無名雌雉を遣はされしとされたるよしある。其無名雌雉。無名雌雉。記す所謂雉名鳴女には當れる。されど。此一書には。其先に遣はされし。雄雉の方。雉頓使之縁也と有て。頓使の縁る所。次に後者を。予は此一書を取へく之所思ける。諸頓使と云事。○頓使。使したる任に。一向に野來さる謂なり。と云り。此説は信かたし。平田翁云。頓は比多と訓こは。頓丘此云毘陀鳥とある。此正しき